

独立行政法人大学入試センター
入学者選抜研究機構発足記念セミナー報告書

大学入試を考える ～競争選抜から全入化の時代へ～

平成 23 年（2011 年）2 月

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構

独立行政法人大学入試センター
入学者選抜研究機構発足記念セミナー報告書

大学入試を考える ～競争選抜から全入化の時代へ～

～ 目 次 ～

開会挨拶.....	1
吉本 高志 (独立行政法人大学入試センター理事長)	
セミナーの趣旨.....	2
荒井 克弘	
報告 1 「大学入学者選抜の必要条件」	6
報告：繁桝 算男 コメント：土屋 俊	
報告 2 「障がい者の大学入学者選抜と受験特別措置」	26
報告：藤芳 衛 コメント：田中 義郎	
報告 3 「教科・科目に依らない学力測定の可能性」	46
報告：小牧 研一郎 コメント：上野 一彦	
全体討論.....	72

～登壇者紹介～

●荒井 克弘（あらい かつひろ）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構長。専門は高等教育研究、教育計画論。

●繁樹 算男（しげます かずお）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授、帝京大学教授、東京大学名誉教授。専門は計量心理学、ベイズ統計学。

●土屋 俊（つちや しゅん）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授、千葉大学教授。専門は哲学、認知科学。

●藤芳 衛（ふじよし まもる）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構特任教授。専門はテストのユニバーサルデザイン、テストメディア開発。

●田中 義郎（たなか よしろう）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授、桜美林大学教授。専門は比較・国際高等教育学。

●小牧 研一郎（こまき けんいちろう）

独立行政法人大学入試センター参与・名誉教授、東京大学名誉教授。専門は実験物理学、適性試験研究。

●上野 一彦（うえの かずひこ）

独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構特任教授、東京学芸大学名誉教授。専門は発達臨床心理学。

開会の挨拶

吉本 高志

(大学入試センター理事長)



大学入試センター理事長の吉本でございます。
本日は、大変ご多忙のところ、また遠方からも、
本会に多くの方がご参加いただきましたことを感
謝申し上げたいと思います。

大学入試センターでは本年の4月に、新しい研
究組織、大学入学者研究機構を立ち上げました。
本日の「大学入試を考える～競争選抜から全入化
の時代へ～」のセミナーは、この新しい研究機構
を記念して開催させていただきました。

現在の我が国の大学進学の状況は、進学者数が年齢人口の約半数を超える、しかも、志願者の中のほとんどが入学できる大学全入化時代と言われております。同時に、大学志願者の多様化に応じて、どのような入学者選抜を実施していくべきか、大学入試もまた大きな変革の時を迎えておると思っております。もとより大学教育の改革が必須の課題ではありますが、新しい大学教育に向けて、公平かつ公正な入学選抜が今問われていると思います。

センターでの新しい取り組みの一例を挙げさせていただきますが、障害者の方々のセンター試験は、その申請を通常より1ヶ月早めて十分な検討を行い、さらに特別措置の区分の中に、平成23年度より、いわゆる発達障害を加えることにいたしました。社会的要請の高い問題に確実に取り組み、その成果を広く社会に情報発信するように努めています。

本セミナーも含め公開の場でのいろいろな議論は、大学入試のさらなる改善を図る上で重要であると思っております。実りある会になりますことをお願いいたします、開会のあいさつにさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

セミナーの趣旨

荒井 克弘

(大学入試センター入学者選抜研究機構長)



ただいまご紹介にあずかりました、入学者選抜研究機構の荒井でございます。今回のセミナーの趣旨とテーマ設定に関して、若干のご紹介をさせていただきます。

ただいまの理事長の開会のあいさつにありましたように、大学入試センターに、この4月、入学者選抜研究機構が発足いたしました。この研究機構は、大学入試研究と社会のインターフェースをいかに埋めるか、インターフェースをどのように構築するかということが、大きなミッションであると承知しております。

今回のセミナーもまた、その取り組みのひとつでございます。このセミナーは、プログラムでご覧いただきますように、報告者もコメンテーターも、すべて機関の教員たちによって構成されております。通常ですと、コメンテーターは外部の方々をお願いしてということですけれども、今回は発足を記念するという趣旨もございますので、報告者とコメンテーターをすべて機関に所属する教員で構成致しました。同じ研究組織の教員と言いましても、ごらんになるとおり、機関にはさまざまな分野の研究者にお集まりいただいています。したがって、同じ機関の同僚と申しましても、報告とコメントは結果的に異種格闘技になるという興味がございます。異なる専門のものが自由に議論することによって、大学入試研究に関する議論がさらに発展する、議論の渦をつくっていくという上で、今回のセミナーがよいきっかけになれば、と期待しております。

今回、セミナーのテーマと致しました「競争選抜の時代から志願者全入化の時代へ」内容ですが、参考までに、図式化したモデルをつくってみました（スライド2、3）。競争選抜の時代というのは恐らく均質な志願者層から能力基準、主には学力基準によって入学者が選抜される。それがこれまでの選抜の形態でもあっただろうと思います。それが志願者全入化の時代になったときにどのように変わるのが。当然の話ではありますが、多様な志願者がさまざまな大学に出願する。大学入試を経て合格し、大学に入ってくる人たちもまた大変多様であるということになり、大学入試もまた非常に多様な入学者選抜の形態をとるというのが特徴ではないかと思います。

ただ、志願者集団の構造、志願者の多様な特性が、果たして入学者の多様さにそのまま反映するかというと、これは十分に考えるに値する問題です。むしろ、大学入学者選抜が、それぞれの大学の理念に基づいて、多様な志願者を多様な入学者に変換する装置であると考えますと、この志願者全入化時代における大学入試、あるいは大学入学者選抜との役割が、やや見えてくるような気もいたします。

きょうの報告プログラムですが、まず最初に「大学入学者選抜の必要条件」と題しまし

て繁栄教授から、競争選抜から志願者全入化の時代に何が変わったのか、現在の入学者選抜における必要条件とは何であるのか。その中に変わらぬもの、変わるものがあるかと思ひますけれども、そのあたりのお話をいただきます（スライド4）。

それから、多様な入試という状況の中で、障害者の方の大学入学者選抜にどう対処していくのかという課題は、今日大きな広がりを持っています。この障害者の大学入学者選抜、それを公正な視点、公平な選抜、あるいはそういうプロセスをどのように用意するのか、機構の藤芳教授からお話をいただきます。

最後に、「教科・科目に依らない学力測定の可能性」ということで、小牧教授からお話をいただきます。ご存じのように、高校教育は大変多様化しております。また、大学を志願する人たちの中にも多様な学習歴を持っている人たちが増えていることがあります。こういう状況の中で、従来どおりの教科・科目に準じた学力測定あるいは入学試験を実施し続けることができるのかどうか。あるいは、それをもし違う形のものに変えていくとすれば、どのような可能性があるのか。小牧教授は法科大学院の適性試験のプロジェクトリーダーであった方でもいらっしゃいます。その観点から、この問題にアプローチいたします。

以上3つの報告をいただきました後に、パネルディスカッションでさまざまな視点から議論の発展を試みたいと考えております。

フロアの方々からは、リクエスト用紙、コメント用紙が封筒の中に入っております。それに記入をいただいて、ぜひこのセミナーへの積極的なご協力をいただきたいと思っております。

また、封筒の中に我々の入学者選抜研究機構の内容を示す1枚の用紙が入っています。これをご覧いただきますと、入学者選抜研究機構というものがどういう目的を持って、どういう教員の人たちでプロジェクトを進めているかということを簡単にごらんいただけるのではないかと思いますので、ぜひ休憩時間にでも眼を通していただければと存じます。

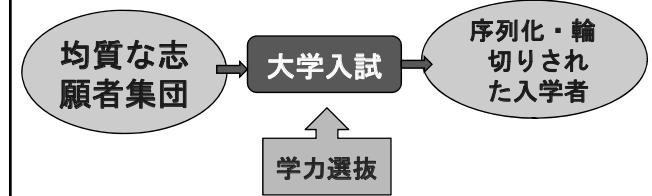
以上、セミナーの趣旨とテーマに関してのご紹介をさせていただきました。

大学入試を考える ～競争選抜から全入化へ～

大学入試センター入学者選抜研究機構
荒井克弘

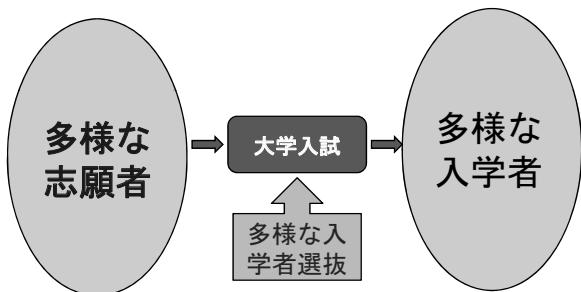
1

競争選抜の時代



2

志願者全入化の時代



3

セミナー報告の課題

- ・大学入学者選抜の必要条件
- ・競争選抜から志願者全入化の時代へ何がかわったか
- ・障がい者の大学入学者選抜と受験特別措置
- ・公平な試験；テストのユニバーサルデザイン
- ・教科科目に依らない学力測定の可能性
- ・多様な高校教育、多様な学習履歴に応える試験

4

報告1「大学入学者選抜の必要条件」

繁樹 算男

(大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授・帝京大学教授)



皆さん、こんにちは。トップバッターといたしまして、大学入試センター入学者選抜研究機構入試評価部門の繁樹が発表させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初のスライドですけれども、私が話す視点、観点を示しております（スライド2）。私は大学教員を長い間勤めてきましたので、どうしても大学教員の立場から大学入試をみる傾向があるかもしれませんのが容赦ください。今日のお話

では、大学入試を一つの意思決定システムとみなしまして、入試のあるべき姿について考えていくたいと思います。

現在は大学全入時代であると言われます。また、ユニバーサル化という言葉もよく皆さんお耳にされるかもしれません。ここで大学全入やユニバーサル化という言葉を同じような意味で使います。現代は受験生が結局どこかの大学に入学できる可能性が高い時代になりましたが、「志願者はどういう人でも合格させる」という態度は望ましいことではなく、きちんと選抜しようということが、今日の私の話の要点です。個々の大学が選抜のための入試システムをよくしようと努力することが、日本全体の教育力を高めることにつながると思うからです。

ユニバーサル化ということに関しては先輩格のアメリカの事情ですが大学進学率は日本と大体同じような数字です（スライド6）。すなわち、50%程度が大学に入学していて、希望者は全員入学させるような大学も多数存在するようです。しかし、入学時に非常に競争の激しい大学、例えばハーバード大学であるとかスタンフォード大学をイメージしてもらえばいいわけですけれども、このカテゴリーに属する45校では、受験生の2割ぐらいしか合格いたしません（スライド7）。そういう大学では、受験生の学力は大体保証されているので、そのほかの要因、例えば推薦状、小論文、面接、課外活動、さらには、受験生全体の階層的ばらつき、あるいは地域的なばらつきなどを重視して選抜しております。アメリカは競争の激しい国ですから、各大学はそれがおかれた状況に応じてできるだけ優秀な人材を集めようと努力しております。

ここまでが前置きで、ここからが私が今日言いたいことです。繰り返しになりますが、意思決定システムとして入試システムを考えるということが今日のメインテーマです（スライド8）。このように発想することによって、どういう条件が入試に必要であるのかということをまとめます。さらに、その必要条件のそれについて、具体的な提案もいたします。先ほどご紹介いただきましたけれども、私は計量心理学を専門にしておりまして、そういう専門の立場から考えられることを取り上げたいと考えております。

入試システムが持つべき必要条件を5つにまとめました。5つの必要条件について、これからお話しします。意思決定として入試をモデル化しますと、このスライドのようにまとめられます（スライド10）。

入試に関して大学ができることは、合格にするか、不合格にするか、 a_1 と a_2 、アクションの1とアクションの2つだけあります。受験生を大学が合格させたいと思う受験生と合格させるべきではない受験生に二分いたしますと、入試の結果として4つの可能性が生じます。「望ましい受験生を合格にする。」これは意思決定として正解ですね。また、大学の教育資源を活用しても、成長させることが難しい者を不合格にするというのもやむを得ないところであります。一方、正解ではない結果は、望ましい受験生を不合格にした場合と望ましくない受験生を合格にした場合です。望ましい受験生を不合格にした場合は、本人にとってはもちろん残念なことありますが、大学や社会全体にとっても残念なことであり、損失です。

この4つの結果がどれほど利益を生むか、あるいは、どれほどの損失を生むかを評価します。4つの結果のそれぞれの評価値は、伝統的な統計的決定理論では、損失と呼ばれまし、ベイズ的と呼ばれるアプローチでは、効用と呼ばれます。損失と効用は、基本的には同じものです。符号を反対にすれば、対応します。それぞれの結果がどれほどいいのか悪いのかという評価はアドミッション・ポリシーに依存します。すなわち、4つの結果のそれぞれの効用、あるいは損失を評価するということは、どのような学生が入学することを望むのかということと直結しております。この望ましさの評価は、受験者の複数の属性を同時に評価し一つの数値に集約することを意味します。

例えば、受験生を評価するときに重要と考えられる3つの属性を考えます（スライド11）。第1の属性は、学力を代表とする達成度です。入学選抜をする時点においてすでに達成している知識や技能を意味します。第2の属性は潜在的可能性です。知能と呼ぶことも可能です。知能についての心理学理論では、結晶性と流動性という区別をいたします。結晶性知能とは、学習によって獲得されるもので、あまり変化しない能力や技能であり、流動性知能とは、可能性を示す一般的な能力です。結晶性知能と流動性知能はしばしば対立的にとらえられますが、第2の属性である潜在的可能性は流動的な知性を指します。第3の属性は、非認知的次元です。第1属性と第2属性の二つの次元が認知的なのに対して、この次元は認知的ではないもので、社会的賢さであるとか、やる気です。最近では、エモーションナリー・インテリジェンス、EIやEQと言われております。

この3つの次元において、大学は受験生に対しどういう評価をするのかが問われます。この評価に関連して、次のような問題を考えてみましょう（スライド12）。すなわち、受験生にどの程度の受験勉強をすることを期待しているのかという問題です。大学によっては自己制御力の表れとして受験勉強を長時間することを評価するかもしれません。このような大学は、第1の属性、達成度を評価していることになります。一方、友人との交流、趣味、スポーツなどと魅力的な活動の多い高校生活において、受験勉強に専念することを重視しない大学もあるかもしれません。また、大学によっては、伝統的な学力試験で達成度を問うのではなく、潜在的な能力に期待して受験生を評価しようとするかもしれません。

3番目の属性の感情的な知性というものを重要視する場合にはその測定をどうするかが問題になります（スライド13）。たとえば、面接によって、感情的知性を測れるのかとい

うことが問題です。

いろいろな大学や学部すべてが学力によって選抜を行うならば、大学の競争力がそのまま1次元的に反映され、競争力が現在の時点で乏しい大学は選抜する余裕はないかもしれません。しかし、そのような大学でも、それぞれの個性を生かして、受験生のどのような属性を重視するかについて個性的な選抜をするならば、受験生の目に魅力的に映り受験生が増えることによって各大学にとって望ましい学生を選抜する可能性が高まることを期待します（スライド14）。

比喩を一つ挙げさせていただきますと、植物にとっては、夏に花を咲かせるということが一番効率的です。しかし夏に花を咲かせる植物が多過ぎ競争が激しすぎる場合にはそれが最も良い選択とは言えないかもしれません。この時には、秋に咲いて、みずからの命を次につなげるというようなことがあるのです。

より具体的に、多様な受験生を多様な観点から評価することを図式的に示します。仮に4人の受験生を、A君、B君、C君、D君とします（スライド15～17）。4人の受験生のうちだれを合格させるかを決めるためには、3つの属性の重要度を各大学が決めなければなりません。A君、B君、C君、D君は、それぞれに魅力がある受験生であり、いい学生になり得ると思います。しかし、例えば学力だけで選抜するならばC君やD君は不利になります。学力を重視するのは仕方がないという立場もあるし、3番目の感情的知性の次元を重視するという立場もあり得ます。要するに、A君、B君、C君、D君の誰を合格させるかを決めるために必要なことは、受験生の持つ属性のどれを重視するかを示すアドミッション・ポリシーを決めることがあるということがわかります（スライド18）。

しかし、実際に各大学で公表されているアドミッション・ポリシーを読むとかなり抽象的に書かれておりこのアドミッション・ポリシーは選抜方式に具体的に結びつくようにする必要があります。アドミッション・ポリシーを入試に反映させるためには、テストの専門家の知識を利用すべきです。現状では、そういう専門家集団の存在自体が余り知られていないし、専門的知識が利用されていないように思います。

たとえば、受験生の評価は多属性の評価であることを指摘して、例として3つの属性を挙げましたけれども、その3つの属性をどうやって1つの望ましさの評価値に集約するかという問題は、多属性効用の評価問題と言われ、いろいろな手法があります。ここで専門家の知識が役に立ちます（スライド19）。

必要条件4つのうちの、2番目は、選抜資料をどうやって選ぶかという問題です（スライド20）。まず、選抜資料は良い学生を選ぶことを目的とします。合格者の望ましさと、合格しなかった受験生の望ましさの差を最大化するような資料がいいものであると言えます。大学生の評価が、学部の成績平均（G P A）で決まるに単純化して考えるならば、合格者の成績の期待値と不合格者の成績の期待値がもっとも大きくなるように選抜資料を選ぶべきだということです。当たり前のことのように聞こえるかもしれません、これはベイズ統計学で確立されているルールから導かれることです。

必要条件の3ですが、選抜資料の収集がうまくいけばそれで終わりということではありませんので、その選抜資料を使って、どうやって決めるかという具体的な手続きを決める必要があります（スライド21）。具体例を言うとわかりやすいと思います。一般的に行われている合否判定方式は総合点方式です。これは、面接点の評価点、センター試験や個別

試験の成績、その他もろもろの評価点に配点を与え、それを合計し、点数の高いものから合格させるというやり方です。

次に、オア方式とかアンド方式も考えられます。これは、英語の「o r」と「a n d」という単語を使ったそのままのネーミングです。オア方式とは、いくつかの選抜資料のうち、どれか1つでも評価が非常に高ければ合格させるという意味です。あるいはもう少し慎重であれば、2つの点で優れていれば合格させるという方式も考えられます。この方が誤差の影響をこうむりにくいという利点があります。たとえば、面接点が非常によかった、あるいは英語の得点が非常によかったという一つの理由で合格させます。2つ良いところがあれば合格させるというルールであれば、面接点と英語が非常によかったら合格させることになります。アンド方式というのは、肥料の3要素、すなわち、窒素、リン酸、カリの3つの要素のどれが欠けても植物が育たないことと同様に、すべてに最低限の基準を満たしていればいいということです。総合点方式、アンド方式、オア方式を図示します（スライド22～24）。

必要条件の4番目は、入試システムを意思決定として、あるシステムをつくったとしましょう。それがねらいどおりに機能しているかどうかということを点検・評価することです（スライド25）。この点検評価の基準として、G P Aを用いて考えましょう。この場合には、入試システムがうまく機能しているかどうかを点検するためには、合格者の学部の成績が十分であるかどうかを追跡調査しなければなりません。この追跡調査は、当然のことながら不合格者のデータは得られず、合格者の成績しかデータになりませんので、統計学的には難しい問題をはらんでいます。この追跡調査の計画と分析には、統計学の知識を持つ専門家の知恵が必要です。それから出席率や留年者、退学者の数なども評価基準となります。検証の結果を大学教員やアドミッションズ・オフィスにフィードバックし、そして選抜者システムを改善するということが必要条件の4です。

ここまで述べた必要条件をまとめます（スライド26）。(1)アドミッション・ポリシーは明確に述べられなければならない。(2)選抜資料は適切に選ばれなければならない。すなわち、合格者と不合格者を適切に区別する選抜資料を見いだすべきである。(3)合否決定方法を最適化する。(4)選抜資料の選択や合否決定方法を含む入試システムが機能しているかどうかを事後的に評価する。という4つの条件を説明いたしました。

意思決定の枠組みから入試システムのプロセスを要約します。入試とは選抜資料データから多属性の各受験者の望ましさ——意思決定では効用というふうに言われます——を評価して、合格者と不合格者の望ましさの評価値の差を最も広くする資料や決定方式を探す問題であると言えます。

この意思決定問題に關係して、2つのトピックを話題とします。

まず、学力偏差値の功罪です（スライド27）。ここまで、学力のみで判断するということは悪いという趣旨で話しているかという印象を持たれたかもしれません、これはやはりメリット・デメリットが両方あるかと思います。

学力試験による入試の長所は、客観的であることです。受験生にとっても、あるいは高校教師にとっても、目標が明快です。一生懸命受験勉強するというのも一つのすぐれた特質であるわけです。大学での学習に直結いたしますし、高校時における進路指導も容易であります。

短所は、偏差値の高い大学を除き、学生のやる気を阻害することでしょう。そして公平性の意味でも、先ほど少し申しましたけれども、高校生活でいろいろな経験をしたい、あるいは学業において、数学が非常に好きで数学の難間に日々挑戦するというような場合には、必ずしも受験に対して時間の使い方が一番効率的というわけではありません。

そういうことを考えると、競争率が高く学力偏差値的に高い大学において、選抜資料として従来どおり学力を選抜の決め手とするという場合もあるでしょうけれども、選抜方法を多様化するということもあるとおもいます（スライド28）。偏差値の高い大学ほど、その偏差値的一次元性を壊す余裕があるともいえます。

一方で、受験生をほぼ全員合格させるような大学では、例えば将来の可能性に重きを置くというような選抜をすることによって、学生の伸びしろに期待することもできます。そうすることによって、学力による偏差値的序列を克服するということも可能であると思われます。

ここまで私が言ったことは、それぞれの大学が自由に競争するということをポジティヴにとらえています。しかし、本当に野放図に競争していいというわけではありません。大学の経営的観点から言えば、受験の負担を小さくし多くの受験生を集めることに关心が偏ると、大学生全体の質の低下をまねく懸念があります。次のトピックは、実際に私が聞いた話ですが、これを必要条件の5に結びつくところであります（スライド29、30）。すなわち、受験生を増やすために、受験科目が極端に少なくなり、大学教育についていけない学生が増えるという困った問題です。そういう弊害をなくするために必要条件5というものがあります。すなわち、大学入試が受験生の受験のための勉強を方向付けることを認識し、受験のための勉強を促進する要因を探るべきだということが必要条件の5つ目です（スライド31）。

以上話したことをまとめます（スライド34）。

必要な5つの条件を説明しました。そして、それぞれの条件において具体的に決定すべき事項を整理し、それぞれについて、こういうふうにしたらどうかという計量心理学的な提案をいたしました。

ここまで多岐にわたって入試の必要条件を話してきましたが、もっとも主張したいことは何かと問われると、これらの必要条件をクリアするためには専門的な知識が必要であり、そして、こういう具体的な作業をする組織が必要であるということです。その組織とはアドミッションズ・オフィスと呼ばれるところです。各大学が決定すべき事項を最適化するための準備をし、入試システムが機能しているかどうかを調べるために、アドミッションズ・オフィスが充実されるべしということを言いたいと思います。

AO入試のAOとはアドミッションズ・オフィスの略語ですが、今の日本での使われ方は本来のアドミッションズ・オフィスの機能とは大分違っていると思います（スライド35）。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

平成22年9月10日

大学入学者選抜の必要条件

繁樹算男

入学者選抜研究機構(入試評価部門)

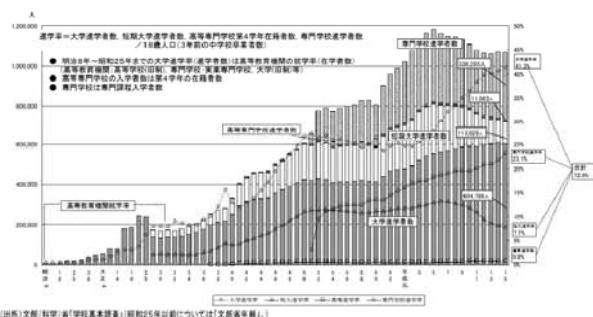
1

本発表の視点

- 入学試験は、大学が“望ましい”学生を選抜するための意思決定システムである。
- 大学全入時代(希望者ほぼ全員入学、ユニヴァーサル化)においても、入試をよくする努力は大切である。
- 個々の大学の努力が、日本の教育力の増進にも役に立つことを期待する。

2

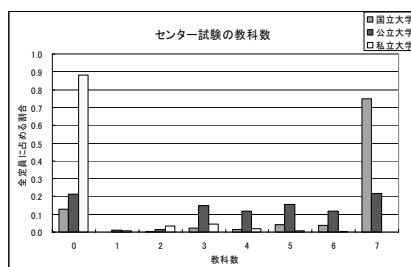
日本の入試のユニヴァーサル化



3

入試の多様化の現状(1)

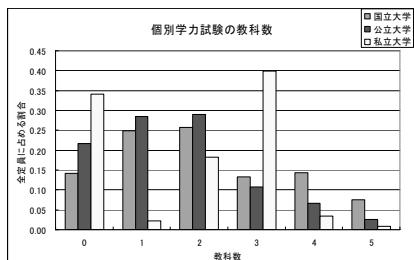
2011年度入試



(定員数による、
小谷野、繁樹、準備中)

4

入試の多様化の現状(2)



5

アメリカのユニヴァーサル化

- 2007年 大学進学率48.4% しかし、多様
– (Shulenburger, 2010)
- Less Selective Colleges and Universities
– 高校の成績のみ、共通テストはplacementのため
- More Selective Colleges and Universities
– 科目修得表、成績、推薦状、共通テスト、論文
– しかし、大学の授業に準備ができると判断されれば合格

6

アメリカの多様な入試

- Highly Selective Colleges and Universities

受検者は学業成績には優れていることが保障されているので他の要因(推薦状、小論文、面接、課外活動、階層的バラつきなど)が選抜において相対的に重要になる。

	合格者 10%以内	合格者 20%以内	計
公立大学	1	7	653
私立大学	8	29	2022

7

OUTLINE

- 入試は大学を主体とする意思決定システムである。
- その意思決定を効果的なものにするためには何が必要か? ⇒ 大学入試の必要条件
- その必要条件を踏まえて、具体的な提案をする。

8

意思決定としての大学入試

9

意思決定

選択肢	望ましい学生	望ましくない学生
合格(a_1)	GOOD 結果1	大学資源の非効率運用 結果2
不合格(a_2)	残念 結果3	やむを得ず 結果4

10

結果の望ましさの評価

- アドミッションポリシー ⇒
4つの結果のそれぞれの望ましさの評価 =
どのような学生が入学することを望むか
- Q1: この望ましさは多属性評価である。たとえば次の属性の望ましさを相対的にどう評価するか?
 - 第1属性(達成度、学力、結晶性)
 - 第2属性(潜在的可能性、知能、流動性)
 - 第3属性(非認知的次元、社会的かしこさ、やる気、Emotional Intelligence)

11

流動性vs結晶性

- 高校まで鋭意努力した結果としての知識の集成の程度を問うのか、将来の大学生活や職業生活におけるパフォーマンスを予測する潜在的な能力を重視するか?
- Q2: どの程度の勉強をすることによって解決できる問題をテストとするか。(e.g. 週に何時間くらい勉強する受験生をよしとするか?)

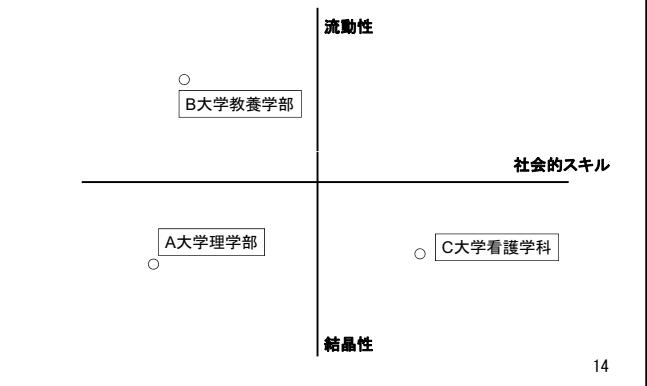
12

社会的スキル

- 社会的かしこさ(木下,2006)
(実際に社会を生きていくうえでの知恵)
5つの要素:大局的発想、状況適合性、相対化、内的世界の拡がり、感情の制御)
- 感情的知性(Emotional Intelligence)
- やる気
- Q3:面接はこれらを測れるか?面接をどのように構造化するか?A君に対して、3人の面接官が、3点、2点、1点を付けた。B君に対しては、全員2点であった。どちらを合格とさせるか?

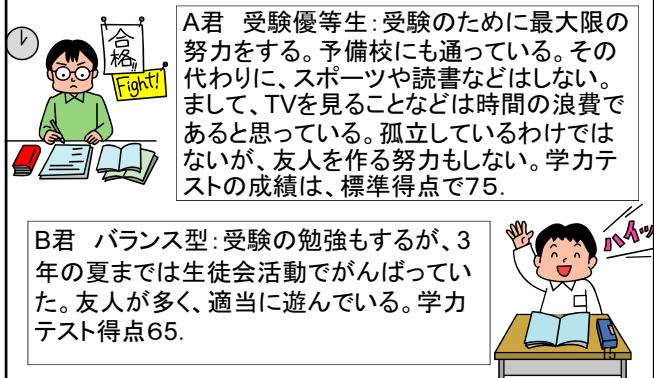
13

どの属性を重視するか?

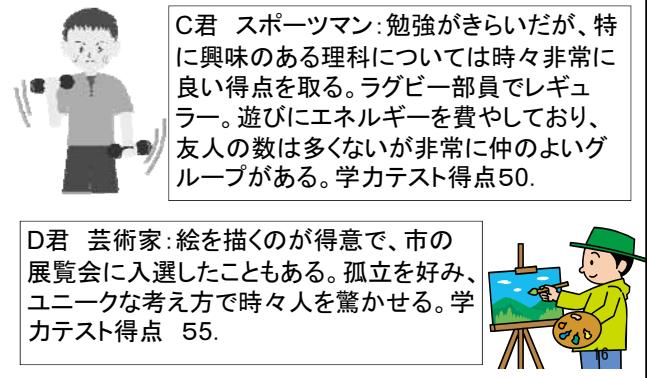


14

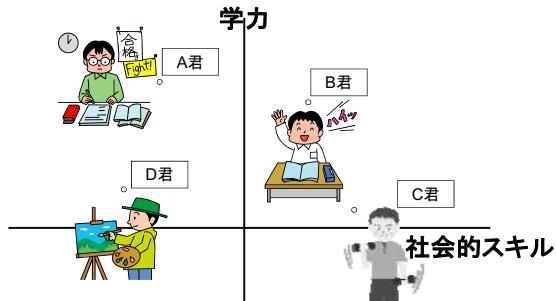
4人の受験生類型(1)



4人の受験生類型(2)



4人の受験生の評価



17

アドミッションポリシーの具体化 必要条件1

- 大学入試の目標を具体的かつ明快に定めること
- 入試はその目標を達成するための手段であることを意識すること
- できれば受験生に対し、大学においてどのような特性(パフォーマンス)を期待するかを具体的に述べること

18

選抜システムの設計

- ・意思決定に携わる意見を集約し、アドミッションポリシーを決定する。(提案:入試関係者からの意見収集(アンケートの実施)⇒クラスター化(クラスター分析、KJ法など)による情報集約とフィードバック⇒意見の収束)
- ・アドミッションポリシーに基づき、各々の受験者の望ましさを評価する方式を決定する。たとえば、受験生の各属性における評価値と各属性の重要度を総合する。(提案:多属性効用の推定の手法を用いる。)

19

必要条件2 適切な選抜資料の選択

- ・アドミッションポリシーで目標とする重要なパフォーマンスを明確にしたうえで、それを最もよく予測する資料を選択する。(提案、想定される合格者の望ましさとその他の受験生のそれとの差を最大化するような資料を選択する。)
- ・別の言い方では、求めるパフォーマンスを予測する測定用具として、信頼性や妥当性の高い資料を集めること
- ・Q4:選抜資料の収集に公平性や透明性、客観性を求めるか?

20

必要条件3 合否決定方法が目的に適うこと

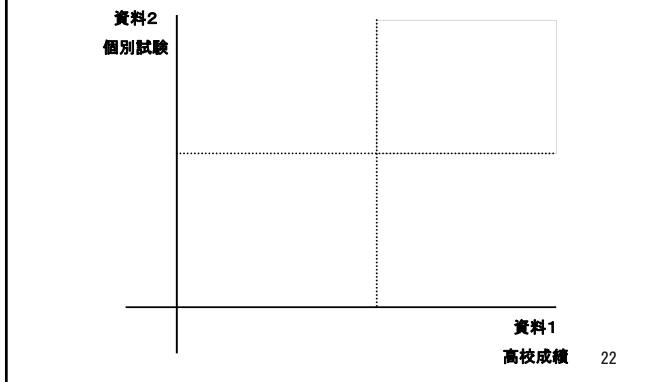
- ・目標とする特性を最もよく実現するという意味で合否決定方法は合理的でなければならぬ。

合否決定方法の例

- ・総合点方式(例:傾斜配点)
- ・OR方式(並列的) どれか一つ(あるいはふたつ)良いものがあればよい。
- ・AND方式(直列的) すべてに最小の基準を満たしている。

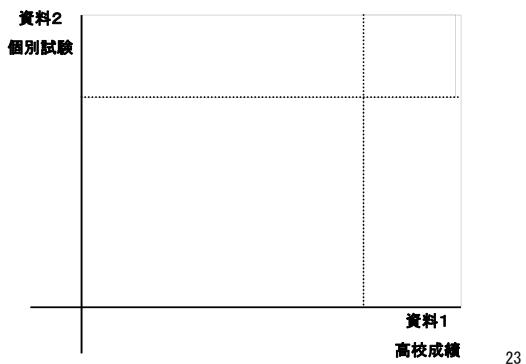
21

AND方式による合格者



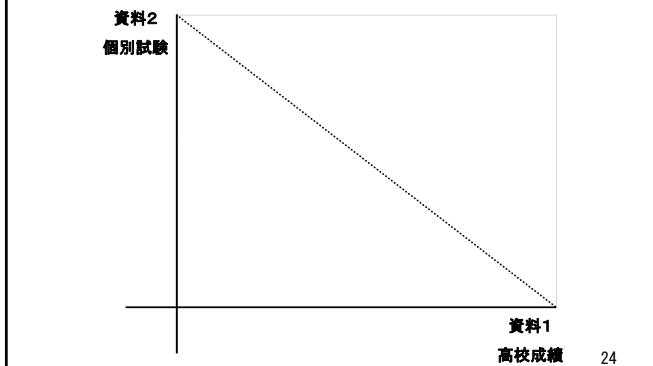
資料1
高校成績 22

OR方式による合格者



23

総合点による合格者



資料1
高校成績 24

必要条件4 妥当性の確保と検証

- ・入試選抜システムが有効に機能したかどうかをデータによって検証する(追跡調査など)。
- ・妥当性検証のためには、妥当性を評価する基準が必要である。たとえば、初年時の成績(gpa、獲得された学力の具体的指標)、出席率(大学への適応度の指標)。
- ・検証の結果を大学教員やアドミッションズオフィスにフィードバックし、選抜システムを改善する。

25

必要条件まとめ(ここまで)

1. アドミッションポリシーの具体化
2. 選抜資料の選択
3. 合否決定方法の確定
4. 妥当性の検証

Remark! 意思決定の枠組みから言えば、入試とは、選抜資料データから多属性の各受験者の望ましさ(効用という)を評価し、もっともよく合格者と不合格者の望ましさの評価値の差をひろげる資料や、決定方式を探す問題である。この決定システムがうまくいっているかどうかは不斷に検証しなければならない

(参考資料参照)。

26

トピック1 学力偏差値の功罪

- ・長所:客観的であり、受験生にとって、あるいは、高校教師にとって、目標が明快。大学で学習に直結。進路指導が容易。
- ・短所:偏差値の高い大学を除き、学生のやる気を阻害する。
- ・偏差値の高いところは、学力を重視する場合にも、学力のどの側面を見るか、たとえば、知識を問うか、解答プロセスを見るなどの点で多様化する。
- ・偏差値の低いところは、アウトカム(学士力)を高めるためにどのように入試を工夫するか、どうすれば、受験生にアピールできるかという点で多様化する。

27

提案: 多様な選抜システム

- ・Highly Selectiveな大学では、多様化する余裕がある。その余裕を生かして、偏差値的1次元性をこわす。
- ・Less Selectiveな大学では、たとえば、将来の可能性に重きを置く選抜をすることによって、受験する誘因となり、その大学の教育力を高める可能性がある。そのことによって、偏差値的1次元性を克服する。

28

トピック2 自由競争で十分か?

- ・“ある大学では、公表される偏差値を下げず、受験生をふやすためにAO入試を利用しています。そのため、入学者の一部が、たとえば、英語の基礎力がないなど、大学での教育に支障が出ています。”
- ・Q5:ある地方の、工学系大学は数学と理科のみ受験科目になっています。学内ではコミュニケーション力のために、英語を受験科目にするべきだという意見がありますが、そうすると、同じ地方の偏差値の高い総合大学へ流れてしまうという理由で英語はいつも受験科目に入りません。

29

入試のメッセージ性

- ・大学入試は、各大学が将来の学生に対し、準備すべきことは何かということを具体的に、かつ、ある種の強制力を持って発するメッセージである。(例:センター試験にリスニングが導入されたことによる高校の英語教育の変化)
- ・大学教員が入試に託したいメッセージは、しばしば、受験生の数を増やすという経営的目的と矛盾する。
- ・なんらかの公的なガイドラインが必要ではないか。まったくの自由競争ではなく、いわば、良い制約の中での競争が望ましい。

30

必要条件5(desiderata)

大学入試のメッセージ性

- 大学入試は、学生にいかに学ぶかを直接的に訴えるメッセージ性を持つ。
- それぞれの大学が近視眼的に、それぞれの大学の効用を追及するとき、日本全体の入試システムとして不都合をきたす可能性がある。
- ほとんどの受験生を合格させるケースであっても、受験のために勉強させることは大学における学習のために良い効果をもたらす。
- 大学入試が大学教育に対する準備性を高めるため役立てるには、全国的なガイドラインが必要である。⇒大学評価に期待する。

31

大学(認証)評価

- 大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育機構のいずれかに、7年(以内)ごとに評価を受ける。
- いずれも、学生の受け入れに関する基準がある。

32

大学評価・学位授与機構の基準 (基準4)

- 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

33

まとめと提言

- 入試を意思決定システムとして、必要な五つの条件をまとめた。
- それぞれにおいて、具体的に決定すべき事柄を述べ、改善のための提案をした。
- それぞれの決定事項を最適化するための準備をし、入試システムが機能しているかどうかを調べるためにAdmissions Officeが充実されなければならないと考える。(AO入試を本来のAdmissions Officeが行うべき入試とする。)

34

アドミッションズオフィスに期待すること

- アドミッションポリシーの決定の手助け(情報提供、受験生や関係教員へのアンケート調査など)
- 選抜資料の管理
- 合否決定のシステム化
- 広報活動(案内冊子、キャッチコピー)
- 追跡調査の設計とフィードバック

35

コメントと回答

土屋 俊

(大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授・千葉大学教授)

土屋

土屋と申します。入学者選抜機構で客員としてやらなきやいけないこととしては、情報技術等の活用ということと、それ以外のさまざまな入試方法の検討です。きょうは繁樹先生のお話を伺って、それに対するコメントをするという役どころです。その役どころとしては、現在、本務は千葉大学で哲学とか認知科学というのを教えていますが、哲学というのは何をやってもいいので、これから申し上げることは哲学の一部だというふうにご理解いただきたいと思います。

同じ機構の中で何か批判し合ってもしょうがないじゃないかという話はあるんですけども、繁樹先生の話を伺っていると、いろいろ言いたいこともたくさん出てきます。ただ、余り批判をすると非建設的であるというふうに最初に警告を受けたので、ちゃんと建設的にしなきゃいけないかなと思います。でも、なかなか難しいので、最初に復習をしてみたいと思います。

途中にも出てきたまとめですけれども、ここにまとめたものは、最初の必要条件4です。基本的には、意思決定システムとして入試を考えようということかと思います。

意思決定システムを選抜という言葉と結びつけてお考えになっているようです。何のための意思決定かというと、大学がとる学生の集団をどうつくるかということに関しての意思決定だろうというふうに思います。「一人一人について、入っていい、入っちゃいけない」という決定以上に、「一緒に勉強してほしい学生集団がどういうものになるか」ということについて、決めなければいけない。そ



れを決めるためには、その大学がどういう目的で大学たらんと欲しているかということについてはつきりさせ、その目的に対して合理性を持つような枠組みでなければいけない。そのための必要条件として、少なくとも4つのものを挙げたということだと思います。

すなわち、まずはアドミッション・ポリシーを具体化しなければいけない。これは要するに、何のために入学者選抜を行うかということについての明確化が必要だということです。当然、アドミッション・ポリシーは、「その大学がそもそも何のために社会に貢献するのか、あるいは大学自身が何のために存在するのか」ということに関しての自己規定から導かれることだろうということです。そのコロラリーとしてアドミッション・ポリシーというが必要になってくる。

さらに、そこから実際に何らかのシステムをつくって、その学生集団を構成する手法を、どうにかしてつくるなければいけない。その際には、データが必要であり、どのようにデータを分析し、評価するかという仕組みが必要だろうというふうに理解しました。それが2番目と3番目です。

しかしながら、そのシステムは、環境や目的の変化、あるいは対象とする学生の集団の

構造の変化ということによって変化していくものです。4番目の必要条件は、不斷に検証・改善というのをフィードバックしながら考えていかなければいけないということです。

最後のご提案で、アドミッションズ・オフィスというのが重要だというお話をされていました。ここで、なぜアドミッションズ・オフィスという話になるのかというと、おそらく4つの必要条件を実際に実現するためにはアドミッションズ・オフィスが必要というお考えなのだろうというふうに理解しました。

一つは、大学の教師を結構長いことやった感触として、今の大で教師や教員をやっている場合には、入学試験というのがやたらに多過ぎるという素朴な印象があります。面接をしなきゃいけないとか、採点をしなきゃいけない、問題をつくるとかということについて、その使われる時間というのは非常に膨大なものになっています。

おまけに、いわゆる入学試験の方法の多様化があるために、入試ごとに委員会ができたり、委員長がいたり、あるいは、その委員会のたびに毎週会わなければいけないなど、そういうことがごちゃごちゃごちゃごちゃあります。さらに最近は、情報漏えいや個人情報にうるさいために、必ず大学で仕事をしなければいけないとか、部屋から出てはだめなど、昔よりもきつくなっている部分がたくさんあると感じています。

ですから基本的には、学部の普通の教員が入試業務を平等に分担して行うというのは、ほぼ不可能という時代に入りつつあると思います。これは客観的なデータがあるというよりは、みんながそう言っています。みんながそう言っているのだから、多分そうだと思います。

なぜそういうことになったかというと、最初に荒井先生がお話しになつたように、現在、大学の中で多様化への配慮が非常に重要なものになってきています。それで、多様化に対

応した教育方法、あるいは環境の整備ということが重要になっているというために、複雑多様で小規模な選抜をたくさんやる必要がある。定員5人や10人という選抜をたくさんやって、100人ぐらいの集団、あるいは1,000人の集団、あるいは、今一番大きいのはアンダーグラデュエートだと三千数百人の集団をつくるということをやっている。そうなると、とてもじゃないけど普通の教員にやってられないということになるわけです。ですから、やっぱりアドミッションズ・オフィスというところが必要というのは当然だろうと思います。

同時に、その学部の教員で選ぶというのは、自分の教えやすい学生を選ぶということなので、考えてみると非常にざるい話だと思います。一般に学力が高ければ教えやすいということであれば、学力が高い学生をみんながとりあいするということになり、これは余りフェアじゃない。フェアじゃないというのは、学問の中にはいろんな分野があるので、その学問や社会が必要とする知識、あるいは知識を操作する技術にもいろんなものがあり、それらをきちんと判断していく必要があるからです。大学が社会から見たときにきちんと集団をつくっているということを証明することができるような公正性を確保するためには、各学部ともに自分が教えやすい学生をとるというようなやり方では絶対だめなんだろうと思います。したがって、そういう意味では、何かの形でアドミッションズ・オフィスのようなものがなければいけないと思います。

もう一つは、アドミッション・ポリシーとお書きになつたわけですけれども、受け入れの基本方針という大きな枠組みをまず示さなきゃいけない。実際にそれが本当にうまくいっているのか、実際の選抜方法がそれに適合しているのかというようなことについては、決めた人が自分で検証したのではやっぱりまずいので、第三者性といったようなもの

をシステムとして持たなきやいけないんだろうというふうに思われます。そういう意味でも、その検証の場所としては、その学部教員でもなく、かつ、その大学の経営層でもない部分というものがどうしても必要になってくるんだろうと思います。

さらに、これも繁樹先生がおっしゃられたことですけれども、その結果生み出した学生の教育の成果を測定するという話があります。それによって、そもそもアドミッション・ポリシーが正しかったのか、それに基づいた受け入れ方法が正しかったのかということを検証するというサイクルがどうしても必要になると思います。これも何らかの意味での第三者性が必要とされるので、アドミッションズ・オフィスをつくらなければいけません。

ですから、最終的な結論は同感で、アドミッションズ・オフィスというのはアドミッションズ・オフィス入試のためだけのものではないというのが重要だと思います。恥ずかしい話ですが、本務で働いている千葉大学で、アドミッションズ・オフィスがないにもかかわらずAO入試があるということを一度指摘したら非常に怒られました。

それではここから質問をします。アドミッションズ・オフィスで働いて力を発揮できる人がそもそもいるのか。テストの理論の専門家ということなんですけれども、一体そういう人材が本当にいるか。アドミッションズ・オフィスで仕事する人々というのは、一体どういう資質を持つべきであるのかということについて、皆さんはいろんな考えがあるとは思うんですけれども、まだ共通了解が生まれたとは言えない段階だろうと思います。

テスト理論の専門家というようなお話がありましたけれども、コミュニケーション能力のない方がテスト理論の専門家だとすると、アドミッションズ・オフィスのスタッフとしてはつらいと思います。それから、教育学の専門家というのは、起きたことについてはよ

く解説され、歴史についてもしっかり書かれんんですけども、先の展望を持ち得るのかということについて、哲学学者としては疑問を感じます。しかし、そんなことを言うと、だれもいなくなってしまいますので、一体どんな人がアドミッションズ・オフィスで仕事をすべきかということについてお答えいただきたいです。

しかも現代の日本の大学において、そういう人たちに対するポスト資源、要するに給料財源というのが果たしてあるのかどうかということです。今のどこの部分をやめてそっちへ回すべきだというふうにお考えか。例えば、各学部から教員の給料を1人ずつ取ってアドミッションズ・オフィスをつくりなさいというふうにおっしゃるのか。いや、外部資金が取れたときだけアドミッションズ・オフィスを置きなさいというのか。その辺がわからないですけれども、どういうふうにして全体としての費用対効果を上げるおつもりなのか。

それから、扱いがファカリティーなのか、スタッフなのか。処遇をどっちへ傾けるのかということについて、どうお考えなのかを聞かたいです。

いろんな大学のアドミッション・ポリシーというのを拝見すると、こういう人をとりたいとか、ああいう人に来てほしいとか、非常に虫のいいことしか書いていない。こういう勉強する意欲があるひととあって書いてあたりますが、そんなの当たり前じゃないと思うんです。そんなのは一体どういうポリシーなのか、よくわからない。逆にいうと、多分学部教育で一体何をしたいのかということを、実は学部ごとに本当に理解しているのかがよくわからないということだと思うんです。

日本の場合には、大学修了後に特定の職業につくことを前提として、学部の人材養成像というのが暗々裏に理解されてきたところがあります。そういう職業教育と、リベラルア

一つ的な教育との関係が、現在の4年制の学部でどうなっているかということです。

最初に申しましたように、この機構の中では、情報技術の活用と、いろんな入試方法について考えていこうと思っています。今後ご報告したいと思っているテーマは、既に実質全入化が実現している入試形態である、大学院入試です。ある段階で非常に定員をふやしたために、大学へ行くより大学院へ行くほうが倍率的にはとても楽だという時代になっています。大学院入試について丁寧を見てみると、いろいろおもしろいことがあったというのが今の印象ですが、きょうは学部教育の話ということですので、上の2点について、ぜひとも簡潔にお答えいただければと思います。

繁樹

お答えいたします。コミュニケーション能力がないというコメントがあり、確かに充分に説明できなかったかと反省します。あとで、資料を読んで意のあるところをご理解くださいれば幸いです。

意思決定として考えるというところから5つの条件を出しました。これは私にとっては当然の条件だと思っています。皆さんも当たり前だと思われたかもしれません。しかし、その具体策はそれほど当然のものとは言えなくなり、異なる意見を持つ方も多いかもしれません。

私たちが学んだ教科書ですが、クロンバッタという有名な人が書いたテストに関する教科書に、5行ぐらい日本の入試についての感



想が書いてありました。日本の入試は大学の先生が問題をつくって、大学の先生が採点するそうだ、何たる知的リソースの損失かというような調子のコメントでした。

土屋先生の出された2番目の問い合わせに答えるならば、コストパフォーマンスは非常に高いと思います。その分、入試業務から手が離れ、各大学の研究者にノーベル賞級の研究をしてもらえば、十分、アドミッションズ・オフィスにかかる費用以上の利益があるのではないかでしょうか。

土屋先生が出された一番目の質問は、アドミッションズ・オフィスのための人材が実際に日本にいるのか、コミュニケーションのあるテスト理論家はいるかという疑問でした。私は、もし、現在の日本でそういう人材が不足しているならば。今からでも遅くなく、そのような人材を養成すべきだと考えます。テストの専門家はテストについて深く理解し活用できる専門家です。例えば、WAISやWISCなどの知能テストを本当に理解している人は少ないし、十分に使える人も少ない。日本テスト学会というのがあります、そういう人材を養成することも使命の一つです。

昔話をひとついたしますが、私が東京工業大学にいるときに、藤井光昭先生、大学入試センターでも大きな貢献をされた先生ですけれども、彼を委員長とする当時の文部省からの委託研究があって、アドミッションズ・オフィスをどのような機能を果たすべきについて研究することが課題でした。

私は委員の一人だったのですが、8日間ぐらいでアメリカの10の大学の訪問調査に行ってまいりました。そこで見聞は非常に興味深いものでした。たとえば、大学出たての若い女の子がアドミッション・ポリシーを滔々と述べることができるし、また、結構恣意的に合格者を決めます。アメリカの大学で考える公平性は日本とかなり違うことがよくわかりました。

大事なことは教授会が決めなければなりませんが、入試に関する重要な細かい作業をアドミッションズ・オフィスが実行するならば、アドミッションズ・オフィスのコストパフォーマンスも高いと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

会場からのコメント・質問とその回答

コメント1

大学入試が入学者を選抜するだけではなく、社会にとっての教育力向上につながるということが印象に残りました。受験者は入試のために勉強するという現状があるため、大学側がアドミッション・ポリシーを明確にし、入試の方針を示せば、容易に望ましい学習を促すことができると感じました。

回答：私の話がこのように伝わるうれしいです。理想論はともかく、現実問題として高校生の身になって考えるとき、大学入試を意識せず、例えば、人格を磨くことや、教養を身につけることだけを目的として勉強する学生は少ないでしょう。そのため、大学入試がどのようなメッセージを送るかは重要です。いわゆるAO入試などで、何も学力試験を課さない入学者選抜がもたらす悪い影響は容易に想像できます。（ちなみに、日本のAO入試は、本来のアドミッションズ・オフィスとは関係がないといえます。）ユニヴァーサル化の現状において、アメリカやヨーロッパにおける選抜の一部が学力試験に重きを置かないことを根拠に、学力試験に拘らない入学者選抜をよしとする議論も見られますが、外国の例をそのまま日本に取り入れられるのかは、慎重に判断すべきです。入試に関しては、日本は独自の歴史を持ち、欧米とは異なる進化をしてきました。もちろん、入試において学力偏重が良いということではありません。しかし、大学入学後に主体的な学習や研究を行える準備を促すようなメッセージを入試が送ることは、大切なことと信じます。例えば、理系であれば数学や英語、文系であれば英語の教養は必要です。そのような基盤をなす科目の入試がないために、学生が数学や英語の学習に向ける努力が減るとすれば、大学にとっても、また学生にとっても不幸なことだと思います。

コメント2

「中堅」以上の大学であれば、学力という看板は下ろせないだろう。しかし、多くの大学では受験生の達成度は低く、潜在的 possibility にかけて選抜する以外に道はないのではないかだろうか。現実に行われている入試は、その目的のために機能しているとは思えない。大学の教員に任せておいては良い結果は得られないかも知れない。独立した AO が設置されるような制度設計がなされなければならないだろう。

回答：基本的には、私が主張したかったことも、この感想をお寄せ頂いた方と同じです。ユニヴァーサル化の時代であっても、各大学は常に入試をより良いものにし、魅力ある受験生を集め、その中から良い学生を選抜する努力をすべきだと思います。そして、結果的に受験者のほぼ全員を合格とせざるを得ない場合でも、入試の情報が、入学後の教育に役立つ情報になるように、入試の様々な側面を計画することが望ましいと考えます。そのために、潜在的 possibility にかけるのは良いと思いますが、私が主張したかったことの一つは、その場合に、たとえ「看板」だけでも、基礎的な科目の学力試験はできるだけ課すような入学者選抜の体制を作るべきだということです。私も大学の教員ですので、入学者選抜を大学の教員に任せていて大丈夫かというコメントは耳の痛いところです。他のコメントにも、大学教員には学力重視の志向が強くあるので、社会で活躍できる人材を育てられるようなアドミッション・ポリシーは策定できないだろうという指摘がありました。しかし、そうはいっても、大学で実際に教育に当たるのは教員です。したがって、月並みではありませんが、アドミッションズ・オフィスと教員組織の緊密な協力連携の下で入試を実施するのが望ましいと思います。

コメント3

アドミッションズ・オフィスの重要性について痛感しております。入試制度の設計は、学部教員が自らの専門分野の研究の片手間にできるものでも、任期（当番）制のような 1 年単位で担当が替わるシステムの中でできるものでもないと思います。いつも入試にかかわる職員として感じますが、学部の教員は、入試制度について当該学部で実際に教鞭を取らない者が入試において決定権を持つような学内組織（アドミッションズ・オフィス）の制度に強い抵抗を持っているように思います。アドミッションズ・オフィスの組織はどうあるべきでしょうか。

回答：多くの大学教員は、入試業務の多さに辟易していると同時に、入試に関する決定権は持っていたい、あるいは持つのが当然だと考えているようです。私自身も、基本的なアドミッション・ポリシーは、AO の十分なデータ収集とそれに基づくアドバイスを基に、教員組織が策定すべきだと思いますが、そのほかの多くのことは、アドミッションズ・オフィスがやるべきだと考えます。したがって、アドミッションズ・オフィスは多様な任務を持つことになりますから、そのスタッフは、例えば、マーケティング、高等教育、テスト、統計学などについて高度な専門知識を持ち、かつ教授会とのリエゾンになる人です。スタッフの何人かは兼任教授となるような形態も考えられます。

コメント4

入試にメッセージを込めることと受験生の数を増やす（経営的）目的との間の矛盾を解消するために「公的なガイドライン」が必要という提案における「公的なガイドライン」とは、大学（認証）評価のことなのでしょうか。この点について詳しくお考えをお聞かせください。

回答：ご指摘のように、大学の経営的な視点と大学の教員が望む入試の間に若干の矛盾が生じる場合があります。現在、ベストセラーになっている『これからの正義を話そう』（マイケル・サンデル）では、大学が新入生の一割を競売にかけ、高い値を入れた者から入学させるという入学者選抜方式をどう考えるかという問題が出ています。競売の収益を教育環境の整備や図書館の充実に充てれば、残りの9割の学生がその恩恵を被ることができるを考えると、これは単なるジョークでは済まされない問題提起であることが分かります。現実の問題として、学力を問わないAO入試について考えてみます。大学教員はもとより、大学の経営者も、大学での講義やゼミに必要な基礎学力を備えた学生を入学させたいと考えていますから、そのために、過度なものではない、適度な受験勉強はして欲しいと思っています。これを妨げているのが、受験者数を増やすという経営的な視点です。しかし、もし全国的に最小限の学力のチェックを義務づけるルールがあれば、受験者数を増やすことと、学力試験を課すこととが矛盾しなくなります。それでは、そのためのガイドラインをどこに求めるかということが問題になります。シンポジウムの発表では、大学認証評価をそのような方向性を指示する可能性を持つものとしてあげました。また、文部科学省の平成23年度大学入学者選抜実施要項では、2011年度のAO入試から、「何をどの程度学んできて欲しいか」をアドミッション・ポリシーに明記することや、大学教育を受けるために必要な基礎学力の習得状況を把握するため、各大学での試験の成績、センター試験の成績、資格・検定試験の成績、高校の成績のうちの少なくとも1つは、出願要件や合否判定に含めることを求めていました。人的リソースは1つの国家の国力を形成する極めて重要な要素です。ものごとを吸収する力が旺盛な高校生の時代に、良く遊ぶだけではなく、良く学ぶように、学生に意味のある受験勉強をして欲しいと思います。そのためのガイドライン作りが重要な課題として取り上げられることを強く希望しています。

報告2「障がい者の大学入学者選抜と受験特別措置」

藤芳 衛

(大学入試センター入学者選抜研究機構特任教授)

1 はじめに（スライド2）

競争選抜から全入化の時代へと入試を取り巻く環境は変わろうとしておりますが障がいを有する学生は、入試が一般学生と公平に実施されることを望んでおります。公平な入試の設計におけるテストのユニバーサル・デザインと公平な試験の意義についてお話しさせていただきます。



2 テストのユニバーサル・デザイン（スライド3）

近年、ロン・メイスらは「バリア・フリーからユニバーサル・デザインへ」と、ユニバーサル・デザインの重要性を指摘しております。バリア・フリーやアクセシブル・デザインは、障がい者が直面する個々の障壁を除去しようとする活動です。これに対してユニバーサル・デザインは障がい者をはじめ全ての人に配慮して環境や商品を設計するインクルーシブな設計手法です。いったん生まれた障壁は後から排除しようとしても必ずしも解消できるものではありません。何らかの弊害が残存する結果となります。ヨーロッパでは「デザイン・フォー・オール」とも呼ばれております。

試験の設計においても同様です。試験は開発当初から障がい者をはじめ受験資格を有する全ての受験者に徹底的に公平に配慮して設計しておかなければ後から改善しようとしても容易なことではありません。一般に、障がい者の学力や適性を評価するためには、障がいの要因の影響をできる限り排除してその試験が測定目標とする学力や適性を健常者と公平に測定することが求められております。

2006年に国連が採択した「障がい者の権利に関する条約」では、障がい者に対する試験の開発と実施についても合理的な配慮が求められております。合理的な配慮について条約では、その試験及び試験実施機関それ自体の存続が困難となるような合理的とは言えない過度の負担でない限り、試験実施機関には配慮の公平性を実現する責任があることが規定されております。現在、日本政府は条約の批准に向けて作業を進めております。

3 センター試験の受験特別措置の概要（スライド4～5）

スライドは、大学入試センターの受験特別措置申請用の受験案内です（スライド4）。受験特別措置の詳細はホームページをご覧下さい（スライド5）。試験の開発にあたっては障がいの種類と程度とに応じて種々の受験特別措置を準備しておく必要があります。障がい受験者の有する障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい、及びその他に大別されます。障がい者の中には重複障がい者も含まれます。センター試験で措置されている6つの障がいについてごく簡単に紹介します。

3.1 視覚障がい（スライド6）

視覚障がいの程度は、視力と視野欠損の状態に基づき4つに大別されます。第1は重度視覚障がいです。点字常用者は重度視覚障がいと認定されます。第2は強度弱視です。良い方の矯正視力が0.15以下または両眼による視能率の損失が90%以上です。第3は軽度弱視です。通常のマークシートにマークが困難な程度です。第4はその他の弱視です。

3.2 聴覚障がい（スライド7）

聴覚障がいは、両耳の平均聴力レベルが60dB以上の者とその他に大別されます。また、英語のリスニングテストに関してはリスニングテストの受験が困難な重度の聴覚障がいとその他に大別されます。

3.3 肢体不自由（スライド8）

肢体不自由は、体幹または両上肢の機能障がいが著しい者とその他に大別されます。チェック解答と代筆解答の解答方法の違いと試験時間の延長措置により大別されます。

3.4 病弱（スライド9）

病弱は、病弱や傷病等により受験特別措置を希望する者です。

3.5 発達障がい（スライド10）

発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため特別な措置を必要とする者です。昨年から措置された領域です。来年1月のセンター試験から試験時間延長措置が講じられます。

3.6 その他の障がい（スライド11）

その他は、以上の障がい以外に特別の措置を必要とする者です。

3.7 受験特別措置（スライド12）

受験特別措置ですが大きく4つに大別されます。試験問題、解答方法、試験時間の延長、他の措置です。試験問題は、通常文字の問題冊子を読むことが困難ないわゆる印刷物読書困難者に対しては適切なテスト・メディアで出題することが必要です。センター試験では重度視覚障がい者用には、点字問題冊子が、弱視者及び発達障がい者用には通常の問題冊子(10ポイント、明朝体の冊子)とともに拡大文字問題冊子(14ポイント、ゴシック体の冊子)が用意されております。

現在、センター試験では音声問題はまだ準備されておりませんが実用化をめざして2つの新しい音声問題を開発中です。紙と鉛筆のテストの鉛筆を2次元コード・リーダ付きの音声ICプレイヤに置き換えたものです。文字と音声のマルチモーダル問題と文書構造表音声問題の2つを開発しております。また、コンピュータによる出題方法も研究いたしております。

解答方法は、通常のマークシートが使用できない者には、点字による解答、文字による解答等、チェックによる解答、代筆による解答が可能です。試験時間の延長措置についてはこの後紹介させていただきます。その他受験案内に例示された事項が申請可能です。ま

た、それ以外にも申請は可能です。

4 試験時間延長率の推定

4.1 試験時間制限と解答終了率曲線（スライド13～14）

試験時間の延長措置ですが、最も公平性が求められる措置です。どのようにして試験時間延長率が推定されているか紹介させていただきます（スライド13）。試験の設計にあたっては事前にテスト・データを収集して、障がい受験者に対する公平かつ適切な試験時間延長率を定量的に推定しておく必要があります。試験時間延長率と試験問題の一部免除措置は、他の受験特別措置とは異なり、得点等、試験の成績に直接影響するため公平性に十分配慮する必要があります。

ところで、試験は、スピード・テストとパワー・テストと呼ばれる2つの側面を有しております。スピード・テストは、一定の試験時間内に何問正答するかを問う試験です。パワー・テストは、受験者の80%ないし90%が解答を終了可能な試験時間内に正答した得点を問う試験です。試験時間延長率の推定にあたっては試験時間を制限しない作業制限法で収集したテスト・データから健常被験者群と障がい被験者群の解答終了率曲線を作成し、比較して推定しております。

スライドは健常被験者群の作業制限法の解答終了率曲線です（スライド14）。試験が始まつてから時間の経過とともに解答を終了した被験者の割合すなわち、解答終了率が増加していく様子をプロットしたものです。横軸が解答所要時間、縦軸が解答終了率です。画面の十字マークは解答終了率の実測値です。この十字マークが描く曲線が解答終了率曲線です。細線は解答終了率曲線をなめらかな曲線で表すとともに定式化するために推定したワイブル分布関数のグラフです。

ここでパワー・テストの試験時間である解答終了率80%時の解答所要時間を求めてみましょう。解答終了率80%を表す0.80の横線を引いてみます。この横線と解答終了率曲線の交点のX座標が解答終了率80%時の解答所要時間です。X座標は122.2分です。もしこの試験を試験時間122.2分で実施すればこの試験はパワー・テストと言うことになります。それではこの試験をパワー・テストで実施したときの解答終了率曲線がありますので重ねてみましょう。太線がパワー・テストの解答終了率曲線です。このように細線の作業制限法と太線のパワー・テストの解答終了率曲線は非常に異なっております。解答所要時間の平均値は試験時間を制限したパワー・テストの方が作業制限法よりも9分程度長くなります。試験時間を制限すると解答所要時間の平均値が逆に長くなると言うパラドクシカルな結果となります。このように試験時間を制限しますと自然な解答行動が観察できなくなりますので、試験時間延長率の推定には作業制限法のテスト・データを使用しております。

4.2 法科大学院適性試験の試験時間延長率の推定（スライド15～18）

それでは法科大学院適性試験の試験時間延長率を推定してみましょう（スライド15）。大学入試センターの法科大学院適性試験は2003年度に始まり本年2010年度に終了となりました。法科大学院適性試験は第1部「推論・分析力」と第2部「読解・表現力」の2科目です。点字使用受験者に対する試験時間延長率は、テストのユニバーサル・デザインで設計されております。試験実施の前年に実施された施行テストのテスト・データに基づき、推定さ

れております。

スライドは第1部の解答終了率曲線です（スライド16）。左側の細線が通常文字問題冊子の健常被験者群の解答終了率曲線です。右側の太線が点字問題冊子の視覚障がい被験者群の解答終了率曲線です。通常の試験時間内に健常被験者群が到達する解答終了率が別の実験で0.390と推定されております。横線はこの解答終了率0.390です。適性試験は司法試験と同様、スピード・テスト的傾向の強い試験です。この横線と解答終了率曲線の交点のx座標は、健常被験者群が43.21分、視覚障がい被験者群が61.16分です。健常被験者群は、通常の試験時間内に解答終了率が0.390に到達し、それまでに解答所要時間が43.21分かかっております。一方、視覚障がい被験者群はそれまでに61.16分もかかっております。視覚障がい被験者群に解答終了率0.390まで解答所要時間を等しく保障するためには第1部の試験時間延長率は視覚障がい被験者群の解答所要時間61.16分を健常被験者群の解答所要時間43.21分で割った1.42すなわち、1.42倍とする必要があります。

次のスライドは問題文が長い第2部「読解・表現力」の解答終了率曲線です（スライド17）。細線が健常被験者群、太線が視覚障がい被験者群です。通常の試験時間内に健常被験者群が到達する解答終了率は0.318と推定されておりますので、この0.318に到達するためには解答所要時間は、健常被験者群が39.82分、視覚障がい被験者群が78.43分もかかります。このため、第2部の試験時間延長率は78.43分/39.82分=1.97すなわち、1.97倍と推定する必要があります。

この解答終了率曲線による推定値と説明は省略しますが得点取得率曲線による推定値とを加味して第1部は健常受験者の1.5倍、長文の第2部は2.0倍に設計されております。試験時間延長率の推定理念については資料をご覧下さい（スライド18）。

4.3 センター試験の試験時間延長率の推定（スライド18～19）

次にセンター試験ですが、センター試験の視覚障がい受験者に対する現行の試験時間延長率もテストのユニバーサル・デザインで設計されております（スライド18）。ロン・メイスらがテストのユニバーサル・デザインを提唱した1995年の20年近く前のことです。1979年度から実施されたセンター試験の前身である共通第1次学力試験の開発にあたりテスト・データ収集実験が実施され、点字使用の重度視覚障がい者には全科目一律1.5倍、強度弱視者には全科目一律1.3倍の試験時間延長措置が講じられました。確かに、その当時、最善策として設計されたものです。しかし、実施後すでに30カ年度以上を経過しております。また、当時は定量的な推定法もありませんでした。

このため、試験時間延長率の公平性を検証するとともに、更なる改善を図るため視覚障がい受験者に対するテスト・データ収集実験が実施されております（スライド19）。推定結果は、試験時間延長率を教科別に適正化する必要性を示唆するものでした。解答終了率曲線による推定値は、点字使用の視覚障がい被験者は、国語が2.32倍、数学が1.63倍、英語が1.74倍、公民が1.97倍でした。また、強度弱視被験者は、国語が1.43倍、数学が1.50倍、英語が1.12倍、公民が1.91倍でした。

この結果は、まさしくテストのユニバーサル・デザインの重要性を示唆するものです。あとから試験時間延長率を改善しようとしても簡単なことではありません。点字使用者の試験日程は、試験室の入室が朝9時10分、退室がよる8時10分頃の11時間の長時間です。更

なる試験時間の延長は、受験者の集中力の限界を超える恐れがあります。また、点字使用者のために試験日程を2日から3日に変更しようとしても、容易なことではありません。改善するためには試験の実施方法の大幅な変更の機会を待って設計し直すしか方法はありません。このように試験は、ロン・メイスが提唱するように開発当初からまたは大幅な改善が実施される機会に障がい受験者をはじめ受験資格を有する全ての受験者に公平に配慮して設計する必要があります。

5 結論（スライド21）

最後に、試験のユニバーサル・デザインと公平な試験の意義を物語る例として大学入試センターの法科大学院適性試験の点字使用の視覚障がい受験者の受験後の進路について紹介させて頂き、結論にかえたいと存じます。

適性試験は開発当初から点字受験者についてはテストのユニバーサル・デザインで設計されておりました。試験時間も第1部の「推論・分析力」は健常受験者の1.5倍、長文の第2部の「読解・表現力」は2.0倍に設計されておりました。また、点字問題冊子も所内一貫印刷システムを新たに開発し、より読みやすく作成されておりました。

過去8カ年度の点字による受験者は5名と推測されます。全員法科大学院を受験しております。現在、この5名の内3名が法科大学院に合格しております。合格率は60%です。そのうち2名はすでに司法試験に合格し、弁護士となっております。また、後一人も昨年法科大学院に合格し、新司法試験をめざしております。一方、残念ながら法科大学院に合格しなかった2人も1・2年後に法曹から新たな道に進み活躍しております。一人は盲学校の教師となっております。また、他の一人も市会議員として活躍しております。このように試験が公平に実施されていれば実力が適切に評価され司法試験等、目的を達成することが可能となります。たとえ残念ながら目的を達成できなくても公平な試験として試験結果を受け入れて適切な進路を選択できます。

ところで、新・旧の司法試験ですが、視覚障がい受験者に対する受験特別措置は新司法試験の実施という制度改革の機会にテスト・データ収集実験に基づき2004年度から順次改善されております。その結果、実力が適切に評価され新司法試験の合格者が2人出でております。また、旧司法試験の受験者も試験がある程度公平に実施されているという認識があるのでしょうか、2004年度を境に連続受験者の数が激減しているように聞いております。

今回の適性試験の結果の例は、人数がきわめて限られるため信頼性のある結果とは言えません。しかし、合格者も不合格者も5人全てが目標に向かってそれぞれの道に進み活躍しておられることは何よりも嬉しいことです。公平な試験は単に合格者を公平に評価するだけではありません。不合格者にも適切な自己評価の機会を与え、その後の的確な進路決定を可能にするものです。これこそが試験の公平性の意義ではないでしょうか。

ぜひとも入試設計に当たられる方の合理的な配慮をお願いする次第です。障がい学生にとって一般学生と公平な入試に合格できたという事実は、学習上の困難を乗り越えていく自信につながるものと存じます。また、障がい高校生にとって大学進学の公平な機会は、一般高校生と同様、高校段階の学力保持にも重要な役割を果たしているものと推測されます。競争選抜から全入化の時代へと入試を取り巻く環境は変わろうとしておりますが、障がい学生は公平な入試の実施を望んでいるものと存じます。

障がい者の大学入学者選抜と受験特別措置

大学入試センター 入学者選抜研究機構
障がい者支援部門(視覚障がい関係)
藤芳 衛

1

はじめに

- 競争選抜から全入化の時代へと、入試をとりまく環境がどのように変わろうとも、障がいを有する学生は入試が一般学生と公平に実施されることを望んでいる
- 入試におけるテストのユニバーサル・デザインと配慮の公平性の意義について紹介

2

テストのユニバーサル・デザイン 「バリア・フリーからユニバーサル・デザインへ」



Ronald L. Mace (1941-1998)
プログラム・ディレクター、建築家、設計者、教育者でユニバーサル・デザイン・センターの創始者。ユニバーサル・デザインの原則を提唱。
1998年に「21世紀の設計・ユニバーサル・デザインに関する国際カンファレンス」で行った最後のスピーチで「バリア・フリー」と「ユニバーサル・デザイン」の違いについて言及した。
(ユニバーサル・デザインセンターのホームページより抜粋。
<http://www.ncsu.edu/www/ncsu/design/sod5/cud/index.htm>)

- テストのユニバーサル・デザインは開発当初から障がい者をはじめ全ての受験者に公平に配慮してテストを設計する手法
- 国連の「障がい者の権利に関する条約」は試験実施機関に対して「合理的配慮」の責任を規定

3



受験特別措置申請用受験案内

4

障がい受験者に対する受験特別措置

- 試験の開発にあたっては障がいの種類と程度に応じて種々の受験特別措置を講じる
- 各試験実施機関は、受験案内や募集要項に障がいの判定基準、申請方法、受験特別措置を明記
- インターネットを通じて広く公開する

大学入試センターの受験特別措置についてのURL
http://www.dnc.ac.jp/modules/center_exam/content0023.html

5

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

1. 視覚障がい(すべての科目において措置する事項)

措置の対象となる者	試験問題	解答方法	試験時間	特別に措置される事項の例	必要な提出書類
重度視覚障がい者	点字問題	点字解答	1.5倍に延長	試験室入口までの付き添い者の同伴、点字器等の試験場での保管	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書もしくは点字学習の証明
強度弱視者	拡大文字問題	文字解答	1.3倍に延長	拡大鏡の持参使用、窓側の明るい座席を指定、照明器具の持参使用	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書
軽度弱視者	(一般問題冊子と併用)		延長なし	または試験場側での準備	
その他の弱視者	マークシート				

英語リスニングにおいても試験時間延長(重度視覚障がい1.5倍、強度弱視1.3倍)、音声聴取は監督者が操作するCDプレーヤーによる、等の措置がある。

6

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

2. 聴覚障がい

受験特別措置の対象となる者	すべての科目において措置する事項	必要な提出書類
聴覚障がい者	注意事項等の文書による伝達、座席を前列に指定、補聴器または人工内耳の装用	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書

- 両耳の平均聴力レベルが60dB以上の者には、上記に加えて「手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達」も措置される。
- 重度難聴者等、英語リスニングを受験することが困難な者はリスニングが免除される。免除の申請にあたっては、上記の提出書類に加えて状況報告書も併せて必要。

7

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

3. 肢体不自由(すべての科目において措置する事項)

受験特別措置の対象となる者	解答方法	試験時間	特別に措置される事項の例	必要な提出書類
重度体幹・両上肢機能障がい	チェック解答	1.3倍に延長	介助者の配置、1階またはエレベーターが利用可能な試験室、車いすの持参使用、試験室入口までの付き添い者の同伴、杖の持参使用	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書 ③状況報告・意見書
		延長なし		①受験特別措置申請書 ②診断書
重度体幹・両上肢機能障がいでチェック解答が不可能な者	代筆解答	状況により延長なし～1.3倍(科目により1.5倍)		①受験特別措置申請書 ②所定の診断書 ③状況報告・意見書

- 上記以外の肢体不自由者も申請により特別に措置される事項がある。
- 英語リスニングにおいても状況により試験時間延長(1.3倍)、監督者による機器の操作(補助)、スピーカーから直接音声を聞く、等の措置がある。

8

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

4. 病弱

受験特別措置の対象となる者	すべての科目において措置する事項	必要な提出書類
慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の者、またはこれに準ずる者	1階またはエレベーターが利用可能な試験室、杖の持参使用、試験室入り口までの付き添い者の同伴、試験場への乗用車での入構、別室の設定	①受験特別措置申請書 ②診断書

9

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

5. 発達障がい

受験特別措置の対象となる者	すべての科目において措置する事項	英語リスニングにおいて措置する事項	必要な提出書類
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため特別な措置を必要とする者	試験時間の延長(1.3倍)、チェック解答、拡大文字問題冊子の配布(一般問題冊子と併用)、別室の設定、トイレに近い試験室、座席を試験室の出入口に近いところに指定、1階またはエレベーターが利用可能な試験室、杖の持参使用、試験室入り口までの付き添い者の同伴、試験場への乗用車での入構	・試験時間の延長(1.3倍) ・試験時間延長を希望する者はCDプレーヤー(監督者が操作)にヘッドホン接続 ・チェック解答を希望する者はICプレーヤー(監督者が操作を補助)にイヤホン接続	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書 ③状況報告・意見書

10

センター試験における障がいの種類と受験特別措置の概要

6. その他

受験特別措置の対象となる者	すべての科目において措置する事項	必要な提出書類
1~5の区分以外の者で特別な措置を必要とする者	別室の設定、トイレに近い試験室、座席を試験室の出入口に近いところに指定	①受験特別措置申請書 ②診断書

11

受験特別措置の概要

1. 試験問題

点字問題冊子、拡大文字問題冊子等

現在、新しい方式の2つの音声問題を開発
(1) 文字と音声のマルチモーダル問題
(2) 文書構造表音声問題
コンピュータによる出題も研究中

2. 解答方法

点字解答、文字解答、チェック解答、代筆解答

3. 試験時間の延長

4. その他 受験案内に例示された事項 (例示された事項以外でも申請可能)

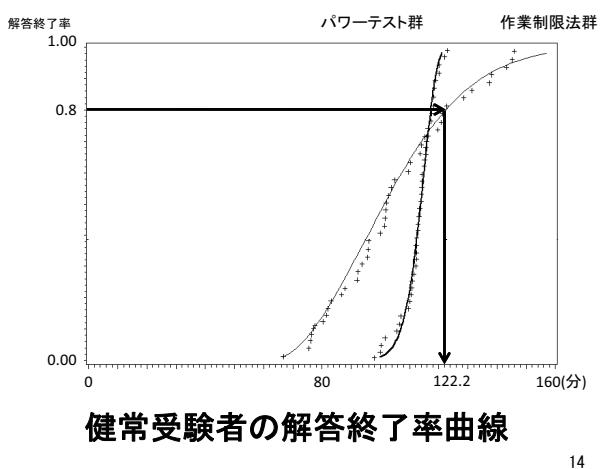
上記の特別措置は、申請後、審査により許可され決定する。

12

試験時間延長率の推定法

- 試験の設計にあたっては事前にテスト・データを収集し、障がい受験者に対する公平な試験時間延長率を定量的に推定
- 試験時間延長率と問題の一部免除は、他の措置とは異なり成績に直接影響
- 試験がスピードテスト的傾向が強いほど試験時間延長率は重要
- 試験時間延長率の推定にあたっては、作業制限法で収集したテスト・データを使用

13

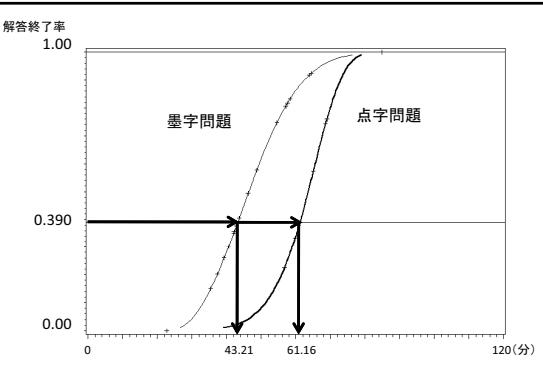


14

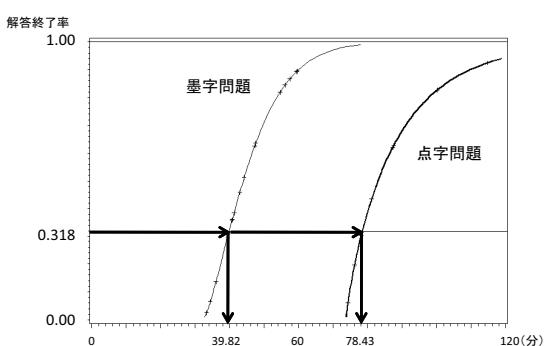
大学入試センターの法科大学院適性試験

- 2003年度に始まり本年2010年度に終了
- 科目は第1部「推論・分析力」と第2部「読解・表現力」
- 点字使用受験者に対する試験時間延長率は、テストのユニバーサル・デザインで設計
- 第1部は健常受験者の1.5倍、第2部は2.0倍の試験時間

15



16



法科大学院適性試験第2部の解答終了率曲線

17

センター試験の試験時間延長率

- 障がい受験者に対するセンター試験の試験時間延長率はテストのユニバーサル・デザインで設計
- 点字使用者には全科目一律1.5倍
- 強度弱視者には全科目一律1.3倍
- しかし、開発当初から30カ年度以上を経過。
- 当時、定量的な推定法は開発されていなかった。
- 試験時間延長率の公平性を検証するためテスト・データが収集
- 推定値結果は試験時間の教科別適正化を示唆

18

解答終了率曲線による推定結果

	国語	数学	英語	公民
点字使用者	2.32倍	1.63倍	1.74倍	1.97倍
強度弱視者	1.43倍	1.50倍	1.12倍	1.91倍



テストのユニバーサル・デザインの重要性を示唆

- 試験時間を改善するためには試験の大幅な改善の機会を待つて設計し直すことが望まれる。

19

結論

試験の公平性の意義を物語る例

- 法科大学院適性試験の点字使用者の受験後の進路
2003年度～2010年度の8カ年度 点字使用受験者5名
法科大学院合格者3名
うち2名が司法試験に合格、1名が法科大学院に在籍中
法科大学院不合格者2名
ともに進路を変更、活躍中(1名 盲学校教師、1名 市会議員)
- 公平な試験は単に合格者を公正に評価するだけではない
- 不合格者にも適切な自己評価の機会を与える
- 障がい受験者に対する公平な試験を実現するためには、テストのユニバーサル・デザインが重要
- 競争選抜から全入化へと入試をとりまく環境が変わろうとも障がい学生は入試が一般学生と公平に実施されることを望んでいる

20

コメントと回答

田中 義郎

(大学入試センター入学者選抜研究機構客員教授・桜美林大学教授)

田中

田中でございます。

私が藤芳先生のコメントを申し上げるのにふさわしいかどうかということは、なかなか私自身も判断をしかねますけれども、私の背景といたしましては、比較国際高等教育学ということが背景でございます。その立場から、今回のこの障がい者の方々に対する入試の問題をどのようにコメントさせていただけるかということではございますけれども、始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まずは、藤芳先生、ありがとうございます。まず御礼を申し上げます。

私もこうしたご発表にコメントをさせていただく立場としては初めてでございますので、いささか私の知識不足等もあり、失礼があるかとは存じますけれども、ご容赦をいただき、コメントを始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

お話を伺っておりまして、あるいは昨日、スライドをちょうどだいしたのですが、見ておりまして、私自身の頭の中に、脳裡をよぎりましたのは、最近NHKでも話題になっておりますマイケル・サンデルのコミュニケーションの議論だとか、あるいは、共生社会の成立を目指す意識の重要性といったようなものについて考えなければならないといったような話を少し思い起こしながら、物を考えさせていただきました。そこで浮かびましたのは、いわゆる私自身の課題意識といたしまして、そもそも正しい入試とは何なんだという議論でございます。私たちは、どうも正しいといふことに対して、いろんな思いをそれぞれの



専門領域でもってぶち当てていくわけで、アプローチをしていくわけですけれども、私自身、私どもがつくり上げてきた入試は本当に正しいのか、正しいという定義でもって考えたときに、どこにそれを寄せたらいいのかというのが、今回の私のコメントをさせていただく基本的な物の考え方でございます。

その上で、大学入試の障がい者の機会の保証ということに焦点を当てていきましたときに、高等教育の2つの目標ということに着目をしてみました。

一つは、もう皆様ご存じのように、昨今、まさにそこに大学入試の出口論というのが集約をされているわけでございますけれども、人材育成というところでございます。要は、大学でもって何を育てて、そしてどのような人材を社会に対して輩出していくのかということに対して、極めて多くの焦点が当たっております。

そしてもう一つは、クオリティー・オブ・ライフと、こうやって言われますけれども、豊かな人生の追求というもののために、高等教育はいかなる役割を果たすことができるのかということでございます。

その上で2つ出できますのは、大学を出てからすぐに何らかの形でもって社会に出て、

社会の役に立つというんですかね、人材として社会の中で活躍できる、あるいは、いわゆる経済的な価値といったようなものがそこに問われるものと同時に、これは外向けに、外に対してのイクスターナルな個人の価値というものの一つの表現の仕方であるわけですけれども、もう一つは、自分たちの内側に返ってくる価値の問題というものを一緒に考えてみることもあるだろう。これは社会人の入学者の問題だとか、あるいは生涯学習の大きな流れの中で議論されることがあるわけですけれども、比較的そういういた議論というのはこのところトーンが下がっているかのようにも思います。

そうした思いを持ったことがきっかけではございますけれども、まずは改めて、先ほど藤芳先生は何度もお話をされましたけれども、最後に、これから一連のお話をさせていただいた後で、改めてお伺いをしたいのは、大学入試における公平性とは一体何なのかということについて、ご議論をいただければありがたいということでございます。

公平性に関しては、広義の理解と狭義の理解という、広い理解と狭い理解という2つの理解が恐らく存在をするんだろうと、こういうふうに思っております。先生の今回のお話を伺いますと、テストの時間を拡張しても拡張されない受験者に対して決して不公平にならないという検証をもとに公平性の問題をお取り扱いになられたと、こういうふうにして理解をしております。

そのときに、ふと私が素人なりに考えましたのはアキュラシーと、こうやって言いますけれども、単一の情報源の正確性を極めて公平性を担保するのか、あるいは複数の情報を集約して、さまざまな情報を集約して、公平でない部分を削除していく最終的に公平性に到達をするのかですね。お話を伺っていくと、前者のようなお話をするわけですけれども、どうも私どもは後者を日常の生活の中で

はやっているように思うんです。複数のさまざまな情報を集めていくて、公平でないだろと思われる分をどんどんどんどん削除していく、そして最終的に公平というところのコンセンサスに至る道を探り出す、こういうやり方が一つあるように思うんですね。

これは、入試の中でもさまざまな課題というものを私たちに提供してくれているように思います。そういった入試の中で考えておかなければいけないのは何かというと、全入時代という言葉が今回のタイトルにもなっていますので、全入時代ではすべての子どもたちが大学に入学するということが前提なんです。だれも取り残していかないということが前提ですから。

アメリカでも最近こういう話をよく聞きます。せんだってアメリカに調査に行きましたときに、アメリカの大学のどこを訪ねても、どんなレベルの大学に行っても、こういうことを聞くんです。何かというと、とにかく動機づけ、動機づけ、動機づけ。だれも励まされないという言葉を聞かないですね。ということは、なぜかといったら、全員が大学にいることが前提なのだから、だれも置いていかないんだということを前提にしたときのアドミッションは一体どうなるんだということの議論がそこの中ではなされるわけでございます。

そうなってきますと、いかに排除するかではなくて、いかにすぐれたところ、もっと言えば、いかに伸ばせる才能を見つけるかというのがテストの重要な役割になるという話になってまいります。そして、その可能性に期待をするということもまた大事なことでありますし、期待をそぐということがテストの役割ではないんだということがそこの中で伝わってくるわけですね。

これは私、例えば旅をしていまして、アメリカも一つの専門領域の中に置かれるわけですけれども、ここ10年ぐらいの間に大きな様変わりだったような気がします。そして、そ

ういった大きな流れは、どうも日本にも入ってきてているようにも感じております。

そうした入試に期待をされ、同時に、そうした可能性を診断できるツールの開発というのは不可欠になるわけですね。要するに、今までの単体の情報をどうやって突き詰めていくかということではなくて、どうやって多様な情報をできるだけたくさん、そして妥当というその流れの中で、妥当性という流れの中で集めることができるのかということが一つは関心事になってまいりました。

そのときの公平性とは一体何ぞやというのが、なかなかきのうは疲れませんでしたけれども、そういった言葉に自分なりの回答はなかなか見詰めることはできない。だけども一つ、ああそうだなと思って、明け方、思いつきましたのはこうでございます。大した言葉では、回答ではありませんけれども、これまで山に登るのに、まずは既成の登山道の入り口に精鋭を集めて、そのルートに集中して一緒に、あるいは競い合って登ったのに、これからはさまざまなルートで、個々人の能力に応じて、個々人のペースで登ることを支援して、時には後押しをし、手助けをし、応援可能な場面を見つけ、結果として皆が山に登る。でも、山に登るということは、以前でも、現在でも、これから先でも、皆が山に登るということに関しては同じであるという、そういうことの道筋を、ストーリーを、私たちはどうもつらなければならないというところに来ているのではないかというところに行き着いたわけでございます。

その意味で、テストというのは一体どういう役割を果たせるのかということでもございます。いかに支援すれば彼ら一人一人が山に登り切ることができるかを診断する入試ということになるわけですけれども、もうそうなってきますと、いわゆる昨今よくさまざまところで言われるようになりましたけれども、学習支援のためのポートフォリオといったよ

うなものが誕生するとともに、それとテストというものがどのように結びつくのかということが一つの考え方になってまいります。

考えてみると、私も大学で授業を持っておりますが、最近困ります。何で困るか。大学に入ってきた学生の個人のプロファイルが全くわからないんです。山に登りたいって入ってきてているのに、以前だったら登山口にみんな集まってくれましたから、こういうふうなやり方をやれば、みんな同じ目的でもってそこにいてくれますから、何とか連れていく方法があった。よく昔、私の留学時代の同級生が、「おまえ、日本人だろう、旗持っていないの」とか、「カメラ持っていないの」と言いました。旗のところにみんな集まる。最近、旗のところにだれも集まってくれません。そうすると、一つ一つの問題意識の中で考えていったときに、個人の持っている学生のプロファインリング情報というのは物すごく大きな意味を持つんだと思うんですね、何かの指導をしようとするときに。どうもそういった情報というのは現在の入試の枠組みの中ではなかなか手に入らない。

でも、個人情報がみんな違ったときに、じゃ、こんなにさまざま違った情報が入ってきて、それを集めて、どうやって公平性を担保するのか、入学の意思決定のときにという話になってくるわけでございます。

この障がい者のところだけにそれを特化してみると、アメリカにETSとともに、もう一つ、ACTという、アメリカン・カレッジ・テスティングという、アイオワに本部のある、大学の入試だとさまざまなテストを開発している機関がございます。そのACTのSATに相当するACTのテストマニュアルを見てみると、きょう藤芳先生がお話しになったところのとおりなんですが、そこの中には、イクステンデッド・タイムということでもって、時間延長という話と、もう一つ、スペシャルテスティングという、もう一

つの項目がございます。

ここを見ていきますと、これは教えていただきたいんですが、入試センターでおやりになっているご努力ということを非常に興味深く、そして大変感激をしながら伺ったわけですけれども、ACTのテストのところで見ますと、1日で終わっていないというのがあるんですね。要するに、プロフェッショナリー・ダイアグノーストと書いてありますが、専門家の何らかの診断というものが必要なだけれども、複数日でもってやってよいんだと、状況に応じて。それは、その一番長いケースの場合には1日1科目と、こうやって書いてあるわけですけれども、それぞれの状況というものを挙げたときに、さまざまな諸状況はあるわけですけれども、若干ユニバーサルということになっても、ユニバーサルテストデザインなのか、そこで出てくるのは、要するにユニバーサル・システム・デザインなのかというところの違いに、少しお話を伺えればというふうに思うんです。

きようのお話のところは、ユニバーサルテストデザインに集約をお話を伺えたと思うんですが、そういった大きなマクロな枠組みの話になってきますと、どうもユニバーサルなアドミッション・システムデザインという意味に考えたときに、これはシステムとして考える話にそろそろなってきているのではないかというところも、今回の私の大きな関心でございます。そんなところも若干お話を伺えればありがたいなと思った次第でございます。

今や入試の多様化というものは、これまでのいわゆる主観的なものは何でも公平性を担保し得ないという形でもって、主観性ができるだけ排除しましようという形で来たんだというふうに理解をしております。そういった状況の中でも、実際の大学の入試を見れば、AOや推薦入試に見られるように、実際には主観的尺度が導入される中で、その個人の特

性に配慮することで広義の公平性。私は、広義の公平性は恐らく合理的公平性、いわゆる正当な理由の上での広義の公平。ただ、これはなかなか難しいんです。正当の正当はどこに帰属する正当かというのがありますので、個人に帰属するのか、組織に帰属するのか、あるいは学生に帰属するのか。さまざまあるかと思いますが、そうした正当な理由の上の公平性に担保されるという状況に至っているのが実際なんだと思うんです。健常者の間の中においての入試でさえもそういう状況にあるわけでございますから、公平性の議論というのは、実際には大きく様変わりしてきているようにも思えます。

恐らく間違っているかもしれません、そこはご訂正いただきたいと思いますけれども、私のつたない短期間での勉強の一つの思いでございますので、ご指摘をいただければありがたいと思います。

私たちが恐らく成功と呼ぶものに対する理解が変化してきているということを理解するわけですね。以前の成功と私たちが今考えている成功、恐らく将来における成功というものの、成功ということの定義は恐らく変化をし続けるんだろうというふうにも思います。それに着目をすべきだろう。そして、それは日本以外の国々、特に欧米では既に起こっている現象であろうし、日本はその問題についてどのようにアプローチをしていくのかということについて議論を深める必要があると、こういうふうに理解をしております。

さて、こうした議論を踏まえてではございますけれども、少しアドミッション全体の問題として展開をさせていただくということになりますと、障がい者の方々の位置づけというのをどこに置くかということではございます。

私の専門領域のほうからすれば、障がい者の方々を障がい者という一つの枠組みというよりは、もうちょっと大きな枠組みの中で、

新たな大学入試にかかる、あるいは新たな高等教育のステークホルダーとして、きちんと位置づけるべき時期に来ているのではないか。その位置づけをきちんとしなければならない。その場合、障がい者という、その立場でとらえるのか。あるいは、私自身がこれまで考えてきましたけれども、トラディショナル、ノントラディショナルというとらえ方の、ノントラディショナルの枠の中に入らないのかと。要は、伝統的な学生と非伝統的な学生。

健常者の中にも非伝統的な学生はおります。私はどうやって呼んでいますか。ステルス型と、こうやって呼んでおります。ステルス型というのは、なかなかレーダーにひつかからないんですね。要はインビジブルなんです。でも、リーズナブリー・インビジブルなんです。要するに、何らかの理由があつて何かしら大きな、我々がつくり上げてきたシステムの中のスタンダードのところにはなかなかひつかかりにくいけれども、でも、彼らにもきちんと希望があり、そして全体として大学教育とどうかかわるかということに対して、きちんとした将来への視点はお持ちである。

そういう方が々がきちんと大学と向き合える状況を私たちはどのように担保できるかといったときに、今の入学試験というものがそれにきちんと対応できているのかと考えたときに、テストの問題ではなくて、先ほど、もう一回戻りますと、システムの問題として、その問題をもう一回検討する必要があるのでないかというふうに考えた次第でございます。

とした文脈の中で可視性という、要するに、といったステルスと呼ばれる、なかなかいい言葉でないのかもしれません、インビジブルというところのものをきちんとビジュアル、可視化して、私たちがきちんと高等教育のステークホルダーとしてそこの中に可視化するという文脈の中で、ユニバーサルない

わゆる入試のデザインと、システムデザインの問題を改めて考えていく時代に来ているのかなというふうに考えたわけでございます。

そうなってまいりましたときに、当然のことながら、入試の問題ですけれども、アドミッション・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーと同時に、カリキュラム・ポリシーの問題が話題になってまいります。先ほど申し上げましたけれども、出口のところは人材育成だけがすべてではない。クオリティー・オブ・ライフの追求も含めて物を考えてみたときに、どのような学生をどのような形で、あるいは彼らの希望に沿った形であり社会の希望に沿った形で卒業させていくときに、私たちは入学のときに一体どのようなシステムを用意することができるのか。そこの中で、こういった障がい者の入試の問題も含めて、アドミッションの問題として議論ができるのか。

そうなってきますと、大体3つぐらい出でてきますのは、アクセスとか、イクオリティーとか、イクスピアンションとかという言葉がよく挙がりますけれども、大学進学への希望はどんどん高まっている、大学入学者もふえて大学教育も大きく拡大をしている、そのときに公平性という問題をどのように担保するのか。全員が行くといったときに、入学のときの公平性とか我々はよく言いますけれども、その公平性の定義の仕方というものを改めて考えさせていただく、とてもいい機会をちょうどいきあたることを感謝申し上げまして、きょうの私のコメントにかえさせていただきたいと思います。

最後に質問という形を改めて申し上げますと、藤芳先生は、こういった形の中で、ぜひご意見をいただきたいのは、ユニバーサルテストデザインからユニバーサル・システム・デザインへという大きな流れというものは、この障がい者の入試の問題を考えるときに、どのような意味を今後持ち得るだろうかということについて、ご意見を賜ればありがた

いと、こういうふうに思っております。
どうもありがとうございました。

藤芳

テストの公平性に関連しまして、ユニバーサル・デザインとユニバーサル・システム・デザインと言うことでご質問をいただきましたけれども、ユニバーサル・システム・デザインのことにつきましては最後にお答えさせていただくとして、公平性について、まずお答えしたいと思います。

公平という言葉とよく似た言葉に平等という言葉がございます。それに関連して、機会の平等と結果の平等というのがございます。まず、基本的には機会の平等が満たされて、なおかつ、それでどうしても足らないところは結果の平等と言うことを考えるべきではないかと私は考えております。

入試においても、健常の一般学生と公平な試験を受けて障がい学生が合格した場合、この事実は障がい学生が入学後困難を克服しながら学習していく上で自信につながるものだろうと思います。ただ、それに対して、障がい者だからと言うことで特別枠とか何らかの特別措置によって合格となった場合、実力のある学生が入った場合には問題はないのですが、ちゃんと能力が適正に評価されておらず、一般学生との間に差異があった場合、大学でもその学生の取り扱いに困るでしょうし、一番悲劇なのはその学生です。学生自身が劣等感にさいなまれて、ドロップアウトしてせっかくの高等教育の機会を失う恐れがあるのでないかと思うわけです。

ですから、競争選抜にしろ、全員入学の選抜にしろ、やはり一般学生と公平に選抜して、その人の能力を的確に把握した上での選抜というものが実施されるべきではないかと私は考えております。

それから、そのときの公平性とは何かといった場合、障がい者に対して、障壁があるか



らそれを単に除去しようというバリア・フリー的考え方ではなくて、テストのユニバーサル・デザインと同様、配慮の公平性が望されます。配慮の公平性とは、健常受験者に対してなされている配慮と同様のクオリティーを持つ配慮を障がい者にもすべきであるという事です。健常者が快適な試験環境で受験しているのであれば、障がい者に対しても同様な適切な環境をできるだけ準備するべきではないかと思います。

それでは、じゃ、何でもかんでも公平にできるかというと、そういうわけではございません。やはり社会資源の問題もございますし、そういう試験を設計する技術的な問題もございます。やはり国連の「障がい者の権利条約」に言うように、合理的な配慮というのが問題になってくるだろうと思います。すなわち、リーズナブル(合理的な)配慮ですね。その社会環境にあった配慮というのが、どうしても適用されるのはやむを得ないのではないかと考えられます。

ただ、障がい者の権利条約というのは、先進国から途上国まで広範囲にわたって適用されるものですので、そのリーズナブルの解釈というのは国情によって変わってくるものだと思います。ですから、もし我が国が先進各国と肩を並べているのであれば、先進各国のリーズナブルの概念が日本でも実施されるべきじゃないかと思います。

このように、機会の公平性、それから配慮の公平性、そして合理的な配慮と言うことを考える必要があるのではないかと思います。

田中先生のお話の中でご指摘いただきましたことにつきまして、当日お答えできておりませんでしたことがいくつかございますので、ここで少し加筆させていただけますでしょうか。

「試験時間という単一の公平性を担保しただけでは公平とは言えないのではないか」と言うご指摘ですが、確かにその通りです。しかし一般に、試験時間延長措置以外の措置、すなわち、問題の作成方法や解答方法及びその他の措置は、不正なことをしない限り、受験者の得点を過小評価することはあっても、過大評価する恐れはほとんどないものと考えられます。センターの法科大学院適性試験の点字使用の重度視覚障がい者に対する試験問題等は、障がいの影響をできる限り排除して適切に設計するよう努力して参りました。このため、試験時間さえ公平に推定できていれば、試験を公平かつ適切に実施することが可能ではないかと考えております。

確かに、ACTやSAT、いわゆる米国の共通テストの障がい受験者に対する試験時間の延長措置は、1.5倍とか2倍とか3倍とか、単なる時間延長だけではなくて、1日に1科目ずつ受験できるという措置が用意されております。集中力の持続が困難であったり、疲労等、健康上の理由があればこのような措置が講じられております。しかし基本的に、試験問題は障がい受験者に対する通常の問題です。この措置は、共通テストにおける受験特別措置の一環として実施されております。必ずしも障がい者に対する特別のシステムではないと考えられます。

最後にご指摘いただきました、テストのユニバーサル・デザインからユニバーサルなシステム・デザインの必要性の問題ですが、先生は主観的尺度の導入により個人的特性に配慮した広義の公平性を担保した入試の多様化の必要性をご指摘いただいたものと存じます。私も多様なアドミッションシステムが必要とされていることは理解できます。個々のシステムがユニバーサルであり、その結果としてアドミッションシステム全体がユニバーサルとなる事が望れます。しかし、システム全体がユニバーサルであれば、個々のシステムは必ずしもユニバーサルでなくても良いと言うことにはならないのではないかでしょうか。アドミッションがどのように多様化しようと、どのシステムにも必ずや志願を希望する障がい学生は存在するものと推測されます。

基本的に高等教育においては、選抜から学習に至る全課程で、健常学生と切磋琢磨して研鑽を積んでいくってこそ、障がい学生も社会的に自立していくのではないでしょうか。たとえアドミッションシステムが多様化しようとも、個々のシステムはユニバーサルであることを障がい学生は願っているものと考えられます。

競争選抜にしろ、推薦入試やAO入試等、全入化時代の一般選抜にしても、やはり健常者と同様なシステムで障がい者も選抜されることが、障がい者の高等教育を推進する上で、また、高校段階における障がい者の学力保持に寄与する上で重要ではないかと考えられます。

会場からのコメント・質問とその回答

コメント 1

センター試験の全国一斉実施は、障害者への措置の自由度を制限しているのではないか。

回答：試験の測定目標をできる限り変えることなく、公平な試験を設計することがテストのユニバーサル・デザインの責任ではないでしょうか。確かに、ご指摘のように自由度は制限されます。しかし、工夫の余地のあるものと存じます。

コメント 2

公平な試験は不合格者にも自己評価の機会を与えるとは、具体的にどのようなことか。

回答：試験が公平に実施されていると認識できれば、たとえ不合格であっても受験者はその結果を受け入れ、自立的に的確な進路選択が可能となります。しかし、不公正であればその不公正を打破するために受験を繰り返すか、あるいは社会の不合理に学習意欲を失うほかはありません。今後、面接調査により適性試験の視覚障害受験者の進路決定過程の分析を行う計画です。

コメント 3

聴覚障害者のリスニングテストの免除は、他の受験者と比較すれば不公平である。免除ではなく、代替措置（例えば別の文字表記の問題等）で試験を実施すべきである。

回答：重度の聴覚障害者に対する英語のリスニングテストの免除措置は適切と考えられます。ご指摘のように、リスニングテストを文字化して出題したとしても、オーラル・コミュニケーションの能力というよりも、語彙や文章理解等、筆記試験で問われる能力が測定される結果となることが予想されます。もし何か良い方法がありましたら、ご教示いただければ幸いです。

コメント4

視覚障害者としての先生の入試時と在学中の困難の克服についてお聞かせください。

回答：私が大学を受験したのは50年以前のことです。当時は入試方法がまだ確立しておりませんでした。点字問題もなく、対面朗読方式でした。試験時間の延長もありません。一番驚いたのは、公平性を保つためとして用語はすべて訓読みされたことです。「雪舟」も「ユキフネ」と読み、源氏物語に出てきた姫君かと考えこんだものです。受験しながら、これは後輩のためにどうにかしなければと思ったものです。その私が大学入試センターでテストのユニバーサル・デザインの研究に携わる機会が与えられたことは、何とも人生の巡り合わせの妙としか言いようがありません。どうにか卒業できたのは、級友や指導教官の励ましのおかげでした。ようやく、オーバードクターの時にマイクロコンピュータ（現在のパソコン）の活用の可能性が出てきたおかげで、自立的に研究ができるようになりました。視覚障害者にとって、マイクロコンピュータは実験状況等を詳細に見ることを可能にする顕微鏡であり、世界に蓄積された情報を見ることを可能にする望遠鏡として、そのハードウェアとソフトウェアの勉強に熱中したものでした。

※以下のコメントに対しては、発達障害の専門家である上野一彦特任教授からの回答を掲載致します。

コメント5

発達障害者の特別措置の入試については、時間延長だけでは解決できないと思う。室の環境とか、問題文を強調して表記するとか、別の手法も使わないと他の受験者と比べて不公平になってしまいのではないか。発達障害もひとくくりにするのではなく、たとえば、一部の方が持っている精神保健福祉手帳（厚生労働省の身体障害者手帳と同等のもの）の障害等級によって区別して配慮を考えなくてはいけないのではなかろうか。

回答：大学入試センター試験における特別措置の申請には、申請書、診断書、状況報告・意見書の三種です。医師の診断書には主診断名として、発達障害者支援法で定義されている自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、および合併する診断名と現症についてできるだけ具体的に記入してもらうとともに、心理・認知検査や行動評定等も記入が求められています。また、申請書や、原則として教育機関から出される状況報告・意見書の記載フォームを見ていただければお分かりいただけると思いますが、試験時間の延長（1.3倍）、チェック解答、拡大文字問題冊子の配布、別室の設定、その他となっています。こうした書類の提出によって、様々な様態をもつ発達障害について、試験の公平性を担保する観点から総合的に措置の決定をいたします。まず発達障害を明記するという最初の扉が開かれたわけですが、個々の障害の状態を正確に判断すると同時に、必要で妥当な措置をきちんと判断したいと思っています。発達障害に対する手帳制度については厚生労働省で検討中と聞いておりますが、現段階では手帳などを用いた判断をすることは出来ません。

コメント 6

発達障害学生に対する延長時間の妥当性を測るデータはあるのでしょうか。発達障害学生が配慮を希望する場合（特に時間延長）、その判断の基準となる診断書の妥当性や IEP などその他の文書の信頼性をどのように判断するのでしょうか。

回答：今回の発達障害の特別措置における時間延長（1.3倍）は、発達障害の志願者における「読みの困難」状態を明確に記述する診断書、並びに、学校などにおいてそうした状態についての具体的な措置記載をもって判断することを原則としております。ただし、学校でそれら支援の記載がない場合は、然るべき専門機関での具体的証明記載でもこれに替えることができます。

こうした書類を専門家で構成される特別措置委員会で検討し、必要な措置内容を決定いたします。今回は、様々な角度から明らかな読み障害（dyslexia）や読みの困難のある場合に限定し、時間延長のミニマムな措置としての1.3倍を導入いたしました。

機構では、これまで欧米の発達障害に対する特別措置（SAT、ACT、GCE、並びに日本語能力試験など）の先行事例を研究すると共に、dyslexia の診断をもつ高校生の読みに関する負担状況の実験的なデータも収集しつつあります。今後、さらなる妥当な時間延長の具体的な基準作りを進めていくつもりです。

報告3「教科・科目に依らない学力測定の可能性」

小牧 研一郎
(大学入試センター参与・名誉教授)



入学者選抜研究機構の試験開発部門というところにおります小牧です（スライド1）。

これから、教科・科目によらない学力測定の可能性についてお話しします。こういうタイトルをごらんになると、多くの方は総合試験という言葉を思い出されると思います。まず、総合試験について簡単に説明し、その後、かなりの時間を、私がこれまでかかわってきました法科大学院の適性試験というものについてお話しします。

こういうことをセンターがやっているということ自体、多分ご存じない方が多いと思いますので、その紹介を兼ねて説明させていただきます。

最初に、総合試験について申し上げます（スライド2）。

普通、センター試験を初めとして試験というと、特定の教科・科目で習ったはずの知識とか、それを使いこなすスキルをはかる試験を指すと思われますが、それは教科・科目の達成度を測定する試験と言うべきものです（スライド3）。

これに対しまして、教科・科目の達成度とは異なる能力を測定する試験というものが考えられたり、実際に行われたりしていまして、そこで測りたい能力として、例えば論理的思考力とか、推論分析力、言語的表現力、読解力、あるいは応用力というような言葉がよく使われております。こういうものを測ろうとする試験を総称して総合試験と呼ぶことにいたします。

総合試験が大学入試で取り上げられるようになった一つのきっかけは、平成12年の大学審議会の答申の中で、第2章「大学入試の改善について」の中の、入試センター試験の改善という項目の中で、「教科・科目の知識ではなく、数理的な思考力や言語的表現力、複数の教科・科目に基づく知識等を組み合わせる応用力、あるいは、大学で学ぶための総合的基礎的能力を判定する総合的な問題」の検討をしなさいという提言がなされました（スライド4）。これ以前からセンターは研究を始めましたが、この提言もありまして、それ以後、引き続き総合試験に関しての研究を続け、ここに上げたような報告書を出してきております（スライド5）。

これらの報告にも書かれておりますが、総合試験というのは大きく分けて2つに分けられます（スライド6）。一つは教科・科目複合型とでも呼ぶべきもので、これは、ごく基礎的に重要な科目、ミニマム・エッセンシャルと呼ばれたり、昔から、読み書きそろばんなどと呼ばれていた範囲のもの、そういうものを測ろうというもので、センターでもこれに類するものをつくりました。最初は国語と数学、後に英語も加えましたが、それをセンターでは総合基礎試験と呼んでおります。こういう試験は、大学では、例えば推薦入学と

かAO入試で入ってきた学生の、学内での振り分けのためのプレースメント試験などに使う可能性があります。こういう試験の例としましては、アメリカのACTがやっているAAP（ACTアセスメントプログラム）という試験とか、大学院レベルではETSがやっているGRE General Testと呼ばれるものなどがこれに当たります。

もう一つが、教科・科目フリー型とでも言うべきもので、これは本当に教科・科目の知識は全く気にせず、それとは別に論理的な思考力を測るもの（スライド7）。これは例えば、特定の分野あるいはレベルの大学や大学院への進学適性を測るとか、あるいは、一般に大学とか大学院レベルの教育への適性を測るという目的で使われております。例としましては、アメリカのカレッジボードがやっているSATという試験の中のリーゼンゲテスト、あるいはメディカルスクールとかロースクールの入試に当たるMSAとかLSATとか呼ばれているもの、それから、きょう、この後ゆっくりお話しします、センターが行った法科大学院適性試験もこの例に当たります。

それでは次に、その法科大学院適性試験についてお話ししますが、まずはその設計と実施、次にその分析と検証、最後に評価と展望についてお話しします（スライド8）。

法科大学院適性試験とはどういうものか、あまりご存じないかと思いますが、これは、平成13年に司法制度改革審議会が意見書を出しました（スライド9）。その中で、法科大学院という制度をつくること、その入試においては、修学適性を測るという意味で、判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す、適性試験を全員に課すということがうたわれております。これに基づきまして、これまで2つの実施団体が2つの適性試験を行ってきました。一つは我々で、もう一つは日弁連法務研究財団というところが行ってきました。

センターの法科大学院適性試験のこれまでの経緯ですが、平成13年の意見書の直後から、どういうふうにこれを行えば良いかの研究を始めまして、翌年には大体の骨格を決めて試行テストを行い、その翌年、15年の8月には第1回の本試験を実施しました（スライド10）。実際の入学は翌16年4月から行われ、以後、毎年6月と7月に本試験と追試験を実施して、ことしの6、7月に第8回を行い、これが最終回ということになりました。センターの適性試験がこれで最終になった経緯としましては、平成16年12月の行政改革推進本部、および19年12月の閣議決定によりまして、独法には余計な業務はなるべくさせないという方針に従って、そういうことになりました。

次に、この法科大学院適性試験をどういうふうに設計して実施したかということをお話しします（スライド11）。

センターがこれまでやってきましたセンター試験は、高等学校の学習指導要領と教科書に準拠してつくられています（スライド12）。これに当たるものが法科大学院適性試験にはありません。あるのは先ほどの意見書に、「判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す」と書かれている、4つのキーワードがあるだけです。これを測るのにどうすれば良いかということをいろいろ検討しました（スライド13）。センター試験では、いろいろなノウハウを蓄積してきていますし、アメリカでは既にLSATという法科大学院の入試がありますから、この2つを参考にして考えました。あとは、これは日本で行う試験であることを考え、毎回新しい試験問題を作成するという日本のやり方を取り入れ、センタ

一試験の形式を倣って、大問形式にしてマークシートで答える、という試験を考えました。

さらに、この4つの力の測り方ですが、1つの試験ではなく複数の試験に分けて測ることと、それから、この試験は入試の場合に第一次選抜に使われたり、あるいは他の、例えば法律の試験と組み合わせて総合評価で使われる、という両方の可能性があります。したがいまして、資格試験的な性格と競争試験的な性格の両方を持っている必要があります。また、競争的能力も測るということから、スピードテストとパワーテストの中間的な性格も必要であると考えました。

最後に、重要なことは、これは毎年行わないといけないわけで、毎年同じような試験を安定してつくる方策というものも必要になります。

その結果できた作題の基本方針がこういうもので、評価しようとする資質は先ほどの4つの力です（スライド14）。出題形式は、2つの試験に分けて行います。第一部を推論分析力、第二部を読解表現力と呼び、それぞれ90分の試験で50点満点、合計は100点です。それから、これはセンター試験と同じように、本試験と追試験の2セットをつくるということになりました。センター試験と違いますのは、センター試験はB5判の小さ目の冊子ですが、この試験は第一部、第二部ともA4判の横書きの、やや大きいサイズでつくりました。

出題内容については、大学院レベルなので、学部での専門はいろいろの人を受けます。学部での専門的知識は前提とせず、問題を解くのに必要な情報はすべて問題文に含まれている、という問題をつくるということになりました（スライド15）。この試験は、法科大学院の入学試験ですが、特に法律の知識を問うものでないということにも注意する必要があります。

難しさの程度ですが、これはセンター試験と同様、6割程度が平均点になるように、また、競争試験としても成り立つように、易しい問題から難しい問題まで取りそろえておくことも考慮しました。

最後に、毎年安定して同じような問題をつくり、試験を実施する方策として、L S A Tでは、細かい測定すべき能力を数十項目挙げて、それに対応する問題を毎年出すというやり方をしていますが、こちらの場合ではそれを、10個程度の大きくりの能力群というものを定義して、それを毎年欠かさず出すという方式を探りました（スライド16）。そのときの能力群というのは、第一部と第二部でそれぞれ4つと5つという、大きくりのものになっております（スライド17）。

実際につくった問題の例というのを挙げておきますが、これは、ここでは細かく説明はいたしません（参考資料1）。資料では、字が細かくて恐縮ですが、後で天眼鏡でも使って読んでいただければと思います。最初のほうは第一部の問題（参考資料2～5）、この辺から第二部の問題になっております（参考資料6～10）。問題文の長さというのがある程度おわかりいただけるかと思います。この最後の問題は、大問形式の特徴を生かしまして、1つの長文を読ませた後に4種類の能力を測る小問を4つ設けてあります。このような問題をつくってまいりました（参考資料11～14）。

試験を実施した結果を分析・検証して、翌年の作題に反映するということをやってきました（スライド18）。なぜそういう分析を行なってきたかといいますと、まずは、その試験が設計したとおりにできているかということの検証で、例えば難度や識別力が適切か、

あるいは、いろいろな学部の出身者が受験するが、かれらに対して公平であったか、テストとしての信頼性があるか、本試験と追試験は同等であったか、などを確認することが必要だからです（スライド19）。また、これは毎年続けないといけないので、統計的に安定した試験になっていたかどうかの検証が必要です。それから最後に、一番重要と思われますが、予測妥当性といいまして、これは修学の適性を測るということですから、それで入学した学生がちゃんと勉強できて、卒業後も目的が達成されたかどうかということを追跡する必要があります。

まず最初の、設計したとおりだったかどうかですが、これは、第一部、第二部、および合計得点の、8回にわたる推移ですが、平均値は、第一部、第二部はそれぞれ30点ぐらい、全体で60点で、毎年多少でこぼこはしておりますが、ほぼ設計どおりになっております（スライド20）。特徴としましては、第一部より第二部のほうがいつもやや点が高いという傾向がずっと続いております。

次に、公平性の問題ですが、受験者を、法学部出身者、法学部以外の文科系学部の出身者、それから理系学部の出身者と、3つのグループに分けて平均点を見ますと、このグラフのようになっていまして、第一部では法と理がほぼ一緒で文より高い、第二部は法が高くて理と文がほぼ一緒、総合得点では法、理、文の順になるということが、毎年ずっと同じ傾向で推移しております（スライド21）。

こう見ると、法系出身者のできがいいように見えますが、これにはそれなりの理由があります。これは各グループの年齢分布です。ご覧になってわかるように、法系だけ若い人が圧倒的に多いということになっていて、その影響で先ほどののような点になっています（スライド22）。

出身学部と年齢層の両方で分けて平均点を出し、同じ年齢層ごとに比較しますと、第一部では理が高くて法と文がほぼ一緒、第二部は余り違いがなくて、総合得点では第一部の影響を受けて理が高くて法と文はほぼ一緒という結果になり、試験自体としては、第一部が理系にとってやや解きやすい問題で、第二部はあまり差がないということをあらわしております。これは試験が公平でないというよりは、理系学部で鍛えられる能力が第一部で求められる能力に近いのであろうと解釈しております（スライド23）。

第一部、第二部および総合得点のどれを見ても、年齢とともに得点が下がっております。これはスピードテスト的な側面があらわれたものと考えております。

次に、この2つの試験の結果は総合得点で評価されるわけですが、そういう試験全体としての構成がセットとして適切かということを見るために、第一部と第二部のあいだの相関係数、それから第一部、第二部、および、全体で見たときのクロンバックの信頼性係数 α というものの推移を見てみます（スライド24）。第一部、第二部の間には適度な相関が必要で、0.4から0.6程度を目標とし、内的整合性を表す、この α 係数としては各部で0.7程度、全体で0.8程度を目標としました。これが全体の結果ですが、ほぼねらった範囲で推移しているということが言えます（スライド25）。

最後に、一番重要と言っていた予測妥当性についてですが、これを行うためには、試験を受けた受験生がそれからどうなったかを知らないといけないわけですが、大学入試センターは入試にしか関わっておりませんので、その先の個々の学生の情報はほとんど持っておりません（スライド26）。したがって、単独で追跡調査を行うことはできないという状

況になっています。唯一できるのは、例えばセンターが各大学院にアンケートをして、貴大学院にことし入った学生の平均点は幾らでしたか?というような情報を集めることができます。また、修了者が司法試験を、新司法試験のことですが、受けますと、法務省が各大学院ごとに合格率というものを公表してくれます。そういうのを手がかりにして、ある程度予測妥当性を考えてみました。

我々が行っていた適性試験の成績と、新司法試験の合否を比べようと考えたのは、適性試験は、司法制度審議会の意見書の4つの力を測ることにしましたが、新司法試験も意見書で何を測るべきかについて、法律の知識に関しては短答問題でそれを測り、思考力・分析力・表現力を論文試験で測る、と言われております。こうなっていますと、多分この2つの試験では似たような能力を測っている部分があるので、両者の間に正の相関が期待されるというわけです(スライド26)。

実際、これが最初の年の既修コース入学者が2年経って卒業した直後の新司法試験の結果です(スライド27)。横軸は、入学当時の各大学院の入学者の平均点、縦軸は、2年後に卒業した修了者の新司法試験の合格率で、これは正の相関を持っているというわけで、これを手がかりに、この横軸の値から縦軸の合格率を推計する理論を考えてみました。結果として、これが16年入学から19年入学の4学年についての結果ですが、各大学院の合格率をある程度予測する曲線が得られたと考えております(スライド28)。

最後ですが、これまでやってきた試験をどう評価し、これからどう展望するかということですが(スライド29)、今回、第8回を以って無事終了しましたが、我々自身としましては、我々の行った適性試験は法科大学院の入学試験での役割をきちんと果たしたと考えております(スライド30)。つまり、先ほどのデータから見まして、多様な出身者に対しては公平な試験であったし、8回にわたって安定な試験が行われたと考えております。一番重要な測るべき資質、修学適性がちゃんと測定されたかということに関しては、個人レベルの追跡は不十分ですが、大学院別の新司法試験の合格率などはある程度予測できていたと考えております。

いずれにしましても、この8回の実施と、その前からいうと多分9年間ぐらい、センターとしてはこれに関わってきましたが、その間に、教科・科目によらないで論理的思考力を測る試験をどうやってつくって、どうやって実施すれば良いかというノウハウを十分蓄積したと考えております。

これからは、ここで得られたノウハウを活用する段階になるわけですが、一つは、この法科大学院の法科を取ってしまえば大学院レベルの適性試験だと思って構わないわけで、そういう使い方がすぐ考えられます(スライド31)。

もう一つは、これを大学入試レベルに応用できないかということもあり得ます。私が属しております試験開発部門では、今、2つテーマが掲げられています(スライド32)。一つは新たな試験、いわゆる高大接続試験がよく話題になりますが、それも含めた新たな試験のレベル、測定すべき能力を検討するという課題。それからもう一つは、大学院入学者のための基礎的能力試験に関する調査研究というテーマが挙がっております。上に挙げた2つのこれらの活用法というのは、この2つのテーマにもちょうど合うのではないかと考えております。

特にこれを大学レベルの新しい試験に適用しようとしますと、考えるべきことはたくさんあります。

んあります。まず、こういう種類の試験が大学入試に必要かどうかというあたりが一番重要だと思われますが、もし必要だとなったら、それはどういうふうに使う試験なのかとか、それから、センター試験が高校3年の1月に行われるとして、この手の試験はどういう時期に何回ぐらい行うべきか、など、たくさん考える必要があります。さらには、大学院レベルとは違いますから、今度は、どうい能力をどういレベルではかるべきかということも考えないといけません。

かつて、進学適性検査とか能研テストという、これと似たような試験がありました。もしこれと同じような試験か、適性試験のようなものが復活することになるとしたら、昔のものとどこがどう違うものであるべきか、あるいはどこは同じであるべきかと、その辺の検討も非常に重要なと思われます。

いずれにしろ、これはいろいろな検討を経た上でないとできないわけですが、きょうのテーマになっています全入時代においてということを考慮しますと、こういう教科・科目で測れない能力を測る必要がある人たちというのは多分全入化時代の全員ではなく、特定の階層をターゲットとした試験を考えるほうが良いのかもしれません。そういうようなことも含めて、適性試験的なものを大学入試レベルで活用できるかどうかということに関しては、かなり全般的な議論を経た上でないと事は進められないだろうと考えております。

2010-9-10 大学入試を考える

教科・科目に依らない 学力測定の可能性

1. 総合試験について
2. 法科大学院適性試験について
 - 設計・実施
 - 分析・検証
 - 評価と展望

大学入試センター 入学者選抜研究機構
試験開発部門 小牧研一郎

1

2010-9-10 大学入試を考える

教科・科目に依らない 学力測定の可能性

1. 総合試験について
2. 法科大学院適性試験について
 - 設計・実施
 - 分析・検証
 - 評価と展望

大学入試センター 入学者選抜研究機構
試験開発部門 小牧研一郎

2

教科・科目に依らない学力測定とは？

A. 教科・科目の達成度を測定する試験

- 教科・科目の知識とスキル
—センター試験など

B. 教科・科目の達成度とは異なる能力を測定する試験

- 論理的思考力
- 推論・分析力
- 言語的表現力
- 読解力
- 複数の教科・科目の知識を組み合わせる応用力
→「総合試験」と総称

3

総合試験研究の経緯

大学審議会答申「大学入試の改善について」(H12.11.12)
第2章 大学入試センター試験の改善
2 大学入試センター試験の具体的な改善方策
(3)教科・科目横断型の総合的な問題や総合的な試験について
において総合問題の検討が提言された

教科・科目ごとの知識等ではなく、
数理的な思考力や言語的な表現力
複数の教科・科目に基づく知識等を組み合わせる応用力
大学で学ぶための総合的、基礎的能力
を判定する総合的な問題

4

DNCにおける総合試験研究

- 大学入学者選抜資料としての総合試験の開発的研究
(H11-13 科研費基盤研究(B)代表者:柳井晴夫, H14. 3月)
- 総合問題調査研究委員会 研究報告書
—国語と数学の基礎学力評価の試みー(H15. 3月)
—総合基礎問題「国語」「数学」「英語」の作成ー(H16. 3月)
(DNC 総合問題調査研究委員会 委員長:荒井克弘)
- 総合問題の分析的研究一本編一 & 一総合基礎編一
(H15-17 DNC 共同研究 II 代表者:柳井晴夫, H18. 3月)
- 新しい枠組みとしての総合問題の実証的研究
(H18-20 DNC プロジェクト研究 代表者:林篤裕, H22. 3月)

5

総合試験の分類

1. 教科・科目複合型
 - 基礎学力測定
 - ミニマム・エッセンシャル(読み・書き・計算)
 - 「総合基礎試験」(国語・数学+英語)
 - 推薦入学者・AO入試入学者向けプレイスメント試験
 - 例:AAP(ACT Assessment Program, 米, ACT)
GRE General Test(米, ETS)

6

総合試験の分類

2. 教科・科目フリー型

- 教科・科目の知識によらず、論理的思考力を測る
- 特定の分野・レベルへの修学適性を測る
- 一般的に大学・大学院レベルの教育への適性を測る
- 例: SAT Reasoning Test (米, CB),
MSA(MCAT Skill Analysis, 米, AAMC),
LSAT(米, LSAC),
法科大学院適性試験(DNC)

7

2010-9-10 大学入試を考える

教科・科目に依らない 学力測定の可能性

- 総合試験について
- 法科大学院適性試験について
-設計・実施
-分析・検証
-評価と展望

大学入試センター 入学者選抜研究機構
試験開発部門 小牧研一郎

8

法科大学院適性試験とは

- H13司法制度改革審議会意見書
- 法曹養成教育に特化した実践的な教育を行う法科大学院の設置
- 「法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す適性試験」を全ての出願者について統一的に課す

→2つの実施団体が2つの試験を実施

独立行政法人大学入試センター
「法科大学院適性試験」
財団法人日弁連法務研究財団主催
「法科大学院統一適性試験」

9

法科大学院適性試験実施の経緯

平成13年6月	司法制度改革審議会意見書
平成14年12月	法科大学院入学適性試験試行テスト
平成15年8月	適性試験(本試験)(初回)実施
平成15年11月	適性試験(特例措置・追試験)の実施
平成16年4月	法科大学院学生受入開始
平成16年以降6月・7月	適性試験(本試験・追試験)実施
平成16年12月	「大学入試センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案決定(行政改革推進本部)
平成18年4月	大学入試センターの第二期中期計画の策定
平成18年9月	新司法試験合格発表(第1回)
平成19年12月	独立行政法人整理合理化計画(閣議決定)
平成21年4月	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について報告」(中央教育審議会法科大学院特別委員会)
平成22年6月・7月	適性試験(本試験・追試験)(第8回、最終回)実施

10

法科大学院適性試験の設計・実施

法科大学院適性試験で何を測るか？

11

法科大学院適性試験の設計指針

- 大学入試センター試験
高等学校学習指導要領・教科書に準拠
- 法科大学院適性試験
指針は「意見書」のキーワード
「判断力、思考力、分析力、表現力」

司法制度改革審議会(H13年)の意見書

「法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)」

12

設計上の考慮点

- ・センター 試験とLSATを参考に、
 - ・日本の試験風土を考慮し、
 - ・大問形式の初出の問題を出題
 - ・多肢選択マークシート方式
-
- ・4つの力を測る→複数の下位テストで構成
 - ・利用形態：第一次選抜と総合評価の両方
→資格試験と競争試験の両方の役割
→speed testとpower testの中間的特性
 - ・毎年、同じ(ような)試験を安定実施する方策

13

作題基本方針

・評価する資質

法科大学院適性試験では、法律学についての知識ではなく、法科大学院における教育に不可欠な「判断力」、「思考力」、「分析力」、「表現力」等の資質を測る。

・出題形式

- (1)2つの下位テストで構成
 - ①第1部：「推論・分析力」を測る問題
 - ②第2部：「読解・表現力」を測る問題
- (2)試験時間は各部90分、満点は各部50点、合計100点
- (3)多肢選択方式、マークシートで解答

・作成する試験問題のセット数

本試験及び追(再)試験用の2セット

第1部・第2部とも
問題冊子は
A4判横書き

14

作題基本方針

・出題内容等

- (1)問題は、高度な専門的知識を前提とせず、基本的には問題文に含まれる情報に基づき解答できる出題内容とする。
- (2)問題の題材は、この試験が法律学についての知識を問うものではないことを考慮するとともに、できるかぎり多様な分野から採用する。
- (3)特定の学部出身者が特に有利となる内容の出題は避ける。

・難度

- (1) 第1部と第2部を合計した平均得点率が60%程度となることを目標とする。第1部と第2部の平均得点率も極端に異なることのないよう努める。
- (2) 各能力層についても選別が行われるように、難度が高いものから低いものまで多様な出題をすることとする。

15

安定した作題(毎年、同じ(ような)試験を安定実施する)の方策

- ・ LSATのように、測定すべき能力要素を細分せず、大括りにした能力要素群(10個程度)を毎年出題する。

→分類コードと問題タイプで品質管理

16

分類コードと問題タイプ

- ・第1部 推論・分析力問題
- A1: 規則・定義・条件等を理解し適用する
A2: 議論及び論証構造を把握する
A3: 演繹的に推論する
A4: 仮説を形成し、検証または反証する

- ・第2部 読解・表現力問題
- B1: 文章全体の趣旨・主張を把握する
B2: 書いてある事実・情報を読み取る
B3: 曖昧な表現、難しい表現の意味・内容を理解する
B4: 文章構造を把握する
B5: 文章を構成し、的確に表現する

17

法科大学院適性試験の分析・検証

大学入試センター 法科大学院適性試験
で何が測定できたか？

18

法科大学院適性試験の分析・検証

1. 設計した通りの試験になっているか？

- 難度・識別力は適切か(平均点・標準偏差・得点分布・各設問の正答率・得点層別の正答率など)
- 多様な出身者に対して公平な試験になっているか？(性別・出身学部等類型別の分析)
- テスト得点の信頼性は高いか？(クロンバッックの α 係数)
- 本試験と追試験が同等の試験といえるか？(モニター調査に関する分析)

2. 統計的安定性

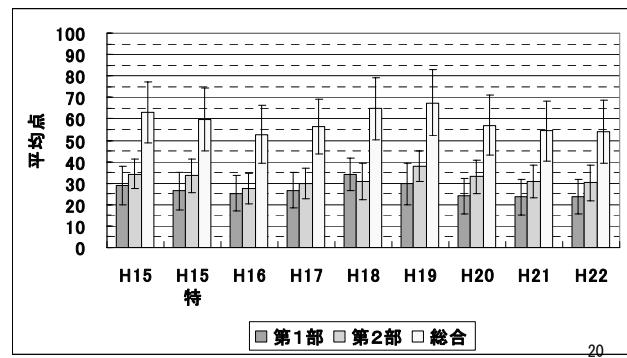
- 年度間で安定した試験であるか？(各種統計量の経年変化)

3. 予測妥当性

- 修学の適性が測定されていたか？(追跡調査－学内成績、修了後の成績等との相関分析－が必要)

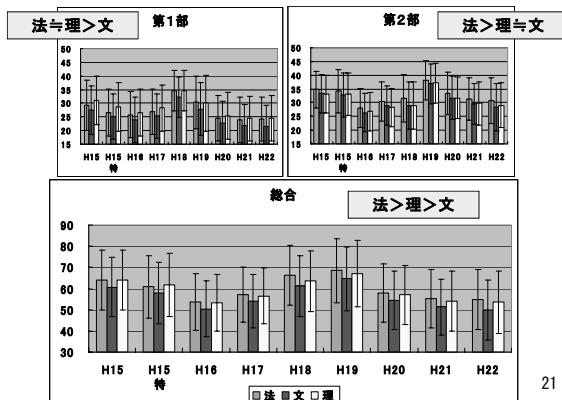
19

平均点・標準偏差(全受験者)の推移



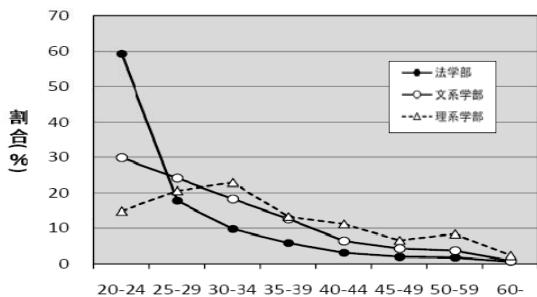
20

平均点・標準偏差(出身学部類型別)の推移



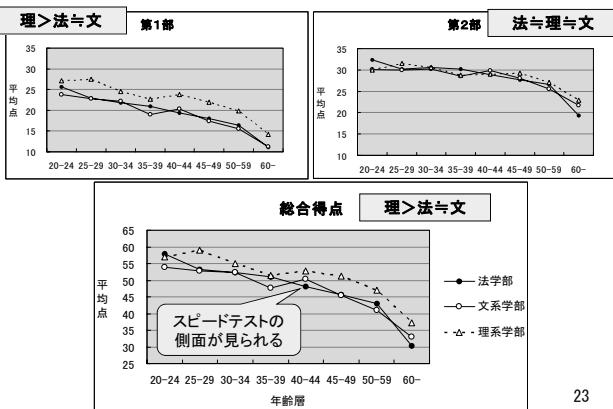
21

類型別年齢構成(平成21年)



22

類型別・年齢層別各部得点平均値(平成21年)



23

試験問題セットとしての性能分析

・第1部得点と第2部得点の相関

(総合得点で判定することが適切か?)

– 両者の間に適度(0.5程度)の相関係数が必要

・内的整合性(一貫した試験か?)

– Cronbachの信頼性係数 α で評価

– 各部の α 係数(0.7程度)・全体の α 係数(0.8程度)

24

	H15	H15 特	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
第1部α係数	.735	.696	.658	.659	.635	.805	.643	.698	.725
項目数	21	21	20	19	21	25	20	24	26
第2部α係数	.708	.765	.645	.578	.740	.729	.696	.714	.748
項目数	33	29	28	24	25	25	28	28	29
全体α係数	.819	.834	.765	.726	.806	.858	.781	.806	.832
項目数	54	50	48	43	46	50	48	52	55
第1部と第2部 得点の相関係数	.550	.599	.479	.410	.586	.617	.489	.514	.575

予測妥当性(修学の適性が測定されたか?)の検証

- ・追跡調査(学内成績、修了後の成績等との相関分析)が必要
 - 個人の追跡調査は困難
 - 大学院毎の新司法試験合格率の予測

センター法科大学院適性試験と新司法試験が求める能力

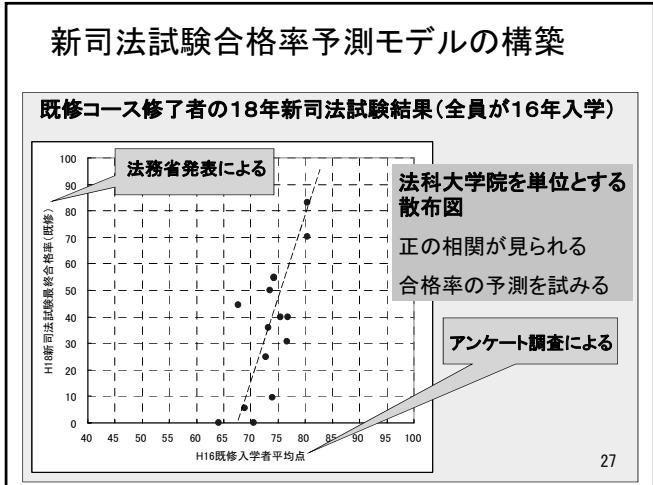
<司法制度改革審議会の意見書に準拠>

- ・**適性試験**:「法学既修者であると否を問わず、全ての出願者について適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)」
- ・**新司法試験**:「司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする」

短答問題 論文試験

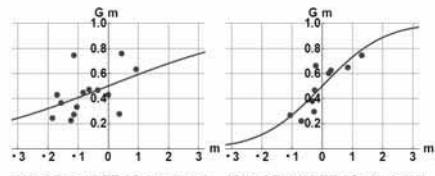
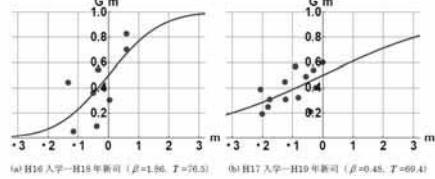
→両者の成績の間に正の相関が期待される

26



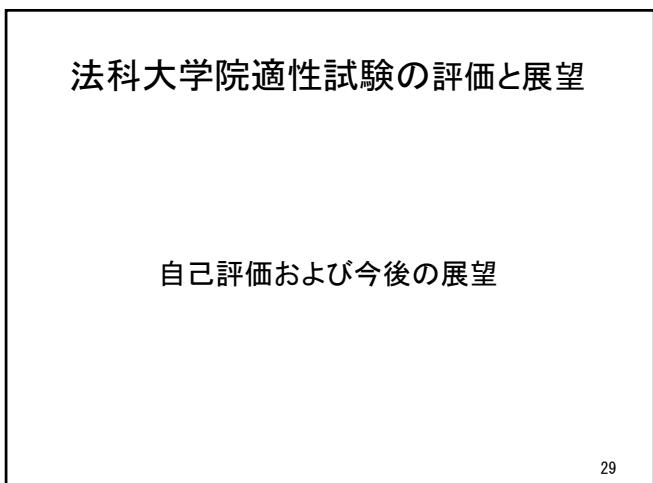
予測妥当性の検証

既修コース卒業者の新司法試験合格率の予測



(c) H18入学-H20年新司 ($\beta=0.30$, $T=68.4$) (d) H19入学-H21年新司 ($\beta=1.32$, $T=73.3$)

28



DNC法科大学院適性試験の自己評価

- ・DNC法科大学院適性試験は第8回(H22年実施分)で終了した。(H23年以降は、適性試験管理委員会が行う。)
- ・法科大学院入学試験としての役割を果たした。
- ・多様な学部出身者に対し、公平な試験であった。
- ・毎年、統計的に安定した試験であった。
- ・所期の評価すべき資質(修学適性)が測定されたか?
 - 個人レベルの追跡調査は不十分だが、大学院別の新司法試験合格率をある程度予測できている。

→教科・科目に依らず、論理的思考力を測定する試験の設計・実施に関するノウハウが得られた。

30

今後の展望

- ・法科大学院適性試験で得たノウハウの活用
 - 大学院レベルの適性試験への活用
 - 大学入学試験への活用の可能性

入学者選抜研究機構 試験開発部門

- ①新たな試験の、レベル(難易度)、測定すべき能力の検討
- ②大学院入学者選抜のための基礎能力試験に関する調査研究

31

大学入学試験への活用の可能性

- ・新たな試験の候補の1つとして大学入学試験へ導入する際の検討課題
 - 必要性の有無
 - 利用目的、実施時期・回数、etc
 - 測定すべき能力(問題タイプ)の再検討
 - 難度(受験者に期待する学力)の設定
 - かつての進学適性検査、能研テストとの異同
- 試行テストを経た研究・開発が必要

- ・特に、全入化的時代において、この種の試験はどのような集団に適用するのが良いか?

高等教育システムにおける大学入学者選抜方法
に関する広範な議論が大前提

32

2010-9-10 大学入試を考える

教科・科目に依らない 学力測定の可能性

終わり

大学入試センター 入学者選抜研究機構
試験開発部門 小牧研一郎

33

参考資料

法科大学院適性試験問題例

第1部 推論・分析力
第2部 読解・表現力

1

A1:規則・定義・条件等を理解し適用する

平成20年本試験(第1部 推論・分析力)

第5問 次の文章を読み、下の問い合わせ(問1・問2)に答えよ。

0段を「振り出し」とし、10段に進むと「上がり」となる。図のような「双六盤」がある。最初にコマを「振り出し」に置き、毎回1~6の目を持つ1個のサイコロを振って、出た目が偶数の時は、その目の数だけコマを一段ずつ進め、出た目が奇数の時は、その目の数だけコマを一段ずつ戻す。

ただし、第1回目に奇数の目が出たり、第2回目以降で0段に戻ったときは、「振り出し」とどまり、コマが10段に進んだときは、その時点で「上がり」となって終了するものとする。

なお、「目の出方」を数えるときには順序を考えに入れる。たとえば、目が2、3、1の順に出た場合と2、1、3の順に出た場合とでは、異なる「目の出方」とする。



図

2

問 1 第3回目に「上がり」になるような目の出方は何通りあるか。それが含まれる範囲として正しいものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。

12 [3点]

- ① 12通り以下 ② 13～15通り ③ 16～18通り ④ 19～21通り
⑤ 22～24通り ⑥ 25～27通り ⑦ 28～30通り ⑧ 31通り以上

問 2 第4回目に「上がり」になるような目の出方のうち、第1、2回目とも奇数が出るのは何通りあるか。それが含まれる範囲として正しいものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。

13 [3点]

- ① 12通り以下 ② 13～15通り ③ 16～18通り ④ 19～21通り
⑤ 22～24通り ⑥ 25～27通り ⑦ 28～30通り ⑧ 31通り以上

3

A3:演繹的に推論する

平成15年本試験(第1部 推論・分析力)

第1問 P県知事の次の発言を読み、下の問い合わせに答えよ。

水1m³当たり1,000円の「水税」を導入すれば、現在の年間の水消費量1億m³からすると、1年で1,000億円の収取が得られる。したがって、水1m³当たり3,000円の「水税」を導入すれば年間3,000億円の収取が得られることになり、P県の財政赤字解消に役立つ。しかも、この税を導入することにより、水の消費が減り、水不足の問題に対処できる。かたや3,000億円の収取、かたや水不足への対応、正に一举両得である。

問 この発言に含まれる推論の誤りの指摘として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから1つ選べ。

1 [2点]

- ① 互いに比較できない値値を比較している。
② 不当な政策によって財政赤字を解消しようとしている。
③ 結論を導くために用いた根拠が両立していない。
④ 目的と手段の相互関係を取り違えている。
⑤ 例外的な事実に基づいて一般論を主張している。

4

A4仮説を形成し、検証または反証する**平成15年本試験(第1部 推論・分析力)**

第2問 次の文章を読み、下の問いに答えよ。

近いうちに開かれる学術の日程(4, 5日間)に関する2人の学者の記憶に関するエピソードがある。1人の学者はその日を、3月30日から4月3日と覚えており、もう1人は4月30日から5月3日と覚えていた。最初の学者は、3月30日については特にしっかりと覚えており、もう1人は5月3日をはっきりと覚えていた。案内状を調べてみたところ、驚いたことに、3月30日から5月3日とあった。これは明らかに案内状の方が間違いだったのであるが、記憶の性質をよく物語っている。

(印南一路『すぐれた意思決定』による)

問 このエピソードを説明する仮説として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから1つ選べ。

2 [2点]

- ① 記憶とは、覚える対象のすべてがそのまま保存・再生されるのではなく、対象が保存された後、再生されるまでに既に保存されている他の知識と互いに作用し合い、整合性のある事柄・内容を再構成するプロセスである。
- ② 記憶は、そもそも不正確、曖昧なものであり、どんなに記憶内容に確信をもつていても本人が訴えたところで、「保存されるべき内容」と実際に「保存された内容」とを比較してみると決して同一のものではない。
- ③ 記憶される内容は、記憶したいと欲する事柄かそうでない事柄かによって影響されるものであり、「保存されるべき内容」がそのまま保存されるとは限らない。
- ④ 記憶の特性として、覚えようとする内容の最初の部分と最後の部分が他の部分よりも強調されて保存される傾向にある。
- ⑤ 対象を記憶するときには注意の払い方が重要であり、対象を記憶するときにどこに注意を払ったかによって再生における記憶の正確さが決定される。

5

B2:書いてある事実・情報を読み取る**平成19年本試験(第2部 読解・表現力)**

第9問 次の文章はミトコンドリアの起源について書かれた著書の序章である。これを読み、下の問い合わせ(問1・問2)に答えよ。

地球上には3000万種を超える生物が生息している。これらにさらに目に見えないような細菌を加えると膨大な数になる。これらの生物を形づくる生命の基本単位は細胞である。細胞には二種類がある。一つは「原核細胞」といい、直径1~10ミクロンと小さく、DNAのある部分(核)とリボソームに満たされた細胞質部分からなり、これらの境界には核膜がない。大腸菌や藍色細菌(シアノバクテリア)が属する真正細菌や、メタン細菌が属する古細菌も、原核細胞を基本単位としてできている。

一方ヒトを含め肉眼で見えるほとんどの生物は「真核細胞」から形成されている。遺伝子DNAを含む領域は核膜に包まれ、細胞質と明確に区分されている。細胞質は、小胞体やマイクロボディ、リソソームのほかにミトコンドリアがある。植物細胞になると、このほかに葉緑体(色素体)を含んでいる。

多様に見える生物も、遺伝子から系譜を調べてみると、驚いたことに、わずか三つのドメイン(領域)と呼ばれるグループ(真正細菌、真核生物そして古細菌ドメイン)にまとめられる。これら三つのドメインに含まれる生物も、元を辿ればたった一つの原核生物である。生物は、40億年という長い歴史の中で、分裂・増殖し、進化し、数千万種に多様化し、自らの遺伝子を子孫に伝えつけたのである。

さて、生物を独自のDNAをもって分裂・増殖するものと定義づけたとき、自律的に分裂・増殖している生き物のみを考えがちである。しかしながら、自律してはいないが、生物の陰に、真核細胞内に隠れながら進化してきた基本的な細胞内小器官がある。独自のDNAとリボソームをもち、驚くほど活発に細胞内で分裂・増殖しているものがいる。これらが「ミトコンドリア」と「葉緑体」なのである。とくにミトコンドリアは動物と植物、ほとんど全ての真核生物の細胞に含まれるから、地球上におけるミトコンドリアの数は膨大である。生物の多様な種の多くは、数百

6

から 60 兆個に及ぶ細胞からできている多細胞生物である。例えば一人のヒトであれば、60 兆個の細胞で形づくられており、これらの各細胞に約 2000 個のミトコンドリアが含まれているので、ヒト一人のもつミトコンドリアの数は 12 京個となる。これに 60 億人分をかけると、人類がもつミトコンドリアの総数となる。ヒトだけでこんな数であるから、多様な生物種の全てについて考えたら、もう天文学的数字である。これだけ膨大な数のミトコンドリアが分裂・増殖し、この地球上で繁殖していることを、研究者も含めてほとんどの人が、気づかないで生活しているのではないかだろうか。

本書の目的は、3000 万種の子孫を辿るとなつた一個の共通の始原細胞に至るのと同様に、個体を形成する天文学的な数の細胞内にも、生き物の子孫、すなわち、生物の繁殖と多様化の際に隠れ、密かに大繁殖を続けてきたミトコンドリアが存在することを明らかにすることである。さらに、ミトコンドリアの誕生から大繁殖への大幹線ルートへ至る“ミトコンドリア誌”を暴くことである。ミトコンドリアは独自の DNA をもち、RNA 合成を行ない、独自のリボソームでタンパク質合成をし、細胞内細胞として挙動する。これらの形成の根源はどこにあるか、どこまで遡れば明らかになるのだろうか。ミトコンドリアの祖先が細菌である以上、ミトコンドリアの起源は生命的誕生に遡る。

(中略) 生命の誕生後しばらくしてさまざまな細菌が生まれた。やがて数億年後、細菌は、大きく分かれ、古細菌、真正細菌、真核生物の三ドメインの系列に分岐し進化する。ミトコンドリアの祖先の細菌は、真正細菌ドメイン系列を一步一歩進み、やがて光合成細菌となる。それから彼らの一部は藍色細菌へつながるルートとは分かれ、光合成能を失い α プロテオ細菌となるルートへ進む。一方、古細菌ドメイン系列から分岐し、真核生物ドメインへの系列へと進んだ細菌は、15 億年あまりして、核膜構造を発展させながら、ミトコンドリアを含まない真核細胞からなる生物へと進化する。

7

20 億年前に大きな事件が起きた。この真核生物の細胞を宿主として、好気性の α プロテオ細菌が入り込み共生し、ミトコンドリアへと変換したのである。これがミトコンドリアの誕生である。そして真核細胞に入り込んだ一個のミトコンドリアは、真核細胞生物が、鞭毛虫類、纖毛虫類などの原生生物へ分岐するときに、莫大な数に増加したのである。

こうした原生生物の一部は、藍色細菌を細胞内へ共生させ葉緑体にし、光合成によって栄養を得る植物となった。続いて、真核生物の進化の大幹線から、吸収によって栄養をとる菌類や、捕食によって生きる動物が生まれた。植物、菌類そして動物への分岐点でも、ミトコンドリアは巧みに細胞内で生きつけ、分裂・増殖し、今日、目に留まるほとんどの生物の細胞内に伝播し、生物の生存に必須の細胞内小器官となった。

(黒岩常洋『ミトコンドリアはどこからきたか 生命 40 億年を遡る』による)

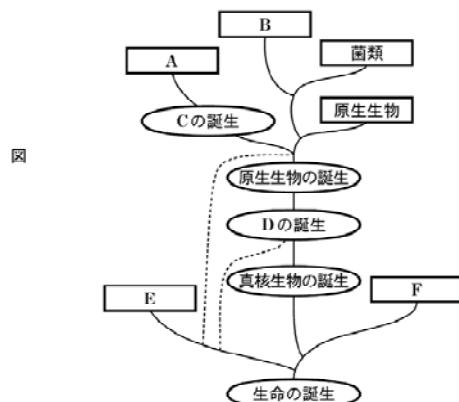
8

問 1 本文の内容にそって描かれた下の図のA～Fに入る語句として最も適当なものを、次の①～⑥のうちからそれぞれ一つずつ選べ。ただし、同じものを繰り返し選んではいけない。

A	28	B	29	C	30
D	31	E	32	F	33

〔全部正解の場合のみ2点〕

- ① 真正細菌
② 動物
③ 葉緑体
④ 植物
⑤ ミトコンドリア
⑥ 古細菌



A:④, B:②, C:③, D:⑤, E:①, F:⑥

9

問 2 文章中に述べられていないことはどれか。次の①～⑥のうちから二つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。

34・35 〔両方正解の場合のみ2点〕

- ① ミトコンドリアの祖先は、あらゆる生命体の祖先と共に一つの原核生物にいきつく。
② DNA をもつもののうち、この地球上にきわめて多く存在するものの一つはミトコンドリアである。
③ ミトコンドリアの分裂・増殖は、急激で大きな事件を契機として爆発的に起こった。
④ 生物の繁殖と多様化の背景には、ミトコンドリアという細胞内小器官の働きがかかわっている。
⑤ ミトコンドリアは、動物や植物などの生物と同じように独自のDNAをもっている。

10

複数の問題タイプを含む例

平成16年本試験(第2部 読解・表現力)

第5問 次の文章を読み、下の問い合わせ(問1~4)に答えよ。

なお、空欄A・空欄Bには、それぞれ見出しが入り、空欄Cには語句が入る。また、□内の数字は段落番号を示し、[1]と[2]で1つの節、[3]～[5]で1つの節をそれぞれ構成する。

A

[1] 18世紀後半に産業革命を自力で生み出したイギリスは産業化において世界で最も早く、ナポレオン戦争後の1820年代に産業革命期に入ったフランスがこれに次ぎ、1861～65年の南北戦争と1871年のドイツ統一後にそれぞれ産業革命期を迎えたアメリカとドイツは英仏よりもいつそう遅れるのですが、このような産業化における「先発」(early starter)と「後発」(late starter)の事実がもつ意味については、経済史家が早くから着目していました。よく知られたアメリカの西洋経済史家ガーシェンクロンは、ヴェブレンの「借用された技術」(borrowed technology)という概念を援用して、後発国は技術を自分で開発する必要がなく、先発国のものを借りなければよい点で有利であるが、しかし先発国の企業と競争し得るためには、一挙に大規模な企業を育成しなければならないので不利である、と論じました(引用略)。

[2] ガーシェンクロンの研究はヨーロッパの中での先発と後発の事例に関するものでしたが、最近ではイギリスの日本研究家として著名な社会学者ドーアが、イギリスの企業と日本の企業とを比較した研究の中で、ガーシェンクロンの上記の命題を追認するとともに、後発国であった日本は先進国に比してテクノロジーのギャップが大きかったので、それをはやく埋める必要から、イギリスのように現場の職人の経験に依存せずに大学出の技術者に依存した、という違いを指摘しています(引用略)。ガーシェンクロンもドーアも、後発国はこうした事情をもつて先発国と同じ道をとることはできず、それとは異なる産業化の経路をとると主張したのです。

11

B

[3] 先発国と後発国とを対比すれば、真に創造的なのは先発国である、といわなければならぬことは明らかです。なぜなら先発国は、前例のないところですべてを自力で生み出さねばならないからです。ガーシェンクロンはヨーロッパの場合について、ドイツやロシアの産業発展が真似事だとあざけられた事実を述べています。非西洋の日本がもっとそりであったことは、いうまでもありません。しかし、後発国が先発国をただ真似すれば産業化に成功し得るのだから先発国よりも有利である、ということだけをいのうのはけっして十分でないこともまた明らかでしょう。なぜなら、もしそうであるなら、□現実の歴史的事実としては、後発国による先発国の追い上げはけっしてそのように早く簡単に進んだわけではなかったからです。このことは、西洋内部ではロシアや東ヨーロッパ諸国がいまだに西ヨーロッパ先進諸国に追いついていないことによって知られますし、非西洋では日本が西洋先進諸国に追いつくのに100年を要し、日本以外の東アジア諸国はいまだに追いつくにいたっていない、ということによって知られます。

[4] じつはガーシェンクロンもドーアも、まさにそのことを指摘したのです。すなわちガーシェンクロンが主張したことは、後発国の企業ははじめから先発国の企業と競争できるだけの規模をもたなければ産業化に成功し得ないということでしたし、ドーアが主張したことは、後発国はテクノロジー・ギャップを^a教育で埋めなければ産業化に成功し得ないということでした。これらの点は非常に重要です。産業化における先発→後発の関係は、けっして後発国が先発国の歩いた道を同じパターンでただ遅れて歩む、という関係ではありませんし、つまり後発国のお企業家は単に先発国の企業家の後追いをしているだけではダメで、独自の工夫をしなければけっして成功し得ないというのです。

[5] 以上のこととに加えて私は、日本のような非西洋国の近代化と産業化は、ヨーロッパにおける後発国としてのドイツやロシアの場合とは異なる、もう1つの問題を背負ってきたことに注意を促したいと思います。それは、非西洋国の近代化と産業化は西洋からの文化伝播^{アングロ}に依存しているので、「西洋化」の問題、すなわち西洋とは違う社会と文化的伝統をもちらながら、西洋から社会と文化的伝播を受け入れるという問題に直面する、ということです。

12

(富永健一『近代化の理論』による)

B1: 文章全体の趣旨・主張を把握する

問1 空欄A・空欄Bに入るそれぞれの箇の要旨を表す見出しとして最も適当なものを、次のそれぞれの①～⑤のうちから1つずつ選べ。

空欄Aについては 17 に、空欄Bについては 18 にそれぞれ答えよ。

[両方正解の場合のみ1点]

- | | | |
|--------|---|---|
| 空欄A 17 | { | ① 先発国と後発国の違い ② 借用された技術
③ 産業化の経路 ④ 英仏と日本の産業革命
⑤ 先発国の技術開発 |
| 空欄B 18 | { | ① 後発国の産業化 ② 技術格差と教育
③ 産業化と文化伝播 ④ 日本の産業革命
⑤ 後発国の教育 |

B5: 文章を構成し、的確に表現する

問2 空欄Cに入る語句として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから1つ選べ。

19 [1点]

- ① 先発国が産業化に成功したらすべての後発国はたちどころにそれを真似して、あっという間に先発国に追いついてしまうはずなのですが
② 先発国が産業化に成功したらすべての後発国は一挙に大規模な企業を育成して、独自の工夫を重ねるはずなのですが
③ 先発国が技術革新に成功したらすべての後発国はすぐにその技術を借用し、現場の職人の経験に依存する必要がないはずなのですが
④ 先発国が技術革新に成功したら非西洋の後発国は一挙に大規模な企業を育成し、文化の面で追い上げを図るはずなのですが
⑤ 先発国が産業化に成功したらすべての後発国はテクノロジー・ギャップを教育で埋め、たちどころに追い上げを図るはずなのですが

13

B3: 曖昧な表現、難しい表現の意味・内容を理解する

問3 この文章の下線部 a「教育」の内容を最も適切に記述したものを、次の①～⑤のうちから1つ選べ。

20 [2点]

- ① 大規模な企業群を創出するため、新たに育成した企業家の経営意識を起業家精神によって啓発したこと。
② 現場の技術面での後れを取り戻すため、伝統的な職人を近代科学に基づく生産技術によって育成したこと。
③ 前近代からの技術の後れを克服するため、大学を創設して技術導入を行い、上級技術者を養成したこと。
④ 近代技術に基づく産業化を一気に達成するため、民間企業レベルにおいて独自の技術を広汎に開発したこと。
⑤ 社会や文化の西洋化を急速に進めるため、西洋文化を広汎な分野において積極的に取り入れたこと。

B4: 文章構造を把握する

問4 この文章の構成についての記述として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから1つ選べ。

21 [2点]

- ① 2つの説のデータを対比し、それに基づく新たな仮説を構築する。
② 2つの異なる説に共通する概念を抽出し、その論理構成を検証する。
③ 2つの異なる説を対比し、具体例をもとにその優劣を論じ、議論を方向づける。
④ 2つの説の共通点を指摘し、肯定的にその趣旨を駁衍して将来を展望する。
⑤ 2つの説を紹介し、そこで欠けていた論点を付け加えて議論を深める。

14

コメントと回答

上野 一彦

(大学入試センター入学者選抜研究機構特任教授・東京学芸大学名誉教授)

上野

小牧先生、どうもありがとうございます。今日の全体のタイトル、大学入試を考えるということで、会場の皆さんには、これから大学入試センターの試験が何か変わるのかなと、多分そういうほのかな期待をお持ちになって来られているのではないかと、ちょっと休憩時間に帰ってしまわれないかなと心配をしておりました。

実は私も、センターに参りまして、初めてセンターで大学院の適性検査をこんなにも立派にやっているということを初めて知ったような次第です。関係者の方はよくご存じだったかもしれませんけれども、私のような方も結構この中にもいらっしゃるのではないかなと思っております。

これまで6人、私も入れて6人の先生方が機構のメンバーとして発表、コメントをされました。このほかにも機構長を初め、若い先生方、約十数人、10人ちょっとですけれども、そういったメンバーで、この4月にスタートした機構です。今回の私たちの研究発表で、機構長は異種格闘技と申しましたけれども、本当にさまざまな方がいらっしゃって、一体、私たちがより集まってどんなふうにこれから紡ぎ上げていくのか楽しみです。恐らく非常に多様性と自由度があるということは、研究とか学問というものは本来、そういうものであろうかと思いますので、多少ばらばらな話であることをお許しいただいて、これまでの発表と、この小牧先生に対する私のコメントをあわせて、次の全体討論への橋渡しができればなと思っております。

さて、一応コメンテーターも自分のことも



ちゃんと言えということになっております。私は、実は田中先生が言うところのインビジブルな、非常にわかりにくい、発達障害ということをテーマに長くやってまいりました。

藤芳先生の今年度の大学受験の別冊の14ページに、発達障害という1枚のスライドがありました。このスライドは、これまで実は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、その他と、こうなっておりまして、発達障害系の方はみんな、その他で扱ってまいりました。はつきり言って、自分がどの区分で出しているんだかよくわからないといった事態がつづいておりました。過去5年間で、80名ぐらいの方が「その他」で志願されておられる。

そんなこともあります、これはもう世界の趨勢から随分おくれておりますので、障害者の権利条約など批准されれば待ったなしになります。そこで、次の1月からの大学センター試験では、この発達障害という区分が新しくつけ加えられたわけです。そんなことが、機構の準備段階でした仕事であります。これは私が立候補という若い研究者と一緒に行ったものの一つです。

それからもう一つ、大変おもしろい縁があります。私は、繁樹先生とは若いころ同じ大学の研究室にいたのですけれども、全くやる

ことは違っておりました。彼のテスト理論に対して、私は臨床的なアセスメントをやっていたわけですけれども、実は最近になって結構重なが出てきた。というのは、私は、ウェクスターという世界16カ国で最もよく使われている知能検査があるんですけれども、この開発を行っていて、来年の1月にその第4版という日本版を刊行いたします。このウェクスターという検査も、この2000年度以降、アメリカでのいろいろな教育との関係の中で、物すごく大きな波をかぶって、それで改訂せざるを得ないという事情がありました。そういうこともあって、改めて、この機構でそういった方々とも関係が出来つつあるということが大変私にとっても刺激的な場になっております。

さて、ここまでいろいろお話をうかがっております、知能とか学力、適性といった用語は、大変古くて新しい用語であるということを改めて感じております。

この機構そのものは、いろんな人が集まっているということの中に、ある種の脆弱性もあるかもしれませんけれども、私は、この潜在能力の高さとか、あるいは、この機構がこれまでの果たしてきた業務に対して、かなり自由な立場から新しい役割を改めて果たす、そういうことを期待する者の一人であります。

さて、主題に戻ります。

法科大学院での適性検査というものの、適性試験の本センターへの関与というのは、実はこの7月に終了いたしました。何か、きょうせつから発表していただいたのに終わってしまうんですね。大変私もびっくりいたしましたけれども、これは所定のスケジュールだったようでございます。

どうもセンターに長くいる方ほど割と脇が固くて、いろんなことをおっしゃらない。ですが、小牧先生もこの仕事を一つ終えて今は自由な機構というところにおられますので、終えたからこそ、今だからこそ言えることが

あるんじゃないかなと。私は余り突っ込みませんけれども、先生のほうはどうぞ踏み外した大胆なご回答をいただきたいと思います。

実は事前に、先生からプレゼンテーションの草稿をいただきまして、少し勉強いたしました。私、こういうことがわからないんだけどと聞きますと、先生はそのたびに理論強化されて、大変頭のクリアな方なので、どんどん私のコメントすることはなくなっていますね。ですけれども、私は4つ、先生にお聞きしたいと思っております。

まず、第1番目なんですけれども、このセンターで行っております大学入試試験というのは、その学校に基盤を置いた能力、つまり教科・科目というものによっております。これに対して、きょう何ヵ所かで出てまいりましたけれども、米国の大学の入学時に用いられるS A Tとか、あるいは今回の法科大学院の適性試験などでは、長期間の間に発達する高度に一般化された能力を測定しようとしている。そういう意味で、教科・科目によるセンター試験に対して、なぜ法科大学院の適性試験というのはここまで教科・科目によらない、よらないと標榜する、それを掲げているのか。多分、この中に一つの新しい息吹というか、その方向性が隠れているのではないかと思うので、まず、非常にありていの単純な質問を先生にいたします。

本当は、こういう質問をコメンテーターはすべて行ってからお答えいただくのが大変時間配分はいいんですが、私はどうも、2つとか3つになりますと、特に4つなんてなりますと、何言ったか忘れちゃうので、一問一答でやらせていただきたい。

まず、最初の質問はそこでございます。

小牧

こちらも質問が3つ以上になるとちょっと覚え切れないで、ありがたい方式だと思っております。



なぜ教科・科目によらないということを強調するかということですが、これは、先ほどの司法制度審議会の意見書にあるように、4つの力を測るということ。そこにはもっと別に、法曹には法学部出身者以外の新しい血が必要だという精神が随分たっぷり書かれております。はつきりした数値目標はわかりませんが、法学部以外の出身者が3割程度はあるべきだという意見もあつたりするようです。そういう意味で、法学以外の出身者がちゃんとそれなりに能力を測ってもらえるような試験が必要ということで、多分4つの力が書かれていたのだと思います。それに合わせるようにすると、やはり先ほど言ったように、教科・科目によらない、これまでの専門によらずにはかかるものということを強調しないといけなくなるということだと思います。

上野

もうちょっと突っ込みたいと思います。
午前中の、最初の繁樹先生の4ページですね。ここへまた出すわけにいきませんので、お手元の資料の4ページの一番右下に、流動性VS結晶性と書いてあります。この知能と学力とかいうことをどのようにとらえるかという、対比的な概念になるわけです。これ、キヤッテルの概念だと思いますけれども、これ、私どもはむしろ知能の中で、この2つの流動性とか結晶性ということを最初大学では学んだような気がするんです。

いろんな知能検査と学力という対比する軸の中で、能力というものをどのようにとらえ

るか。特に知能などというのは、ある意味では風前の灯のような印象もないわけではありませんが、これからもかなりしぶとく生き残ってまいっております。特に2000年度以降、理論構造をしっかりした形の中での知能検査でなければ、その実際の診断から指導へはつながらないのではないか。

私の専門のことからちょっと申し上げると、LDというのがありますて、このLDというのは、アメリカで判定していくときに、知能と学力というようなところの差を割と大事にしています。ですから、それは学力をどうとらえるか、知能をどうとらえるか。知能検査をつくれば必ず学力検査をタイアップして、どちらもつくるというようなことをしてきたわけですけれども、2000年度以降、その新しい理論構造の中で、多くの心理認知検査というのが多くが作り直されてきています。そうした背景の中に、こういった能力論というのがかなりあります。

そういうことを考えたときに、これは古くて新しいのですけれども、私たちがとらえている能力というものは、結局、私たちは何をはかり、実際に何をはかることができるのかということがあります。答えは永遠に続くんだと思うんですね。そういう流れのなかで、アメリカも日本も同じだと思うんですけども、その能力観というものの変動というものを強く感じるわけです。

そこで、この法科大学院の適性試験の開発における能力観というものです。これは、それは一体何だったのということになるわけで、今後の大学入試センター試験に何らかの影響、あるいは今後、入試試験のあるべき方向性の何かを示唆しているのではないだろうか。このあたりは相当答えにくいかもしれませんけれども、私は、先生の個人的なご意見で結構なのでぜひ、機構に移られたこともありますし、今までのよう防御せずに、好きなことをおっしゃっていただきたいという

のが2つ目のコメントであります。

小牧

センター試験に何かフィードバックできなかとかいう感じのことだと思いますが。

上野

まあ、そういうことも。

小牧

センター試験は、高校の指導要領と、教科書に準拠しているわけですが、だからといって、教科書に書いてあることだけを問う試験をやれば良いとは考えてはいません。そういうことをやると多分暗記力だけを測るような試験になってしまふ。そうではなく、そこに書いてある材料を使って思考力を測る問題を一生懸命工夫してつくることが、それぞれの科目でやられております。

そういう意味で、たまに教科書にない材料を使って思考力を測ることもやはりやっているわけです。そういうのはまさにその場で与えられた情報だけで問題を解決するという、この適性試験でやったような手法が既にもう取り入れられていると言つてもいいかと思います。ただ、そういうことをやりますと、これは考えさせる良い問題だという評価と、逆に、これは範囲外だという評価と、両方が来ることがあるので、その辺の兼ね合いは難しいのだろうと思います。

それからまた、この全入化の時代になると、高校で習うことが、教科の名前は一緒でも、随分多様な可能性があるわけで、そうすると、前提として良い知識というのが随分違うおそれがあります。そういうときには逆に、ここでやったように、習っているかもしれないけれど必要なことは改めて問題文の中に書いてあるという、ここでやったような試験のような教科・科目ごとの試験というのもあり得るのかかもしれません。

上野

なるほど。それなりに、範囲外という批判を乗り越えて、既にもう取り込みつつあるというふうに理解していいわけですね。

小牧

実際に評価書というのが公表されているのをごらんになるとわかるのですが、叱られているところと褒めているところが、同じものを対象に両方あつたりします。

上野

また、先ほどの資料の7ページに、繁樹先生、必要条件の4というところで、その妥当性の確保と検証と。こういうふうに書かれているわけですが、私は、これは非常に大事なことだと思っているんです。

その妥当性の確保ということなんすけれども、例えばアメリカの大学院の入試検査、入試テストでG R Eというのがありますけれども、ここでの妥当性なんか見ますと、初年度のG P A、それから最終的なG P A、包括的な試験の得点、教授陣による評定、学位の取得、学位取得までの期間、出版物の数とか出版物の参考回数とか、ある種のインパクトファクターのようなものまで含めて、かなりその妥当性研究というのはしっかりとやる。

日本の場合に、先ほどセンター試験について、やりっ放しとは先生は、紳士ですからおっしゃらなかつたけれども、やるけれども、そこから先は余りちゃんとやっていないような感じ。

それでもう一つ、藤芳先生の結論のところですけれども、これ、16ページに、5例でしたけれども、合格された方と不合格の方、3名と2名を挙げて、私はちょっとびっくりしたのは、合格した方がその後、司法試験に通ったかどうかというあたりはあるのかもしれませんけれども、不合格の方の行く末といいま

すか、そこまでやっている。

大学入試、私もずっと長くかかわってきましたけれども、落ちた人のフォローアップといいますか追跡は全くやっていないんですね。実際には、本当はそこも含めて、一体この試験を受けた人たちが、余り欲は言えないで、少なくとも入った人がその後どのようになつていったかということは、もう試験の命なんですね。

つまり、やりっ放しで終わるというあたりが非常に私は不思議に思っていました。この大学センター試験にしても、法科大学院の適性試験にしても、どのような資質の学生を大学生や大学院では求めているのかという、ここを明確にすることが大切ではないのか。これも、一番最初の繁樹先生のところの、アドミッション・ポリシーというものが非常に抽象的で、形容詞が多くて、どこの大学のものも似ていて、一体どんな学生を本当にとろうとしているのというところへつながってくるんだろうと思うんですけれども。

私は、我が国の入試における予測的妥当性、恐らく今後もこういったことが一つ議題になるんじゃないかなと思うんですけども、先生の忌憚のないご意見を言っていただきたいと思います。

小牧

先ほど申し上げたように、個人の受験者の追跡が不十分と言ったのはそのとおりなんですが、そういうこともあって、実は法科大学院協会が主宰というか主体となりまして、平成19年と20年の2年度にわたって、六、七十ある法科大学院の中で協力してくれる大学院を募って、結局16校でしたが、それらに対して、入試のときの適性試験の点数、入学後の成績、および、2年たって卒業した直後の司法試験の合否というデータを、個人別に連結したものを収集して、それを、適性試験実施している我々と法務財団、その2つに対して

分析を依頼してきました。

その結果は法科大学院協会に報告しましたが、ここで簡単にご紹介します。実は、各大学院ごとに分析いたしますと、適性試験の成績と、学内での成績、あるいは卒業後の新司法試験の合否との間に、有意な相関が見られた大学院は、データを提供した16校のうち数校だけでした。

これにはいろいろ理由が考えられるのですが、この19・20年度の調査の対象は、法科大学院ができた最初の2年間に入学した学生で、当時は非常に倍率が高かった時期です。そういうときには、競争率が高いと法科大学院に序列化が起こって、各大学院に入学している人たちは輪切りにされた状態、先ほども一度そういう言葉は出てきたと思うのですが、そういうふうになっていて、それぞれの大学院では非常に質のそろった学生が入ってしまったと考えられます。そのため、大学院ごとに適性試験との相関を見ても、ほとんど相関が見えないという現象が起きたのだと思っております。

もしそれをちゃんと調べようと思ったら、大学院の壁を越えた分析をしないといけないわけですが、実は、日本の大学院の中の学業成績というのが、大学院ごとの、恐らくは相対評価でされております。そうしますと、壁を越えても、ある大学院でAをとったのと別の大学院でAをとったのが同じ能力というわけでもないということになりかねないわけで、日本の学内での成績評価、それから卒業や修了の認定のシステム、その辺の基準が絶対的に統一されていないというあたりが、多分こういう調査をやる上の一一番のネックになっているんじゃないかなと思います。

アメリカでは、各大学院の内部での成績評価も絶対評価に近いものがあります。実際、アメリカでは1年次から2年次への進学が実際の閑門になっていて、そこを突破してしまえばほとんどが修了し、その八、九割が司法

試験に相当するものを通るという状況で、内部での成績評価が非常に重要だということになっているわけです。ですから、成績評価も全国でほぼ統一された基準ができているのだと思われます。

日本では新司法試験自身が閑門になっていて、昨日もまた今年度の合否が発表されたが、わずか25%しか通らないというような試験なわけです。ということは、修了認定されてもそれはほとんど意味を持たない——と、思わず挑発に乗ってしまって言ってしまいましたが、各大学院の基準というのが全体的に統一されていないということをまず解消しないと、こういうきちつとした分析もできないのではないかと考えております。

上野

時間がもうなくなってしまいましたが、今日の競争選抜から全入化という中で、私ども機構の中で常に重要な議論を交わしています。今日も出ておりましたAO入試についての意見です。日本のAO入試は本当にAO入試たりえているのだろうかという疑問です。名前だけで、相当いいかげんなことをやっているのではないかというやうな——いや、一生懸命やっている先生方に大変失礼なんだけれども——ちょっとその危惧を感じるんですね。

きょうの先生のご発表と直接関係はしないかもしれません、長くこの大学入試センターにおられて、本日の発表も含めて研究してこられた小牧先生から、ある意味で私のようにセンターでの歴史の短い者に対して、これから機構だからできること、機構だからやらなければならないこと、そういうことを先生の方から、方法も含めて、少し問題提起か話題提供をしていただいて、後の全体討論につなげたいと私は思います。よろしくお願ひします。

小牧

4つ目はちょっと難しいですが、センターもこれまで研究開発部というところで入試研究をずっと続けてきました。ただ、それには実際の入試の業務に非常に密接に絡む研究も含まれていました。そのために、結果は公表できないことが随分多かったわけです。そういうこともあって、せっかく研究した内容を世間に伝えるという習慣がなかなかできてこなかったというのが事実だろうと思います。そういう習慣はすぐには多分取れないし、あるいは、研究開発部の人が何か入試について言うと、今度は世間が、本当に大学入試センター試験が変わるものではないかなどと、余計な反応が起こるというようなこともあって、発言しにくいということは相変わらずあるのかもしれません。

その点、機構はちょっと離れた立場ということもあると言って良いのか、そうなろうとすべきであって、したがって、センターの今までの立場では言いにくかったことも割と気軽に発言するのだという立場を、これから確立していくのが良いのではないかと思います。

ただ、大学が序列化しているとかいうやうなことを、センターの人が言うと何かかなり刺激的ですが、少し離れて機構から言うと、もうきょうもそういう言葉は既に出ていたと思いますが、そういうふうに入試に関するいろんな情報を世間に流すことに対するセンターのアレルギーを治す、ワクチンの役をするのがいいのではないかと思います。

上野

さらに、この後、全体討論でまた深めていきたいと思います。

大変失礼な物言いが多かったかと思いますが、お許しください。どうもありがとうございました。

会場からのコメント・質問とその回答

コメント 1

大学入試において適性試験の導入や実施は既に決まっているのですか。

回答 : 今回の報告では、大学入試センターが、センター試験だけではなく、大学院レベルの法科大学院適性試験も実施してきたことの紹介に主眼を置きました。このような試験は大学入試にも活用できることにも触れましたが、具体的に検討が進んでいる訳ではありません。

コメント 2

法科大学院適性試験の統計分析結果について、①平均点は年度により波打っており、安定した試験であったといえるか。②クロンバッックの信頼性係数 α が 0.7~0.8 で、アメリカの 0.9 に比べて小さい。③年齢別に見ると理系が高いのは、推論・分析力を重く見ているからであろう。

回答 : ①ご指摘の通り、総合得点の平均値は年度間で $60+6/-7$ 程度ゆらいでいます。センター試験でもこの程度の変動があり、初出の問題なのでやむを得ないと考えています。②アメリカのように設問数を増やせば α 係数は上がりますが、ある程度深い思考力を測る、時間のかかる設問を加えることを優先し、現在の 90 分×2 の試験時間で、50 程度の設問数という枠組みを方針としました。

コメント 3

既修コースについて、法科大学院ごとの入学時の適性試験成績と新司法試験合否との相関に関する説明がありましたら、未修コースについてはどうなのですか。

回答 : 既修コースでは入学者の 9 割以上が標準の 2 年で修了し、その 9 割程度が直後の新司法試験を受けているので、両者の相関を調べることに十分意味がありますが、未修コースでは入学者の 7 割程度が標準の 3 年で修了し、さらに、その 7 割程度が直後の新司法試験を受けるので、適性試験を受けたグループと新司法試験を受けたグループの同一性が低く、入学年度と新司法試験の年度を特定したグループごとに両者の相関を調べることは困難です。

全体討論

登壇者：繁樹算男・土屋俊・藤芳衛
田中義郎・小牧研一郎・上野一彦
司会：荒井克弘



荒井

それでは、質疑と全体討論に入らせていただきます。50分足らずの時間でございますが、それぞれの報告、コメントの充実したお話を加えてフロアのほうからもコメントペーパーを多数お寄せいただきました。貴重なご意見が多数ございますが、時間的に、それらすべてをご紹介して回答をいただくということができませんので、ご質問をできるだけまとめて、それぞれの報告者、コメントターにお答えをいただきます。

冒頭に、今日のセミナーは異種格闘技だと申し上げましたが、我々の研究機構では、ランチミーティングというのをしばしばやっております。各教員のバックグラウンドが相当に異なりますので、それぞれの立場から言いたいことを言い合ってなかなか楽しい時間になっています。できれば、このセミナーにおきましても、その雰囲気を再現し

てみたいというのが司会者の率直な気持ちでございます。いつものランチミーティングでは、かなり勝手な発言が飛び交っていますので、全体討論の場でも大学入試センターらしからぬ雰囲気になるかもしれません。ですが、できれば、この質疑・全体討論はそのような雰囲気を大事にして、肩肘張らずに行きたいと思います。

実は、本日のセミナーテーマに「大学全入化時代の入学者選抜」を選んだときに、まず土屋教授から絶妙なコメントを一発頂戴しました。「全入化時代でも入学者選抜はまだあるのですか」という質問でした。ランチミーティングはこんな調子ではじまります。

志願者が全員入れるという収容力が用意された段階で、入学者選抜に必要とされるのは一体何か、ということです。例えば、高校教育の多様化が言われて久しいですが、多様なコースで学んだ受験



生にどのように対応するのか、もちろん公平性の確保の問題もあります。あるいは障害者の方への配慮の問題もこれからと言って良い部分がたくさんあるだろうと思います。

とりあえず、最初にご報告いただいた繁樹先生に寄せられたコメントから始めましょう。

繁樹先生が、大学入学者選抜の必要条件として、きょうの報告で4つ、ハンドアウトのプリントでは5つの項目をご提示いただいている。いまから伺うことは、あるいは繁樹先生のご報告のスタンスと少し違っているかもしれません、競争選抜から志願者全入化の時代へと事態が変わってきただときに、その5つの要素のウェイトはどのように変わるのが、あるいは変わったのです。この5つの要素は、じつは新たに加わったものを含めて5つになっているのだという見方もあるのかもしれません。これについてまず、ご見解をお示しいただければと思います。

繁樹

荒井先生からの質問は、全入時代において5つの条件に対するウェイトは変わったのかということでありました。

5つの条件が必要であること自体は、余り私は変わっていないと思います。しかし、受験生の学力だけではなく、多角的に評価すべきだという認識は全入時代にふさわしい。いろんな条件があつて、仮に高校時代は余り勉強しなかったんだけれど伸びしろは大きいという者を評価しようというのは、やはり全入時代らしいとは思っています。

ど伸びしろは大きいという者を評価しようというのは、やはり全入時代らしいとは思っています。

荒井

繁樹先生と、それからコメンテーターを務められた土屋先生はいかがでしょうか。

土屋

まだ何か繁樹先生の言い方というのは、依然として全入的でない感じが強い感じがします。つまり、全入化時代には能力のない学生も入れなければいけないというのがある。一般的な意味で能力がないと点数が悪い。点数の悪い人がいるのが一般社会なので、そういう人を入れたところでも大学の教育というものをやらなければいけないという前提になったときに、要するにどういう学生集団というのをつくるのか。

確かにに入ったときの成績の順番と出るときの順番で変わっていれば、ある意味で、それは教育とか自分の努力の成果だということになって、大学に行った意味がある。入ったときと大体同じ順番で出てくるのなら、大学の教育が何をやっていたんだという話にしかならない。平行移動しただけなのかもしれません。

だから、やっぱりもう選抜ではないのではないのかという感じがするんですけども、それでもまだなおかつ選抜と仰りたいのか。

繁樹

私の話から選抜重視を感じられるのは恐らく仕方がないかもしれません。実際にだれでも入れなきやいけないというようなときには、非認知的な次元というものを重視して、少なくとも学部教育のためのプレースメントのための資料にするというねらいはあると思います。

荒井

それに関連して田中先生のほうからは、要するに、みんな山に登るんだという話がありました。university education for allという目標の実現として、例えばいまのアメリカではどこに行つても、エンカレッジが口にされる。テスト関係者でさえ、ともかくエンカレッジして、山の上までみんなを連れていかなくてはならないと言う。こういう雰囲気はもう10年近くに及ぶのかもしれません。大学入学選抜も選抜とはいながら随分違った雰囲気に変わってきたということを話されたと思います。

そのあたりで、ポスト選抜という表現にも、全入化時代の大学入学者選抜という言い方にも、しつかり選抜という言葉が入っているという矛盾があります。アドミッション・システムというふうに言ったほうが適當なのかもしれません、実質はさほど変わらないのだろうと思います。それについて、これからアドミッション・システムのあり方として、例えば今の土屋先生からの問題指摘、繁樹先生へのご意見というあたりで、田中先生、何かございますか。

田中

先ほど土屋先生のほうから、選抜する、しないということはなくなるのではないかと、こういうお話があったかと思うんですが、私が申し上げたのは、北米を主にお話しいたしますと、アドミッションズ・オフィスの機能として、そこに上げられてくる役割というときに、使われる言葉が変わったということですね。

一つは、セレクションという言葉は非常に希薄になり、だんだん後退をして、そのかわりどういう言葉が上がってきたかというと、チーズ、チージングという言葉と、それからリクルーティ

ングという言葉が、非常に強い言葉として登場してきた。要は、欲しい学生を全米あるいは世界中から搜してくるんだと、そして自分たちのところが本当に欲しいと思う学生をとってくるんだという形での言葉に変わっていく。

例えば定員が100人の大学に2,000人のアプリケントがいる。だけども、そのところを2,000人から1,900人を落として100人を残すという意味合いはむしろ薄れてきて、その中からよりも、それも含めてだけれども、100人の欲しい学生をどうやってリクルートするのかと。そのリクルーティングのためにどれだけのお金を費やすのか、あるいはどれだけのスタッフを抱えるのかということへ、大きくシフトしたことだと思うんですね。

そのことの意味合いを選抜と我々は呼ぶのか、そうでないのかという議論なんだと思うんです。その意味において、単純に数字だけ見れば2,000人のアプリケントがいて100人とったというところで考えたときに、それは100人が選抜されたと考えるのか、大学からいえば欲しい100人をリクルートしてきたと、こうやってとるかという考え方の違いだろうというふうに思うんですね。

荒井

恐らくその話が、先ほど藤芳先生のご報告にあったテストのユニバーサルデザインにも通じてくる話のような気がします。アドミッション・システムのユニバーサルデザインといつても良いのかかもしれません。例えば「リクルートしてくる」という発想に立つ学生の集め方と、厳正で公平、公正な選抜を実施するという間には、考え方の相違が根本的にあるんだろうと思いますね。

これについて、お二人のご意見を頂戴したいと思います。お一人は藤芳先生、それから哲学者と

しての土屋先生のご意見。

初めに藤芳先生、お願ひします。

藤芳

今の質問の、先ほどもちょっとお答えしようとして、ちょっとこの概念がまだ私には完全に理解されていないものですから、的確なお答えはできないものですから、お答えのほうは土屋先生にお譲りしたいと思います。

土屋

今のお話は、非常に難しくて、先ほどの藤芳先生の、機会の公平を基本的に保証するような仕組みでないと、その結果の公平において著しく不利益をこうむっているということはない限り、機会の公平を最大限透明に保証していくことが、いわば公平な選抜システムの必要条件だというか最低条件だと、そういうお話をいたしました。

だから今の話でいくと、例えば外国人を半分入れるとかですね。あるいは例えば、ある方が、女子大学のアドミッション・ポリシーを見たときに、アドミッション・ポリシーの一体どこに女子と書いてあるんだと思ったそうです。たしかお茶の水も奈良女子大も、その他女子大も、案外、女子であることというのはアドミッション・ポリシーに書いていないことが多いんですね。その方が、これはおかしいじゃないかと尋ねたら、そんなこと言われたって困ると言われたそうです。



基本的に、どういう学生の集団をつくっていくかということに関して、もちろんマーケットの需要がありますから、大学が言ったとおりにはならないにしても、やっぱり集めてくるときに区別して集めるというのも大学としてはありなのかなと。

つまり、例えば日本なら日本の高等教育システム全体が何か一様性を持っている。例えば昔の帝国大学だけの時代であれば、かなりの序列はあつたにしても、ある程度の一様なシステムを持っていた。そういうようなところだと、いわば機会の公平を確保することによって、ある種の公平な選抜があるかのように思えるという時代がずっと続いてきたような気がするんですけども、今の状況で、これだけの人がやっぱり高等教育を必要とする社会になった。そのこと自体がどうこうという話を別にしても、そういう時代であるという認識をみんな共有しているのであれば、やっぱり考え方として、そういう社会の人口全体とか、あるいはその世代の構成と、それからそこで求め方と、それから高等教育というのが本来持っている役割からして、自分の大学はこういうような人の集め方をするんだということで、意図的不平等、絶対主観的な選抜のほうが、実際は選抜っぽいんじゃないかなという気がします。

そこは、だから今までの公平の概念と全然違っちゃう感じがするんですが、今までだって選んできたんだから、余り変わらないんじゃないかなと。単にそれを学力基準ということだけをとると一見公平に見たというだけだけれども、学力なんていうのはどうせ所得の関数みたいなものですから。

ですから要するに、ある意味では、今までの状況が非常に局限化された理想、何か特定の状態であって、今はむしろもうちょっと、繁柳先生の表現でいえば、要因がふえているというだけなのかなという感じがします。



繁樹

藤芳先生が遠慮されたので。

まさに、これは意思決定としての問題だと思いませんが、まず、田中先生のおっしゃるリクルートという言いかえは、非常に積極的でいいですね。これは、アメリカ社会を反映し、アメリカ社会は懐が深い社会だからこそリクルートと言えるのだと思います。しかし、このときに公平性が問題になります。客観的に皆さんに目に見える形で、同じ学力成績であれば通るか通らないかが一定であるという意味では、もはや公平とは言えない。リクルートするというときに、一人一人について重みが違っても良いのがアメリカ型ですね。

例えばハーバードだったら、SATで非常に高い得点をとっても不合格になる場合がある。しかし、日本ではこのような主観的な選抜は世論の支持を受けにくいのではないかと思います。

日本を含む東アジアではテスト文化が独自の発展をしていますし、ヨーロッパもかなり違った考え方を持っています。アメリカ的入試選抜方式では、客観的な公平性が若干犠牲になることを考慮に入れなくてはいけないと思います。一律に善し悪しを論ずることなく、日本にとって最も良い入試選抜システムを希求すべきです。

荒井

実は、これも最初に繁樹先生にお出し頂いたコンセプトのひとつですが、入試を、大学を主

体とする意思決定のシステムと考えるということにかかわって、コメンテーターの上野先生から、入試の妥当性やプレディクターとして役割について小牧先生に質問がありました。また、そのことの重要性もご指摘になられたと思います。

少し私の意見を申し上げさせていただきますが、大学入試という枠の中に閉じ込められる意思決定というのは、最近はどんどん制限されてきているのではないかと感じています。かつては、入学後の学業達成がそれなりであれば、試験の妥当性があると考えられた。入試は成功したのだという評価を受けることができた。ところが最近では、入試を経て入学した学生たちが大学教育について行けない、正規のカリキュラムに入っていけないというようなことが起こります。学生たちが卒業する段階になって、付加価値が十分に付いていないこともあります。入学者選抜のもつ重みが随分軽くなったという感想が私にはあります。

入試に合格して入ってきた学生をフォローして、彼らが教育内容をこなし、4年後に到達していないわけではないレベルについても、その質的保証を別途しなければならないという議論もあります。大学教育のシステムそのものが急速に変わっている。従来の入試の妥当性の検討、追跡調査という範囲では到底納まりきらない変化が大学教育に起こっている。そのあたりのことはいかがでしょうか。

上野

ちょっとこの議論を聞いていて、全入化と言うけれども、僕は、二極化ということを同時に考えていかないと、この議論って非常に生産性が少ないんじゃないかなという気もしているんですね。

エンカレッジングということは、日本の高等学校でも急速に進んでいます。高等学校はもうほと

んど、今98%が進学して、そして授業料が無償化されてという形の中で、そういう傾向がすごくふえている。私のやっているLDとか、そうした発達障害系の生徒たちがみんな影響を受けているのですが。

そうしたことを見ると、対極に置いていいのかなというふうに思います。私は、きょうの議論の中で、公平化ということを追っていかれている藤芳先生のアプローチも必要だろうとは思うわけですが、そのリクルートという意味で言えば、妥当性というのはやっぱり短期的なファーストイヤーのGPAもあるけれども、もっと、一体、私たちは何を育てようとしているのかと言うあたりが不明です。

育てる責任性というのは、日本の大学の先生って極めて弱いと思うんですね。いい学生が集まれば、それは学生が勝手に育っていくのでね。自分の力じゃないのに、何かうちの大学はいい大学であって、そのいい大学にいる先生は自分もいい教師だと思っているけれども、私は大間違いだと思っています。僕らはやっぱり、一般的に問題があると言う学生でも、それを育て切ることに教師の役割があるんじゃないかなと思ってる。

今、話を聞いていて概念を1つ提案したいんですけども、私たちの分野で今、2Eという人を選ぶというのがあるんですね。2Eというのは、2つの外れを持っているというわけです。一つは、例えば障害ということで、ある群れからはデビエートしているという。これは一つの、障害者の特別措置なんてそういう意味ですよね。ところが、そういう方の中に、ここのとらえ方は難しいんですけども、今度は能力的に非常に高くて外れている人がいるわけですよ。だから、かつてはギフトカードという言葉がありましたけれども、今はそれを2Eと言うんですね。



こういう人たちを、逆に言えば、ノーベル賞なんかとする人って2Eの人のほうが多いかもしれない。研究一途に最後までやり遂げたいなんていう人は、そういう人にも結構いるわけですね。ところが、こういう2Eの人たちを日本の大学は非常に取り逃しているという。

その人たちだけがすばらしいわけじゃないけれども、私は、そういう意味での妥当性の考え方はどんどん変化していく、今のような形での入試のあり方、繁樹先生のスライドで言えば「オア」といった観点が大切ですね。総合得点の高さ、センター試験なんか全部の総合点の高さを割と大事にするでしょう。そこだけでなく、そのオアというところの妥当性に关心を向けるような大学もおもしろい。それはのりしろというか、伸びしろに期待するというようなことをもっとまじめに考えていいくんじゃないかなと思いますね。

上野

ただ、日本のAO入試というのは、本当にそういう観点を持ってやっているかというと、青田刈りでね。そんなこと言っちゃいけないのかな。

昼にいつもディスカッションをするのですが、大学だって経済的に成り立たなきや話にならないじゃないかって言われちゃうとそれまでなんですから、長い目で見ると、その青田刈りして何でも入れちゃうような大学って、どこかで特色を失い、どんどん評価が下がっていらっしゃうんじや

ないか。それだったらむしろ、高等専門学校のほうがはっきりしているんじゃないのという話です。

荒井

AO入試のことは後でまとめて伺いたいと思っていますが、学生も二極化してきたという上野先生のお話がありました。受験生も多様化し、入学者も多様であるというのが全入化時代の新しい変化だと考えると、一種のアナロジーで、法科大学院の適性試験のようなものが有効になってくるのかもしれない。小牧先生のご報告にあったように、法科大学院の適性試験は大学院の入試ですが、特定の教科・科目によらずに、文系も理系もいろいろな学部の卒業者が試験を受ける、社会人も受ける。あの試験を有効に使うためには、単に総合試験をやっています、ということにとどまらず、出口を考えなくてはならない、教育の効果を考えなくてはならない。法科大学院というものが有効に機能するためには、どういう学生集団の構成になればよいのか、法科大学院の教育目的そのものに入試が適合していなければならぬと思います。

司法改革の趣旨では、これから裁判には、いろいろな専門家が必要だということがいわれています。医療過誤にしても、科学技術の災害にしても、また国際的な金融の絡む事件にしても、従来よりももっと専門性の高い知識が必要になる可能性がある。それにも法曹関係者は対応しなければならない。

これからの大学教育、これからの人材養成を考えたときに、学生が二極化しているから、その極にそれぞれ対応するようなシステムをつくれば済むということではなくて、もっと教育のプロセスを考えなくてはいけなくなる。例えば、どういう組み合わせで学生を入学させたら、東大のパフォーマンスがもう少しは上がるとかですね。そういう

う、従来の一次元的な「選抜」をこえて、どういう学生集団、どういうキャンパスをつくるか、という「場」の変換装置としての入試のあり方もあるのではないか。

小牧先生が関わってこられた法科大学院の適性試験などの場合にも、実際に、どうしたらパフォーマンスの高い学生集団をそこにつくり出すことができるのかという期待も含まれていたのかもしれません、そのような観点はどうだったのでしょうか。

小牧

法科大学院制度というシステムが見直しの時期に差し掛かっていますが、当初のねらいでは多分それなりのことを考えていましたが、もうろみどおりにいっているようにはなかなか見えないのが多分現状だと思うんですね。

そのときに、法曹の世界で法律学の専門家以外が必要な時代になっているという認識までは、多分そのとおりなのかもしれないけれども、そういう人たちを、法科大学院は2年のコースと3年のコースがあって、法律の専門家でないのは未修コースといって3年で修了することになっているんですが、法学部で4年かかる——専門だけでいうと2年かもしれません——身につけただけのものを、1年余計にやるだけでできるという制度設計をしたわけですが、それが多分、実際にはそうはなっていなかつたですね。未修の人の司法試験の合格率は極端に低いわけ。

ということは、どういう学生集団をつくるのが効率的かということ以前に、どういう学生集団に、どういう期間、どういうカリキュラムを課すべきかというあたりの設計が、ひょっとしたら間違っていたのかもしれないわけです。ということで、おっしゃっている質問に答えられる立場じゃない



んですけども。

だから、ああいう試験をやって、いろんな分野の人を、ある意味公平に測ろうということはある程度できるとは思うんですが、そういう人を集めても、それから何を教えるかによって、その集め方が適切であったかどうかというのが判断されるべきでしょう。つまり、そのカリキュラムとか、そのポリシーですね、その辺のことが先にきちっとあって、それに合わせた試験を設計すべきであろうと思うんですね。

法科大学院適性試験の場合、そういう手順で設計されたといえるかどうかはわかりません。少なくとも、そういう人たちを評価できる試験は我々はつくったつもりですが、その人たちを3年で修了させるというシステムが正しいのかどうかに関しては、ちょっと評価できない。立場上、何と言つていいかわかりません。

荒井

すみません、私のほうでどうも勝手な方向へ舵を切ってしまったかもしれません。アドミッションズ・オフィス、これは繁樹先生のお話でも、もし提案を1つに絞るとすれば、きちんとしたアドミッションズ・オフィスをつくることが必要だというご提案だったと思います。コメントーターの土屋先生からは、ご提案に同意はするけれども、実際にその資源なり、あるいは、誰をそこに当てることができるのか、いろんな難問があるのでは

ないかというご発言がありました。

お話のなかで、土屋先生の大学では「アドミッションズ・オフィスはないけれどもAO入試をやっている」という話をしたら怒られたと仰っていた。そのあたりの発想から、アドミッションズ・オフィスの現状とこれからをどう考えるか、土屋先生と上野先生からご意見を頂戴できないでしょうか。

土屋

いや、全然根拠のない話ばかりして申しわけないんですけども、アドミッションズ・オフィスは、だから、すべての学生を選ぶということだけではないでしょうか。

要するに、それは自分の大学がどういうミッションを持っていて、各学部がどういう特徴を持っているかに応じて、学生をともかく捜してきて集団をつくると。その中で、あらかじめこの学部に行くと決めた学生をとってきていいし、いや、しばらくは別のことをやらせておいたほうがいいというふうな誘導がちゃんと学内でできるならば、そういう形でもいいということで、すべてを決めて、少なくとも学部が選ぶというのだけはやめるようにしたほうがいいんじゃないなということです。

特に一番悪いのは教員養成学部で、要するに、10人とか15人とか5人とかという単位の、小学校の何とか専攻とか中学校の何とかというのを、何か実技があるからとかなんかで、そういう理由をつけて細かく細かく細かくつくって、結局、山のような出題ミスとかを出すという話になったりするわけですよ。

それは結局、何か教える人が自分の、単に私塾の集まりをつくるだけなわけです。それじゃとても大学とは言えないので、本来であれば、

やっぱり今この段階では、日本の高等教育システム全体をどうするかという話をしなきやいけない段階なのに、そんな私塾の集まりみたいで、しかも「まあいいや」というようなものをつくろうとしているのは、非常にまずいんじゃないかなと。

それを打破するというのは、基本的に、すべての大学が全部アドミッションズ・オフィスで決めるというふうにすればよろしい。だけど、自分で、これは難しいと言なながら、そうすべきだと言うのもなんなんですけれども。基本的に、ティーチングファカルティーの入試への関与を排除するというのがアドミッションズ・オフィスの今の最大の役割じゃないかと思います。もしできれば。

上野

嘗々と試験問題をつくりたり、学生を選んだり、面接したりしてきて、今さら言える立場じゃないんですけど、私は、結論的には土屋さんと同じです。

つまり、私たちは具体的なアドミッション・ポリシーをつくるときには参加したい。だけれども、そこから先は専門の、むしろそれを専門とする方にお任せして、そこで選ばれた学生を私はしっかりと育ててみたい。それを選ぶところに私たちが何かかかわることがとてもいいかのような、そのかかり方は、私は余りそう思っていなかつたですね。

だから、そういう意味で、そういうとり方をこれからしていくのであれば、その専門性を上げることであって、繁樹さんが紹介されたクロンバックの言葉は実に胸に新鮮に響きます。そのとおりだと思います。

荒井

残り時間も少なくなってきたのですが、フロアのご質問のなかに、いまここでお答えしておいた

ほうが良いコメントペーパーがありました。それは、小牧先生がご説明になった「教科科目に依らない試験」、適性試験や総合試験と呼ばれるものですが、こうしたタイプの試験が、将来のセンター試験に取り入れられる予定なのか、そういう計画があるのかというお尋ねです。先ほどのご説明の中でも、適性試験や総合試験の考え方たは、それぞれの教科・科目の中で、いろんな形で工夫はされているというお答えだったと思いますが、この点について、小牧先生、少し補足をお願いできますでしょうか。

小牧

センター試験が教科・科目に基づいて行われているということ自身を変えようという動きがどこにあるというわけではありません。それぞれの教科・科目の中で、暗記物ばかりやらせているという非難がよく言われますが、それを避ける一つの方法として、思考力を測る問題を工夫して出題するという努力がされています。そのやり方は、暗記を避けるということは、どこかの教科書に載っているのを覚えていれば答えられる問題ではなく、どこを見ても載ってはいないけれども、その場で与えられたものを使って考えればできる問題をつくること。そのときに、それはその教科に関係ないではないかと言われないように、その教科で、教科書を習ったときに身についたスキルを、そこに新たに与えられた材料を使って試すような問題をつくるというような工夫が、多分各教科の出題で、程度は違うかもしれません、されているということをご紹介したかっただけです。

荒井

多少、個別性の高いご質問ですが、もう1つ、ここで伺っておきたいことがあります。藤芳先生

へのご質問ですが、視覚障害者の場合のリスニングテストの免除というのは、視覚障害の場合の延長時間等の手当てとは、まったく違うディメンジョンの話だと思いますが、公平性の観点から、この措置に関するお考えは何かありますか、というご質問です。

藤芳

センター試験では、聴覚障害者、特にリスニングテストを受けることが困難な聴覚障害者に対しては、リスニングテストの免除という措置が講じられております。免除措置に伴って得点をどのように保障しているかという事が問題となります。英語は筆記試験が200点満点、リスニングテストが50点満点の合計250点満点として作題され、得点が各個別大学に提供されております。

各個別大学は入試要項に記載されている方法でその得点を利用しております。また、各大学はリスニングテスト免除の聴覚障害者の200点満点の得点も健常者の250点満点の得点と公平になるように取り扱っているものと存じます。

ご指摘のようにリスニングテストを免除するのではなくて、文字化して出題することも考えられます。しかし、文字化したとしてもオーラル・コミュニケーションの能力と言うよりも語彙や文章理解等、筆記試験で問われる能力が測定される結果となることが研究結果として示唆されております。このため、重度の聴覚障害者の英語能力は



筆記試験の成績で十分に評価可能ではないでしょうか。もし何か良い方法がございましたらご教示いただければ幸いです。

ところで、アクセントとかイントネーションを問うような問題が筆記試験で出題されております。それが本当に、重度の聴覚障害者の大学における学習に必要とする基礎的能力に当たるかどうか疑問です。大学教育を受けるために必要ならばやむを得ないんですけども、そうでないとすれば、やはり免除ということを考えて、それに対しては他の得点からその得点を推定して与えるような、新しい方式があつてもいいのではないかと私は考えております。

以上です。

荒井

時間がなくて恐縮ですが、上野先生にお答えいただきたい質問がございます。発達障害者の入試特別措置についてですが、非常に幅広い対象を囲い込むという可能性がある。障害等級等によって対応を考えるとか、いろいろな工夫の余地が必要になるかと思いますが、発達障害者の受験上の特別措置について、ご示唆をいただければという内容です。

上野

日本の法律の規定によりますと、発達障害というのはLD、ADHD、高機能自閉症という、大体そういうようなものを想定するわけですが、私は、こういう診断名はもちろん大事なんですけれども、実際にそこで重複性とか、そういうような問題もありますので、具体的な、何がうまくいっていないのかということについてのきちんとした診断書と状況報告・意見書が必要だと思っています。

そのため、仕掛けと言うとおかしいですけれども、医者の診断書においても診断名だけではなくて、きちんと心理・認知及び行動評定等を、その状態を、医者として何をもってそう判断したかということを書き入れてもらうことが1点。

それから、この肢体不自由などと同様に、いろんな様態がありますので、状況報告・意見書というのを書いてもらいます、校長名ですね。そこにはもちろん、まだ不十分かもしれませんけれども、その志願者に対して、これまでどういう教育、どういう措置をしてきたかという、個別の指導計画や個別の教育支援計画等があるかないか。そういうものがきちんとこれから整備されて、明らかになってくれば余計この状態が理解しやすいという、ある種の仕掛けですね。

ですから、これは高等学校に対しても、今後非常に大きな変化を求める事になるんだろうと思っています。直ちにそれがうまく機能するかどうかわからない。最初のハードルはかなり高いかもしませんけれども、その最初の扉を開いたということですね。これは理事長が最初に申し上げたとおりです。

荒井

他にも、皆さまから数多くの具体的なご質問をいただいております。本日は時間がございませんので、何らかの形で回答を申し上げたいと思っております。とりあえずは、ウェブサイトでご質問に対する回答をお示しできるようなことを想っておりまます。たいへん恐縮ですが、そのようななかたちで対応させていただきたいと思いまますので、ご寛恕いただければ、と存じます。

あと3、4分ほど残りがございますが、きょうの報告者、それからコメントーターの方で、ぜひこれだけはメッセージとして伝えたいということ

がございましたら、ぜひ挙手をいただいて、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

繁樹

アドミッションズ・オフィスのための人材が現実に不足しているという問題があるにしても、国家的に本腰を入れてアドミッションズ・オフィスをつくるつもりならば道は開けると思います。

荒井

そうですね。時間があれば、アドミッションズ・オフィスのつくり方という話を、アメリカの事例などを参考に田中先生あたりに伺いたいと思っていましたが。

田中先生、残り時間は少ないですが、機能するアドミッションズ・オフィスというのをつくるための工夫というか、先行事例としてのノウハウはあるのでしょうか。

田中

難しいお話ですけれども、私も機能しないアドミッションズ・オフィスというのがどういうものなのかよくわからないんですが。機能するというのは、ある目的があってつくるわけですので、日本には日本の形のアドミッションズ・オフィスがあろうかと思うんですが。

ただ一つ、こういうことはあるんだと思います。入学の、これはもうほかの先生方のご議論の中にすべて出てきた話でございますので、あえて言うことでもないのですが、大学の成功は入学者がとれたところで終わるわけではないということなんですね。それが多分大きな変化なんだと思います、ここしばらくの。大学の成功というのは、入学者がとれて、そのとれた学生が自分たちが期待をしたように育つことができて、育てられて、そして

世の中にその学生を輩出するというところでもってその成功が決まるので。

その意味においては、先ほど申し上げたリクルーティングという話は非常に目的を射ている話でありまして、要するに、ハーバードの学生集団の特徴とプリンストンの学生集団の特徴は決定的に違うんですね。

なぜかというと、一つは、ご存じのようにハーバードには、オバマとかも出ましたけれども、ロースクールもあれば、メディカルスクールもあれば、ビジネススクールもあればというスクールがあるけれども、プリンストンにはロースクールもなければ、メディカルスクールもなければ、それからビジネススクールもありません。

だけども、どちらもIVリーグで非常にすぐれた大学だけれども、ハーバードと例えれば決定的に違うのは、プリンストンは1年生の学生は全員シニアの、ノーベル賞をとったすべての、あらゆるシニアのプロフェッサーは10人から15人クラスの小さな授業を、すべてのシニアのプロフェッサーは必修でもって全員が持たなければいけないというルールが組まれている。ですから、そのルールに合わないプロフェッサーもリクルートしないわけですね。それがあることをリクルートするのと同時に、ほとんどが4年間全寮制で生活をする。非常にアンダーグラデュエート中心型のプログラムを組んでいる。となれば、それに見合った学生をそこの中でとってくるということが目的になりますから、アドミッションズ・オフィスの機能はおのずとそこで決まってくる。

同じように、SATだとかACTのレベルとしては同じだけれども、ハーバードに入ってくる学生はハーバードの特徴を担った、その中に育てられる学生もって学生をリクルートしていくいますから、その意味で、リクルーティングが求めて



いるものは基本的に違うということになってまいります。

そういう流れの中で、次のプロフェッショナルスクールに、どこに行くかということを前提として組んでいきますから、いわゆるアドミッションズ・オフィスの機能というものを具体化するためには、要するに大学が何をしたいか、そして、どういう学生をどう育てたいかということをきちんと定義づけた上で、それに見合った学生をとれる体制を、どのように行うかというのは個々の大学の特徴かもしれませんけれども、具体的にやっていく。

そのときに、先ほどからずっと出ております公平性の問題を、今度はどこでもって担保するのかというのは十分に考慮しなければならないという。こういう話になるんだろうというふうに思います。

荒井

ありがとうございました。

そろそろ時間がまいりました。

この第1回目のセミナーを通じて、もし大学入試センターの入学者選抜研究機構がめざしているもの、その雰囲気などを少しでも感じて頂けたら、今回のセミナーの趣旨は果たせたのではないかと考えております。

我々、ここに並んでいるメンバーは、3年の任期でこの仕事に取り組もうと考えております。教員任期も含めて、時限でつくられた組織でありま

ですが、それぞれのテーマのなかで、新しい議論の渦をつくりだしてみたいという気概はそれぞれに持っております。この入学者選抜研究機構の設置目的に向けて、精一杯、努力していきたいと存じますので、皆様のご支援とご協力をいただきたい

と思います。

また、本日、予想をこえる多くの方のご参加を得て、セミナーが開けましたことを、心から感謝をいたします。ありがとうございました。



独立行政法人大学入試センター 入学者選抜研究機構発足記念セミナー報告書
「大学入試を考える ~競争選抜から全入化の時代へ~」

発行 平成 23 年 2 月 28 日

編集・発行 独立行政法人大学入試センター入学者選抜研究機構
〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23
電話：03-3468-3311（代）

印刷 株式会社 コームラ
